

武蔵村山市公共施設等総合管理計画について

このことについて、別紙のとおり改訂しましたので、お知らせいたします。

# 武蔵村山市公共施設等総合管理計画

(平成 29 年度～令和 28 年度)



平成 29 年 3 月  
(令和 4 年 3 月改訂)

武 蔵 村 山 市



## 武蔵村山市公共施設等総合管理計画の改訂に当たって

武蔵村山市は、令和2年11月に市制施行50周年を迎えました。昭和45年11月の市政施行時に約4万1千人だった人口は、現在では約7万2千人に達するまでに至り、大きな飛躍と変貌を遂げています。

こうした発展の過程において、市民の皆様に必要な行政サービスを提供するため、学校、道路、下水道等の公共施設の整備に努めてまいりましたが、現在では多くの施設で老朽化が進行し、大規模改修や建替え、更新が必要な時期を迎えています。

全国的に少子高齢・人口減少傾向にある中、近年では本市においても少子高齢化が進行しており、市民の皆様に必要な行政サービスについては、将来にわたってこれを提供し続けるため、不断の見直しと改革を進めていかなければならない状況にあります。

また、市民の皆様が安心して公共施設を御利用いただくためには、今後ますます進行する老朽化に対し、時代のニーズにも合わせた抜本的な対策を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、公共施設の現状と将来の見通しを整理し、今後必要となる老朽化対策や公共施設の有効活用を実現するために必要な基本方針等を取りまとめた「武蔵村山市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定し、関連する諸計画も踏まえ、公共施設の適正な管理と活用に取り組んでまいりました。また、その一環として、各公共施設について、公共施設等総合管理計画に即した個別施設計画等の策定・改訂を行ってまいりました。

この度、こうした取組や個別施設計画等を反映させるとともに、新たにユニバーサルデザイン化の推進に関する方針なども加え、公共施設等総合管理計画を改訂いたしました。

今後も、公共施設等総合管理計画及び関連する諸計画を踏まえ、適正な管理と活用を推進し、公共施設を価値ある資産として将来世代へ引き継ぐため必要な施策を着実に実行してまいります。市民の皆様におかれましては、今後とも、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

武蔵村山市長

山崎泰大







## 【目次】

第1章	公共施設等総合管理計画について.....	1
第1節	計画の位置付け.....	2
第2節	本市における取組.....	3
第3節	計画期間.....	3
第4節	対象とする公共施設等.....	3
第2章	本市の概要.....	13
第1節	沿革.....	14
第2節	地理.....	15
第3章	公共施設等の現況及び将来の見通し.....	17
第1節	建築系公共施設.....	18
第1項	保有数量.....	18
第2項	建築年度別の状況.....	22
第3項	耐震化の状況.....	25
第4項	運営・管理状況.....	26
第5項	建築系公共施設の維持管理・更新等経費.....	30
第2節	土木系公共施設.....	31
第1項	道路.....	31
第2項	橋梁.....	32
第3項	トンネル.....	32
第4項	下水道.....	33
第5項	公園.....	34
第6項	土木系公共施設の維持管理・更新等経費.....	35
第3節	土地.....	36
第4節	有形固定資産減価償却率の推移.....	36
第5節	人口.....	38
第1項	人口の推移と将来推計.....	38
第2項	年齢三区分別の推移と将来推計.....	39
第3項	地区別の人口.....	41
第6節	財政.....	43
第1項	普通会計.....	43
第2項	下水道事業会計.....	46
第3項	主要財政指標.....	48
第7節	公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な費用の見込み.....	49
第1項	試算方法.....	49
第2項	試算結果.....	52

第3項  充当可能な財源の見込みと課題 .....	68
第8節  市民意向調査の結果概要 .....	76
第1項  市民アンケートによる調査概要 .....	76
第2項  公共施設の利用状況 .....	76
第3項  本市における今後の公共施設の方向性に関する検討の必要性 .....	77
第4項  本市における今後の公共施設(建築物)の整備上の方向性 .....	77
第5項  重点的に見直しすべき施設 .....	78
第6項  自由記述回答 .....	78
<b>第4章  公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....</b>	<b>79</b>
第1節  全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 .....	80
第1項  全庁的な取組体制 .....	80
第2項  市民との情報共有 .....	80
第2節  現状や課題に関する基本認識 .....	81
第1項  市政を取り巻く状況 .....	82
第2項  公共施設 .....	82
第3項  人口 .....	83
第4項  財政 .....	84
第5項  維持管理・更新等費用 .....	84
第6項  市民アンケート .....	84
第7項  現状や課題に関する基本認識 .....	85
第3節  公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	86
第1項  武蔵村山市公共施設等再生ビジョン .....	86
第2項  重点方針 .....	87
第3項  公共施設等の適正管理に係る実施方針 .....	88
第4節  PDCAサイクルの推進方針 .....	91
<b>第5章  施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....</b>	<b>93</b>
第1節  建築系公共施設 .....	94
第1項  学校教育系施設 .....	94
第2項  社会教育・文化施設 .....	96
第3項  社会体育施設 .....	99
第4項  子育て支援施設 .....	100
第5項  保健・福祉施設 .....	101
第6項  産業観光施設 .....	104
第7項  行政系施設 .....	106
第8項  市民総合センター .....	109
第9項  公営住宅 .....	110
第10項  公園内施設 .....	110
第11項  その他 .....	111
第2節  土木系公共施設 .....	112

第1項 道路.....	112
第2項 橋梁.....	113
第3項 トンネル.....	114
第4項 下水道.....	114
第5項 公園.....	115
第3節 土地.....	115
<b>資 料 編.....</b>	<b>117</b>
1 公共施設等総合管理計画策定委員会.....	119
2 公共施設等整備・再編推進本部.....	121
3 その他の市民参加.....	131

※改訂前に「第6章 個別施設計画」として掲載していた「武蔵村山市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）」は、本計画書には掲載していません。



## 第1章 公共施設等総合管理計画について

---



# 第1章 公共施設等総合管理計画について

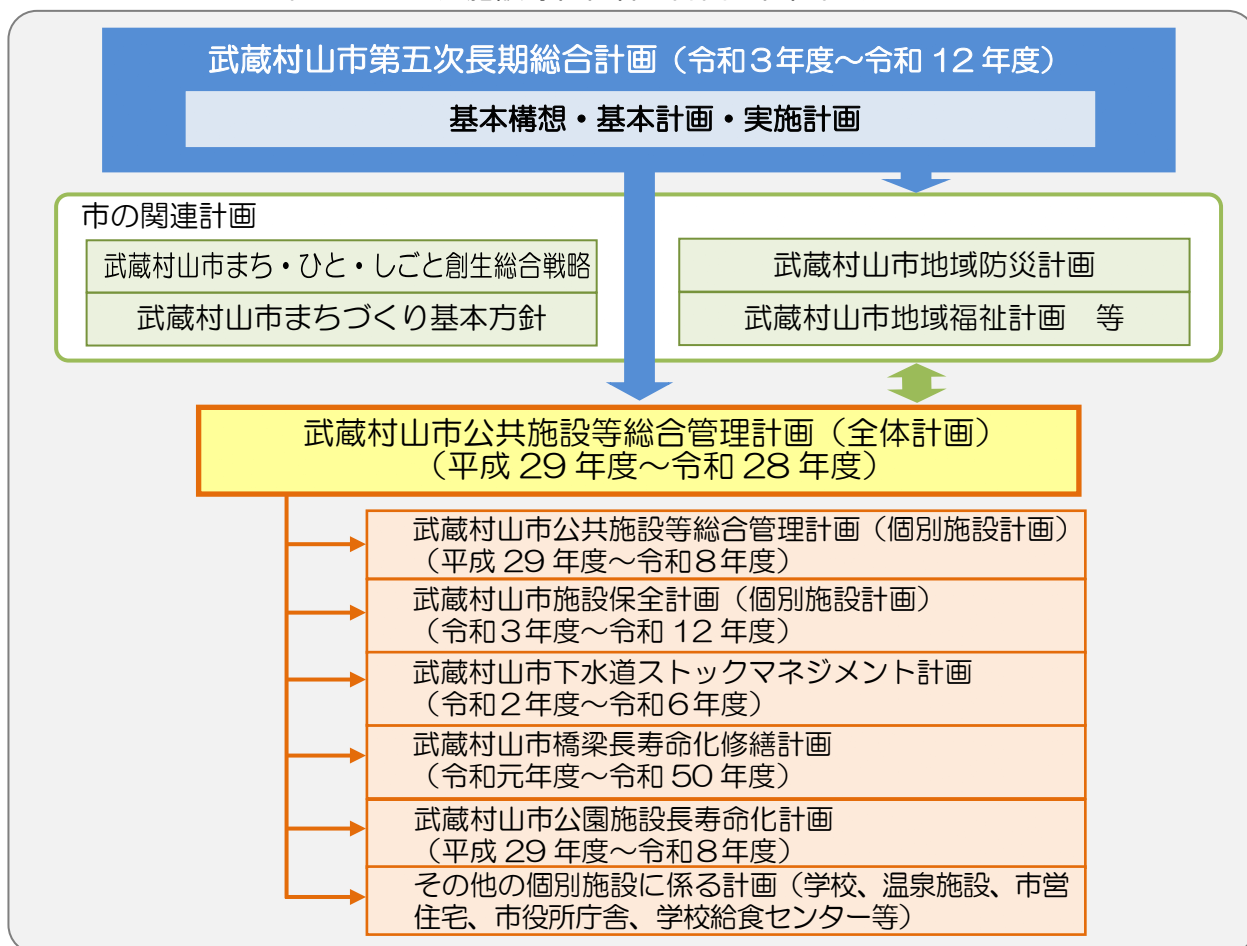
## 第1節 計画の位置付け

厳しい財政状況が続く中で、将来の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによって、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現と、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進めることが求められています。

国においては「インフラの老朽化が急速に進展する中、“新しく造ること”から“賢く使うこと”への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。加えて、全国的に公共施設等の老朽化対策が課題となっている状況を踏まえて、平成26年4月に総務省から全ての地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされました。「公共施設等総合管理計画」は国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方公共団体における行動計画として位置付けられています。

本計画は本市が管理する全ての公共施設等を対象とする行動計画であり、上位計画である長期総合計画やその他の関連する計画との整合を図りながら、本市の公共施設等の最適配置と財政負担の軽減や平準化のため必要施策の方向性を定めるものです。

図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置付け



## 第2節 本市における取組

---

本市では、昭和40年代を中心に大量に整備を行ってきた公共施設等が、今後、急速に老朽化し、機能を維持するためには多額の費用を要し、今まで以上に市の財政を圧迫することが予測されます。このことから平成26年2月には「武蔵村山市公共施設の在り方検討委員会」を設置して、今後の公共施設の在り方についての方向性を検討してきました。

平成26年3月には、公共施設の老朽化状況や運営・維持管理経費、利用実態等の現況を把握するために「武蔵村山市公共施設白書」を作成し、平成29年3月に本計画及び本計画に基づく「武蔵村山市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）」を策定しました。

また、平成25年度以降、「武蔵村山市橋梁長寿命化修繕計画」、「武蔵村山市公園施設長寿命化計画」、「武蔵村山市下水道ストックマネジメント計画」、「武蔵村山市施設保全計画（個別施設計画）」等を策定・改訂し、各施設の長寿命化等の取組も進めています。

## 第3節 計画期間

---

本計画の期間は、平成29年度から令和28年度までの30年間とします。

ただし、公共施設等の総量や将来見通しの分析の前提条件などに大きな変更が生じた際には、必要に応じて計画の全部又は一部の見直しを行います。

## 第4節 対象とする公共施設等

---

本計画で対象とする公共施設等は、市が管理する建築系の公共施設（表1-1）だけでなく、道路や橋梁、下水道、公園といった土木系の公共施設（表1-2）を含む全ての公共施設等です。また、施設用地等としての市有地の有効活用の観点から、土地（表1-3）についても対象としました。

建築系の公共施設は、各施設の用途に着目し、本計画第5章で定める「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を見据えて、施設の分類を行いました。

表 1-1 対象とする公共施設等(建築系公共施設)

大分類	中分類	細分類	施設数	施設名称	複合施設又は併設施設 ◆複合(全体)、◎複合(代表)、 ○複合(代表以外)、□併設(建物別棟)
学校教育系施設	学校	小学校	9	第一小学校	□本町学童クラブ
				第二小学校	○三ツ木学童クラブ
				第三小学校	
				小中一貫校村山学園第四小学校	
				小中一貫校大南学園第七小学校	○公民館 ○西大南学童クラブ(第一、第二)
				第八小学校	
				第九小学校	□学園学童クラブ
				第十小学校	□中原学童クラブ
				雷塚小学校	□雷塚学童クラブ
		中学校	5	第一中学校	
	小中一貫校村山学園第二中学校				
	第三中学校				
	小中一貫校大南学園第四中学校				
	第五中学校				
その他教育 関連施設	学校給食センター	1	学校給食センター		
	教育相談室	1	教育相談室	◆市民総合センター ◎教育センター	
	適応指導教室	1	適応指導教室	◆市民総合センター ◎教育センター	
社会教育・ 文化施設	文化施設	市民会館	1	市民会館(さくらホール)	
	図書館	図書館	6	雷塚図書館	○雷塚地区会館
				中久保図書館	○公民館中久保分館
				中藤地区図書館	◎中藤地区会館 ○中藤地区児童館 ○中藤学童クラブ
				三ツ木地区図書館	◎三ツ木地区会館
				大南地区図書館	◎大南地区会館 ○大南地区児童館 ○大南学童クラブ
				残堀・伊奈平地区図書館	◎残堀・伊奈平地区会館 ○残堀・伊奈平地区児童館 ○残堀・伊奈平学童クラブ(第一、第二)
	社会教育・ 集会施設	地区会館	6	雷塚地区会館	◎雷塚図書館
				中藤地区会館	○中藤地区図書館 ○中藤地区児童館 ○中藤学童クラブ
				三ツ木地区会館	○三ツ木地区図書館
				大南地区会館	○大南地区図書館 ○大南地区児童館 ○大南学童クラブ
				残堀・伊奈平地区会館	○残堀・伊奈平地区図書館 ○残堀・伊奈平地区児童館 ○残堀・伊奈平学童クラブ(第一、第二)
				中部地区会館	◎市役所庁舎内(本庁舎4階)

大分類	中分類	細分類	施設数	施設名称	複合施設又は併設施設 ◆複合(全体)、◎複合(代表)、 ○複合(代表以外)、□併設(建物別棟)
社会教育・文化施設	社会教育・集会施設	公民館	3	公民館	◎小中一貫校大南学園第七小学校内
				公民館中久保分館	◎中久保図書館
				公民館さいかち分館	◎さいかち児童館 ○さいかち学童クラブ ○さいかち老人福祉館
		集会所	9	大南公園地区集会所	
				上水台地区集会所	
				新海道地区集会所	
				中原地区集会所	
				学園地区集会所	
				新大南地区集会所	
				西大南地区集会所	
	湖南地区集会所				
	さいかち公園地区集会所	○さいかち公園災害対策用資材センター			
	コミュニティセンター	1	緑が丘コミュニティセンター	◆緑が丘ふれあいセンター	
男女共同参画センター	1	男女共同参画センター	◆緑が丘ふれあいセンター		
その他集会施設	1	生涯学習活動室	◆市民総合センター ◎教育センター		
博物館等	歴史民俗資料館	2	歴史民俗資料館		
			歴史民俗資料館分館		
社会体育施設	体育館	体育館	1	総合運動公園(総合体育館)	
	プール	プール	1	野山北公園プール	
	公園・運動場内建築物	管理棟等	4	総合運動公園(第一運動場)	
				総合運動公園(第二運動場)	
				大南公園体育施設管理事務所	
			三ツ木庭球場		
子育て支援施設	保育所	保育所	1	つみき保育園	
	児童施設	児童館	6	お伊勢の森児童館	◎福祉会館 ○ちいろば教室
				山王森児童館	○山王森学童クラブ
				さいかち児童館	○公民館さいかち分館 ○さいかち学童クラブ ○さいかち老人福祉館
				中藤地区児童館	○中藤地区図書館 ◎中藤地区会館 ○中藤学童クラブ
				大南地区児童館	○大南地区図書館 ◎大南地区会館 ○大南学童クラブ
				残堀・伊奈平地区児童館	○残堀・伊奈平地区図書館 ◎残堀・伊奈平地区会館 ○残堀・伊奈平学童クラブ(第一、第二)
		学童クラブ	13	さいかち学童クラブ	◎さいかち児童館内
				雷塚学童クラブ	□雷塚小学校敷地内
				大南学童クラブ	○大南地区児童館内
				山王森学童クラブ	○山王森児童館内
				中藤学童クラブ	○中藤地区児童館内

大分類	中分類	細分類	施設数	施設名称	複合施設又は併設施設 ◆複合(全体)、◎複合(代表)、 ○複合(代表以外)、□併設(建物別棟)
子育て支援施設	児童施設	学童クラブ	13	残堀・伊奈平学童クラブ第一	○残堀・伊奈平地区児童館内
				残堀・伊奈平学童クラブ第二	○残堀・伊奈平地区児童館内
				三ツ木学童クラブ	◎第二小学校内
西大南学童クラブ第一				◎小中一貫校大南学園第七小学校内	
西大南学童クラブ第二				◎小中一貫校大南学園第七小学校内	
中原学童クラブ				□第十小学校敷地内	
学園学童クラブ				□第九小学校敷地内	
本町学童クラブ		□第一小学校敷地内			
	ちいろば教室	1	ちいろば教室	◎福祉会館 ○お伊勢の森児童館	
	その他子育て支援施設	子ども・子育て支援センター	1	子ども・子育て支援センター	◆市民総合センター ◎保健福祉総合センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	福祉会館	1	福祉会館	○お伊勢の森児童館 ○ちいろば教室
		老人福祉館	6	第一老人福祉館	◆緑が丘ふれあいセンター
				第二老人福祉館	
				第三老人福祉館	
				第四老人福祉館	
				第五老人福祉館	
		さいかち老人福祉館	◎さいかち児童館 ○公民館さいかち分館 ○さいかち学童クラブ		
	高齢者在宅サービスセンター	1	緑が丘高齢者在宅サービスセンター	◆緑が丘高齢者サービスセンター	
	地域包括支援センター	2	緑が丘地域包括支援センター	◆緑が丘高齢者サービスセンター	
			南部地域包括支援センター	◆市民総合センター ◎保健福祉総合センター	
	訪問看護ステーション	1	訪問看護ステーション	◆市民総合センター ◎保健福祉総合センター	
	障害福祉施設	のぞみ福祉園	1	のぞみ福祉園	
		福祉集会所	1	若草集会所	
		精神障害者地域活動支援センター	1	精神障害者地域活動支援センター	◆市民総合センター ◎保健福祉総合センター
		身体障害者福祉センター	1	身体障害者福祉センター	◆市民総合センター ◎保健福祉総合センター
障害者地域自立生活支援センター		1	障害者地域自立生活支援センター	◆市民総合センター ◎保健福祉総合センター	
保健施設	保健相談センター	2	保健相談センター		
			保健相談センターお伊勢の森分室		
その他福祉施設	ボランティアセンター	1	ボランティア・市民活動センター	◆市民総合センター ◎保健福祉総合センター	
産業施設 観光	温泉施設	温泉施設	1	温泉施設(村山温泉「かたくりの湯」)	
	保管庫	市民まつり用保管庫	2	デエダラボッチ山車保管庫	
市民まつり資材保管庫					
行政系施設	庁舎等	市役所	1	市役所庁舎	○中部地区会館(本庁舎4階) ○第四分団車庫(第二庁舎)
		市役所出張所	1	緑が丘出張所	
		事務所	1	都市核地区区画整理現地事務所	

大分類	中分類	細分類	施設数	施設名称	複合施設又は併設施設 ◆複合(全体)、◎複合(代表)、 ○複合(代表以外)、□併設(建物別棟)
行政系施設	防犯施設	見守り番	2	見守り番大南	
				見守り番中原	
	消防施設	消防団車庫	8	第一分団車庫	
				第二分団車庫	
				第三分団車庫	
				第四分団車庫	○市役所第二庁舎
				第五分団車庫	
				第六分団車庫	
				第七分団車庫及び防災備蓄倉庫	
				第八分団車庫	
	備蓄倉庫	災害対策用備蓄倉庫等	6	三ツ藤災害対策用備蓄倉庫	
				三ツ木災害対策用備蓄倉庫	
				災害対策用資材置場	
防災対策用資材センター					
さいかち公園災害対策用資材センター				◎さいかち公園地区集会所	
岸資材置場					
市民総合センター	市民総合センター	保健福祉総合センター	1	保健福祉総合センター	◆市民総合センター
		教育センター	1	教育センター	◆市民総合センター
公営住宅	市営住宅	市営住宅	2	市営中央住宅	
				市営三ツ木住宅	
公園内施設	公園内建築物	公園便所等	41	三ツ木地域運動場	
				原山地域運動場	
				残堀・伊奈平地域運動場	
				野山北公園	
				山王森公園	
				向山公園	
				伊奈平公園	
				中原公園	
				経塚向公園	
				大南東公園	
				オカネ塚公園	
				大南公園	
				雷塚公園	
				十二所神社公園	
				三ツ藤南公園	
				プリンスの丘公園	
				さいかち公園	
				カマキリ公園	
				東大南児童遊園	
				残堀児童遊園	
				新海道児童遊園	
				大道児童遊園	
				学園児童遊園	
三ツ藤児童遊園					
大南一丁目児童遊園					



大分類	中分類	細分類	施設数	施設名称	複合施設又は併設施設 ◆複合(全体)、◎複合(代表)、 ○複合(代表以外)、□併設(建物別棟)
公園内施設	公園内建築物	公園便所等	41	大南三丁目児童遊園	
				横田児童遊園	
				中原三丁目北児童遊園	
				中原三丁目中央児童遊園	
				中原経塚向児童遊園	
				伊奈平四丁目児童遊園	
				学園四丁目西児童遊園	
				後ヶ谷戸運動広場	
				入り運動広場	
				小山内運動広場	
				赤堀運動広場	
				シドメ久保運動広場	
				シドメ久保第二運動広場	
				新大南運動広場	
				中村運動広場	
中藤五丁目運動広場					
その他	その他	その他	2	高齢者作業所(シルバー人材センター) 旧第二給食センター	
合計(施設数)			163		

(注1) 令和2年度末現在。市が建物を借り受けてサービスを提供する施設を含みます。

(注2) 複合施設内の各施設をそれぞれカウントしています。

(注3) 緑が丘ふれあいセンターは、緑が丘コミュニティセンター、男女共同参画センター及び第一老人福祉館で構成される複合施設です。

(注4) 緑が丘高齢者サービスセンターは、緑が丘高齢者在宅サービスセンター及び緑が丘地域包括支援センターで構成される複合施設です。

(注5) 市民総合センターは、保健福祉総合センター及び教育センターで構成される複合施設です。保健福祉総合センター及び教育センターも、それぞれが複合施設です。

(注6) 公園内施設は、公園内の管理棟、倉庫、便所などを含みます。

(注7) 令和3年度中に廃止の施設は、記載していません。

表 1-2 対象とする公共施設等(土木系公共施設)

分類		箇所数	延長	面積
道	路	1,263 路線	252,048 m	1,276,312 m <sup>2</sup>
橋	梁	62 橋	513 m	3,673 m <sup>2</sup>
ト	ン	4 箇所	540 m	2,143 m <sup>2</sup>
下	水	—	約 275 km	—
公園	都市公園	18 箇所	—	220,235.75 m <sup>2</sup>
	児童遊園	49 箇所	—	28,810.86 m <sup>2</sup>
	地域運動場	3 箇所	—	11,851.41 m <sup>2</sup>
	運動広場	9 箇所	—	11,316.48 m <sup>2</sup>
	親水緑地広場	7 箇所	—	15,214.38 m <sup>2</sup>

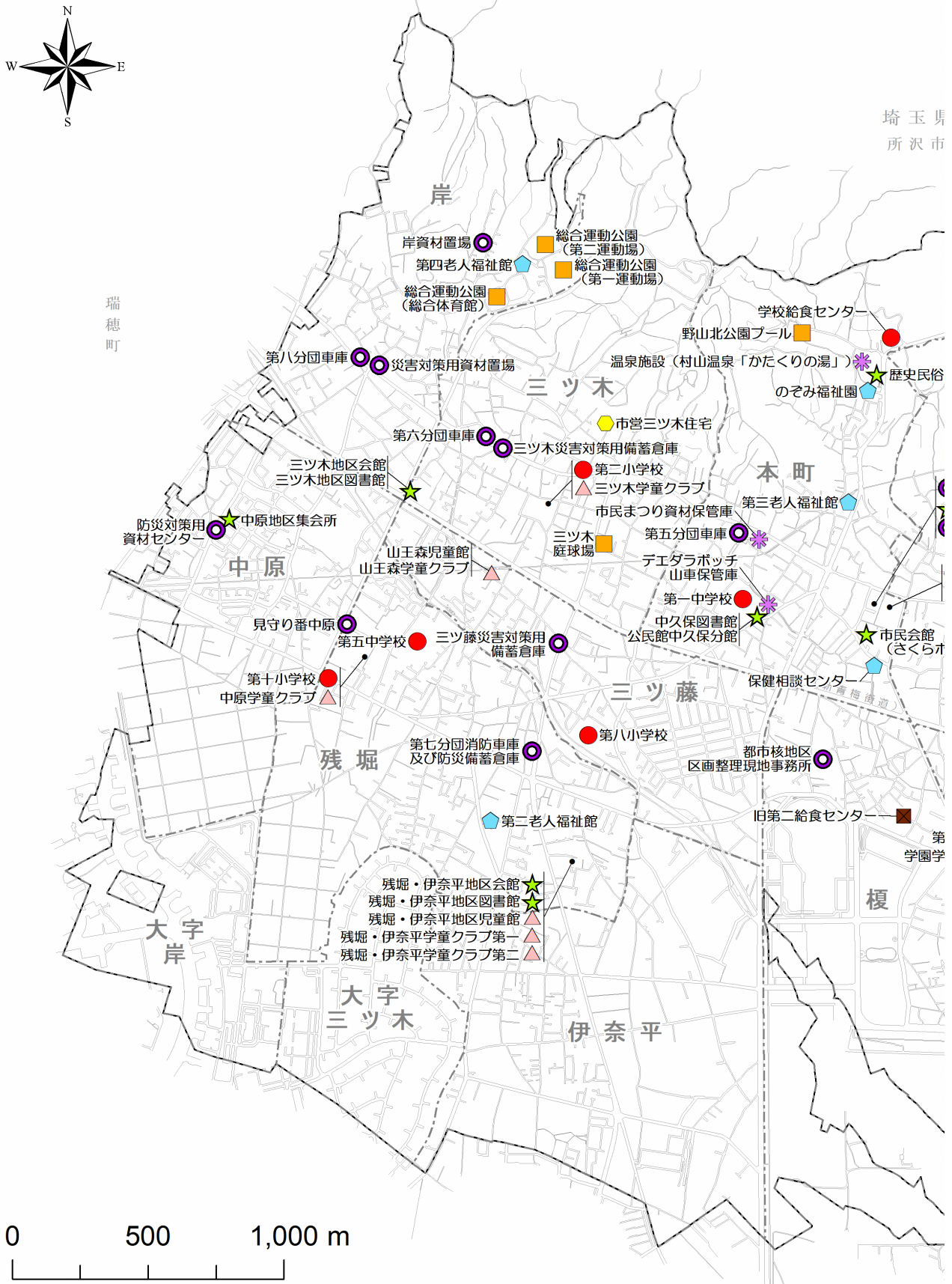
出典：事務報告書（令和2年度）

表 1-3 対象とする公共施設等(土地)

分類	面積
行政財産土地	451,203.61 m <sup>2</sup>
普通財産土地	90,489.12 m <sup>2</sup>
合計	541,692.73 m <sup>2</sup>

出典：財産に関する調書（令和2年度）

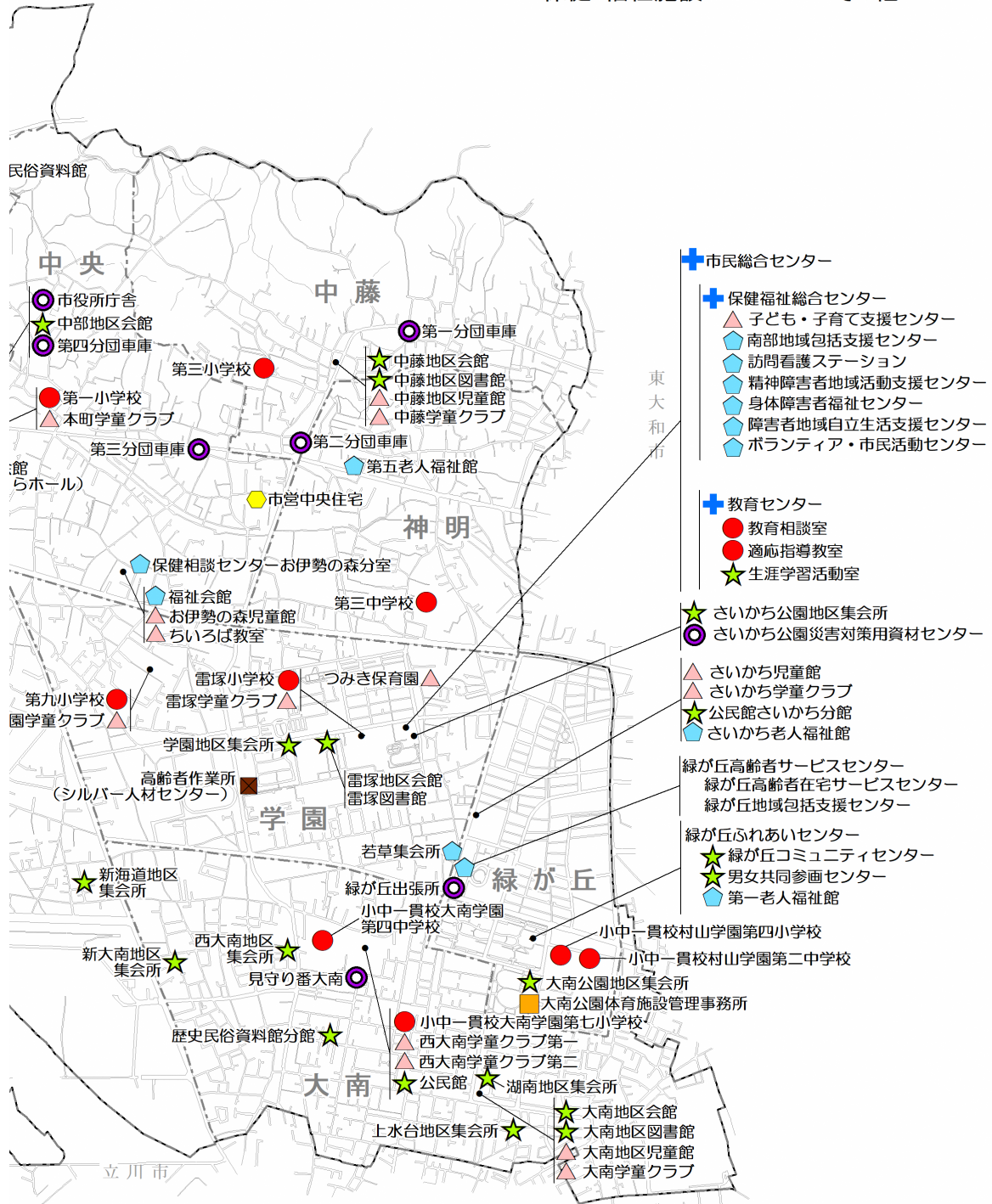
図 1-2 施設配置状況(建築系公共施設)



本地図の背景図には、国土地理院の基盤地図情報の一部を使用しています。

## 凡例

- 学校教育系施設
- ★ 社会教育・文化施設
- 社会体育施設
- ▲ 子育て支援施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ✳ 産業観光施設
- ◎ 行政系施設
- ⊕ 市民総合センター
- 公営住宅
- その他



(注)公園内建築物(公園内便所等)を除く。



## 第2章 本市の概要

---



## 第2章 本市の概要

### 第1節 沿革

本市は、昭和29年の町制施行以降、昭和37年のプリンス自動車工業(株)の操業開始や昭和41年からの都内最大の都営村山団地の入居開始を契機として人口が急増し、昭和45年11月3日に市制を施行し、現在に至っています。

市制施行以降は、昭和52年に新庁舎（現庁舎）が完成し、昭和55年に市内循環バスの運行を開始しました。平成になり、市民ニーズに応じた公共施設の整備を図り、平成14年には温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）と市民総合センターを開所し、平成15年には総合体育館を開館しました。近年は、教育やスポーツの推進に積極的に取り組み、平成22年には多摩地区初となる施設完全一体型小中一貫校である「小中一貫校村山学園」を開校しています。

<年表>

時 期	経 緯
明治22年4月	北多摩郡中藤村ほか3か村組合が設立される。
明治26年4月	北多摩郡中藤村ほか3か村組合が神奈川県から東京府に編入する。
大正6年4月	3か村が合併し、東京府北多摩郡村山村となる。
昭和29年11月	町制施行により、東京都北多摩郡村山町となる。
昭和41年	都営村山団地の入居開始
昭和45年11月	市制施行により、東京都武蔵村山市となる。
昭和52年	新庁舎（現庁舎）開庁
昭和55年	市内循環バス運行開始
平成14年	温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）オープン 市民総合センター開所
平成15年	総合体育館開館
平成18年	緑が丘ふれあいセンター開所
平成22年	小中一貫校村山学園開校（多摩地区初となる完全施設一体型小中一貫校）
平成25年	三ツ木庭球場開設
平成28年	歴史民俗資料館分館開館
令和2年	さいかち児童館・学童クラブ、公民館さいかち分館及びさいかち老人福祉館で構成される複合施設開館

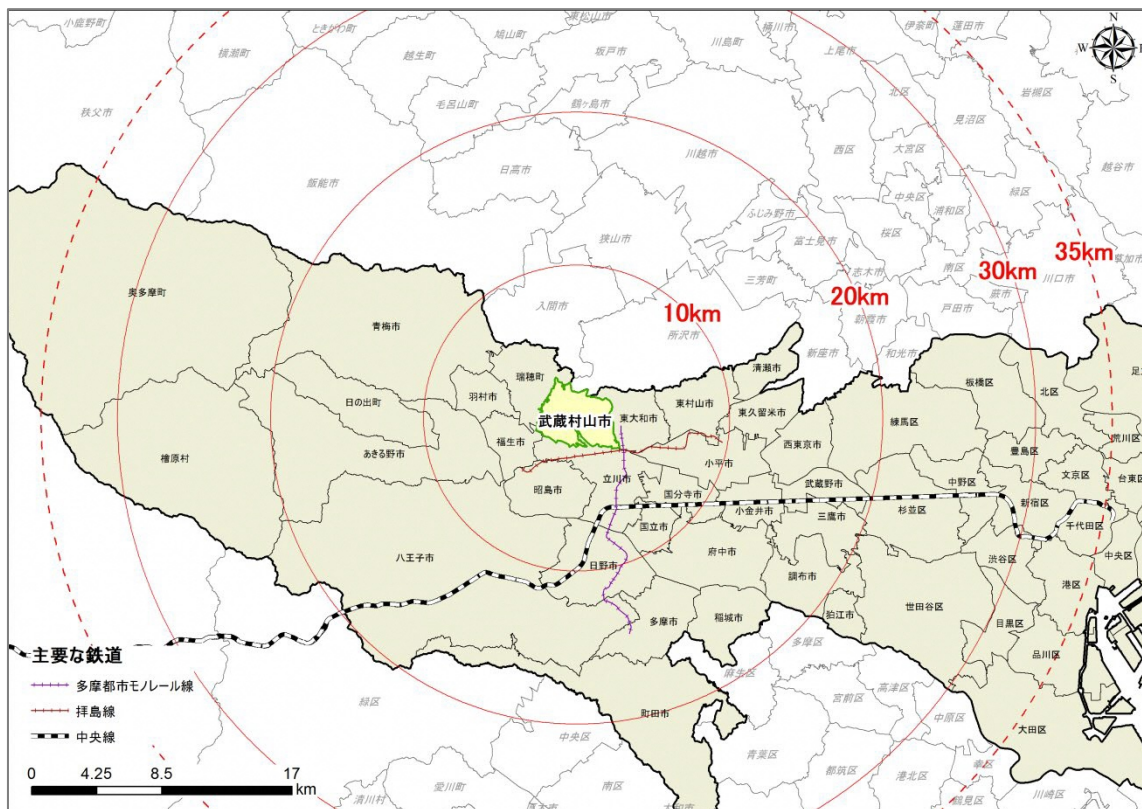
## 第2節 地理

本市は東京都心から約35km圏内に位置し、東西に約5.2km、南北に約4.7kmの市域を有し、面積は15.32㎏です。西は瑞穂町、南は立川市、東は東大和市、さらに北部は狭山丘陵をはさんで埼玉県所沢市に隣接しています。

市を象徴する狭山丘陵は、市北部を西から東へ続き、村山貯水池（多摩湖）、山口貯水池（狭山湖）、市民の広場、都立野山北・六道山公園及び市立野山北公園があります。

道路は古くから発達し、青梅街道、新青梅街道、江戸街道などが主要道路として市内を走っています。現在まで市内には軌道交通がありませんが、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸の実現に向け、都市核地区土地区画整理事業にも取り組んでいます。また、平成30年12月には東大和市、瑞穂町との共同で、モノレール延伸後を見据えたまちづくりの方向性を明らかにすることを目的として、「モノレール沿線まちづくり構想」を策定しました。

図 2-1 武蔵村山市の位置





### 第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

---

# 第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

## 第1節 建築系公共施設

### 第1項 保有数量

#### (1) 施設類型ごとの保有数量

本市の建築系公共施設について、施設の機能面から施設類型（用途分類）を定義し、大分類ごとの延床面積を集計しました。市が建物を借り受けてサービスを行っている市の施設も含めると、建築系公共施設の全体の延床面積は、令和2年度末時点で152,397.17㎡となります。

最も延床面積の構成割合が多い用途は学校教育系施設で、全体の半数以上となる61.1%を占めています。次に構成割合が高いものは社会教育・文化施設であり、全体の1割強程度となる12.9%を占めています。社会教育・文化施設には集会施設や文化施設が含まれています。その他に構成割合の高い順として、行政系施設（庁舎等）が6.9%、保健・福祉施設が4.9%を占めており、これら上位4つの用途分類で全体の85.8%を占めています。

図 3-1 施設類型(大分類)別延床面積の割合

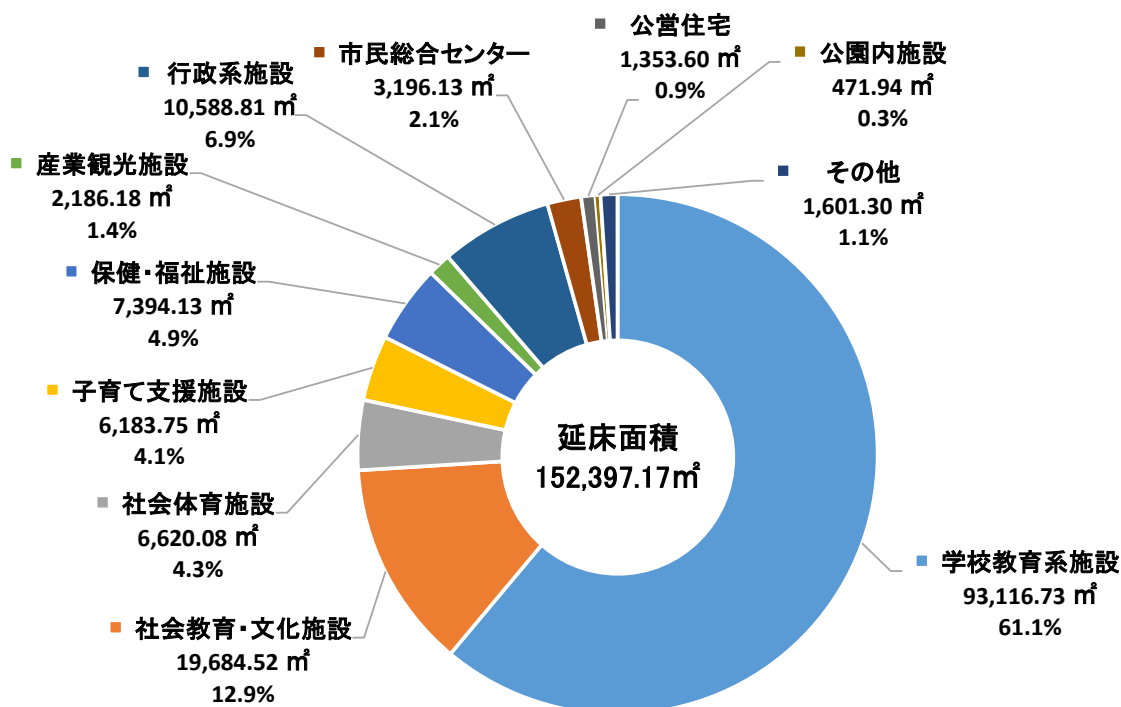


表 3-1 建築系公共施設の施設類型(大分類・中分類)別延床面積の内訳

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
学校教育系施設	17	93,116.73	61.1	学校	14	91,348.23	59.9
				その他教育施設	3	1,768.50	1.2
社会教育・文化施設	30	19,684.52	12.9	文化施設	1	7,854.39	5.2
				図書館	6	2,825.21	1.9
				社会教育・集会施設	21	8,116.98	5.3
				博物館等	2	887.94	0.6
社会体育施設	6	6,620.08	4.3	体育館	1	5,799.55	3.8
				プール	1	253.59	0.2
				公園・運動場内建築物	4	566.94	0.4
子育て支援施設	22	6,183.75	4.1	保育所	1	989.69	0.6
				児童施設	20	4,443.84	2.9
				その他子育て支援施設	1	750.22	0.5
保健・福祉施設	19	7,394.13	4.9	高齢福祉施設	11	3,760.41	2.5
				障害福祉施設	5	2,207.88	1.4
				保健施設	2	1,130.52	0.7
				その他福祉施設	1	295.32	0.2
産業観光施設	4	2,186.18	1.4	温泉施設	1	1,953.46	1.3
				情報館	1	76.60	0.1
				保管庫	2	156.12	0.1
行政系施設	19	10,588.81	6.9	庁舎等	3	9,167.94	6.0
				防犯施設	2	42.78	0.0
				消防施設	8	802.60	0.5
				備蓄倉庫	6	575.49	0.4
市民総合センター	2	3,196.13	2.1	市民総合センター	2	3,196.13	2.1
公営住宅	2	1,353.60	0.9	市営住宅	2	1,353.60	0.9
公園内施設	41	471.94	0.3	公園内建築物	41	471.94	0.3
その他	2	1,601.30	1.1	その他	2	1,601.30	1.1
合計	164	152,397.17	100.0		164	152,397.17	100.0

出典：公有財産台帳（令和3年3月末）、所管課資料

(注1) 令和2年度末現在。市が建物を借り受けてサービスを行っている施設の面積を含みます。

(注2) 市民総合センターに含まれる各施設は、それぞれの施設の分類で延床面積と施設数を計上しています。よって、市民総合センターの数値は、事務スペース及び共用部分等の数値となります。同様に、緑が丘ふれあいセンターや学校内にある学童クラブなどの複合又は併設の施設も各施設の床面積と施設数をカウントしています。

(注3) 構成比 (%) の合計値は、小数点以下の表記の関係上、全体の値に一致しない場合があります。

(注4) 令和3年度中に廃止の施設を計上しています。そのため、表 1-1 における施設数の合計とは相違があります。

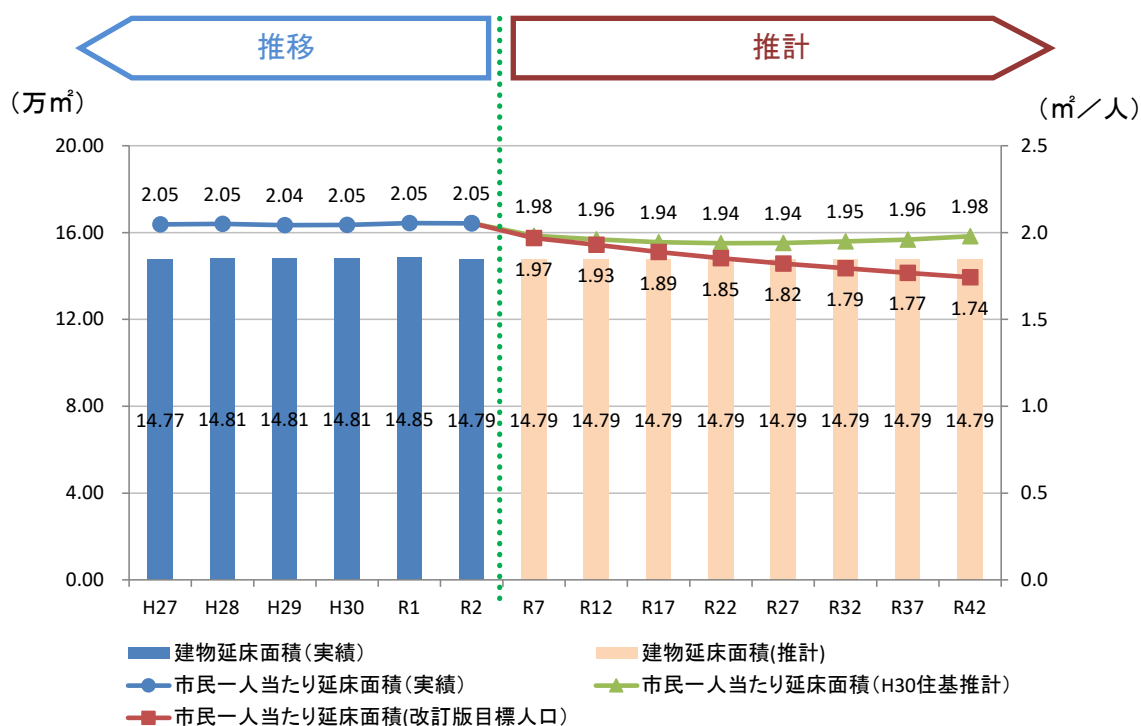


## (2) 市民一人当たりの延床面積

### ①本市における推移

本市が保有する公共建築物（借り受けている施設の面積は含みません。）について、市民一人当たりの延床面積は、令和2年度時点で2.05㎡/人です。令和7年度以降は、令和2年度時点の延床面積を保有したものと仮定した場合、人口増加の展望にあわせて、市民一人当たり延床面積は減少する見込みとなります。「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月策定）の改訂版人口ビジョンにおける平成30年度までの住民基本台帳に基づく推計では、令和42年には1.98㎡/人となり、同人口ビジョンにおける改訂版目標人口どおりの人口増加があった場合は、1.74㎡/人と大幅な減少となる見込みです。

図 3-2 市民一人当たりの公共施設延床面積推移



出典：建物延床面積は財産に関する調査（平成27年度～令和2年度）  
 人口は住民基本台帳（平成27年度～令和2年度）  
 及び改訂版人口ビジョン（令和7年度以降）

- (注1) 公共建築物の延床面積は、平成27年度から令和2年度までは各年度末の行政財産と普通財産の合計。令和7年度以降は、令和2年度と同じと仮定しています。
- (注2) 人口は、令和2年度までは各年度末時点の住民基本台帳の数値であり、令和7年度以降は、「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」による改訂版人口ビジョンに基づきます。

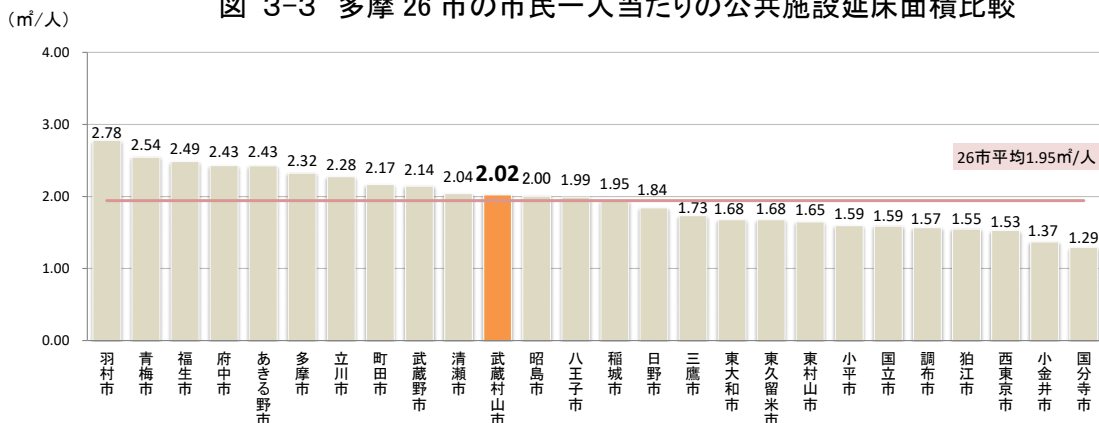
## ②多摩 26 市との比較

多摩 26 市の比較において本市の市民一人当たり延床面積をみると、多摩 26 市の平均 (1.95 m<sup>2</sup>/人) をやや上回っています。

表 3-2 多摩 26 市における市民一人当たり延床面積の比較

名称	延床面積(m <sup>2</sup> ) A	人口(人) B	一人当たり延床面積(m <sup>2</sup> /人)		
			C=A÷B	学校	その他
羽 村 市	153,776	55,354	2.78	1.19	1.59
青 梅 市	338,544	133,032	2.54	1.43	1.11
福 生 市	143,274	57,617	2.49	1.05	1.44
府 中 市	632,291	260,232	2.43	1.04	1.39
あきる野市	195,748	80,667	2.43	1.08	1.35
多 摩 市	345,798	148,823	2.32	1.13	1.20
立 川 市	418,860	184,090	2.28	1.16	1.12
町 田 市	928,690	428,821	2.17	1.13	1.03
武 蔵 野 市	314,725	146,871	2.14	1.06	1.08
清 瀬 市	152,189	74,636	2.04	1.11	0.93
武蔵村山市	146,378	72,382	2.02	1.27	0.75
昭 島 市	227,167	113,397	2.00	1.06	0.95
八 王 子 市	1,120,604	562,480	1.99	1.18	0.81
稲 城 市	178,100	91,540	1.95	1.28	0.66
日 野 市	343,420	186,346	1.84	0.98	0.86
三 鷹 市	326,634	188,461	1.73	0.86	0.88
東 大 和 市	143,122	85,301	1.68	1.03	0.65
東久留米市	196,092	116,916	1.68	1.09	0.59
東 村 山 市	249,067	151,255	1.65	1.01	0.64
小 平 市	310,658	194,869	1.59	0.98	0.61
国 立 市	121,063	76,280	1.59	0.87	0.71
調 布 市	371,162	237,054	1.57	0.83	0.73
狛 江 市	128,773	83,257	1.55	0.83	0.72
西 東 京 市	313,522	205,125	1.53	0.94	0.59
小 金 井 市	167,308	122,306	1.37	0.87	0.50
国 分 寺 市	161,868	125,170	1.29	0.71	0.58
26 市 平 均	312,647	160,857	1.95	1.04	0.90

図 3-3 多摩 26 市の市民一人当たりの公共施設延床面積比較



出典：公共施設延床面積は「公共施設状況調」（総務省、令和元年度）（行政財産のみの値）  
人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省、令和2年1月1日）

## 第2項 建築年度別の状況

### (1) 経過年数別の延床面積

本市の建築系公共施設の建築年度別の状況は、建築から30年以上を経過した施設の延床面積が全体の79.3%を占めています（令和2年度末時点）。10年ごとの年代別に内訳をみると、建築から40年以上50年未満の施設の延床面積が全体の47.7%を占めており、最も高い構成割合となっています。さらに建築から50年以上の施設の延床面積は20.4%を占めており、本市では全体の7割近くの施設が建築から40年以上に集中していることがわかります。

図 3-4 建築年度別・施設類型別延床面積

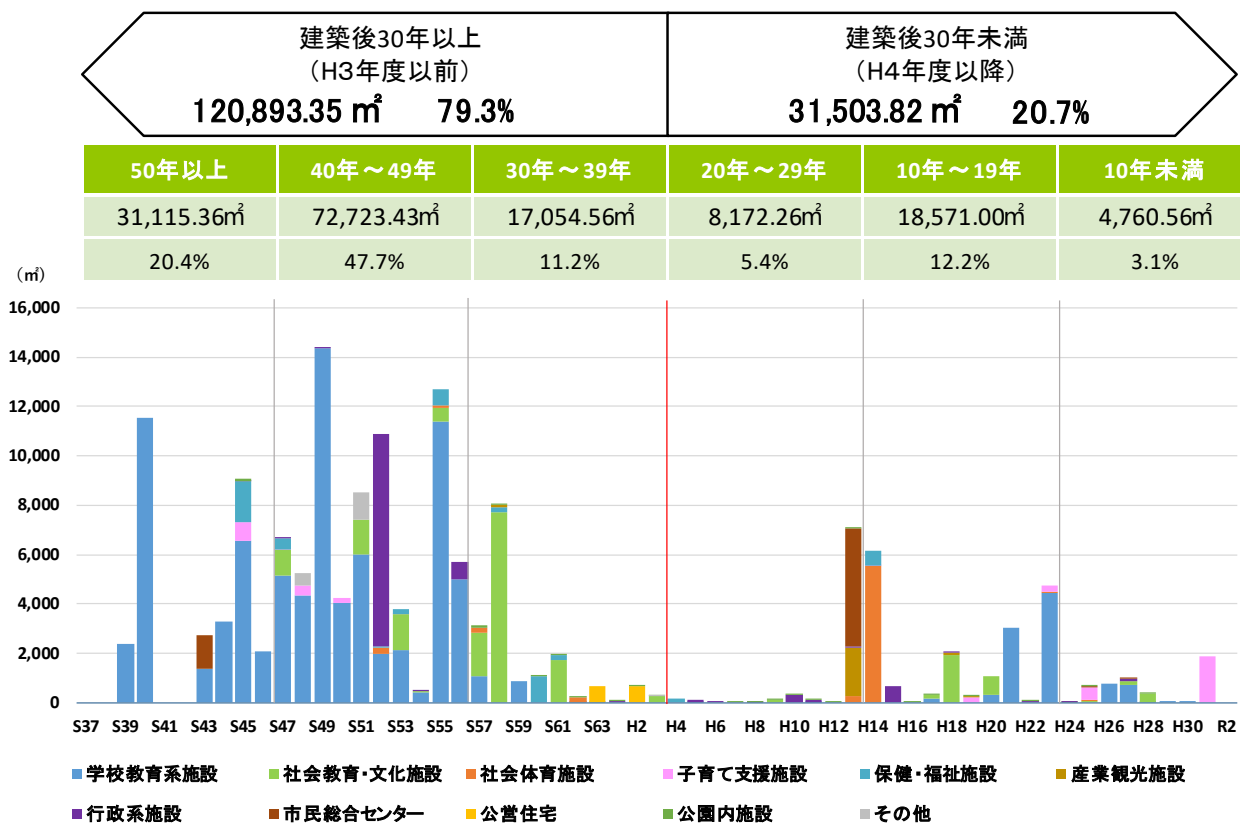
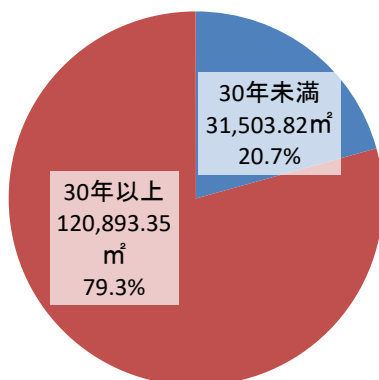


図 3-5 築30年以上の建物割合(延床面積)



## (2) 施設類型別の状況

施設類型毎の総延床面積に占める建築後 30 年以上経過した施設等の延床面積の割合をみると、公営住宅で 100%となっており、続いて学校教育系施設 89.8%、行政系施設 85.0%、保健・福祉施設 84.6%、社会教育・文化施設 82.0%となっています。これらの 5 つの施設類型の建築後 30 年以上経過した施設の合計床面積は 115,475.56 m<sup>2</sup>となり、全施設類型の建築後 30 年以上経過した施設の床面積に占める割合は 95.5%となっています。

表 3-3 施設類型別 経過年数の状況(延床面積)

上段:面積(m<sup>2</sup>)  
下段:割合(%)

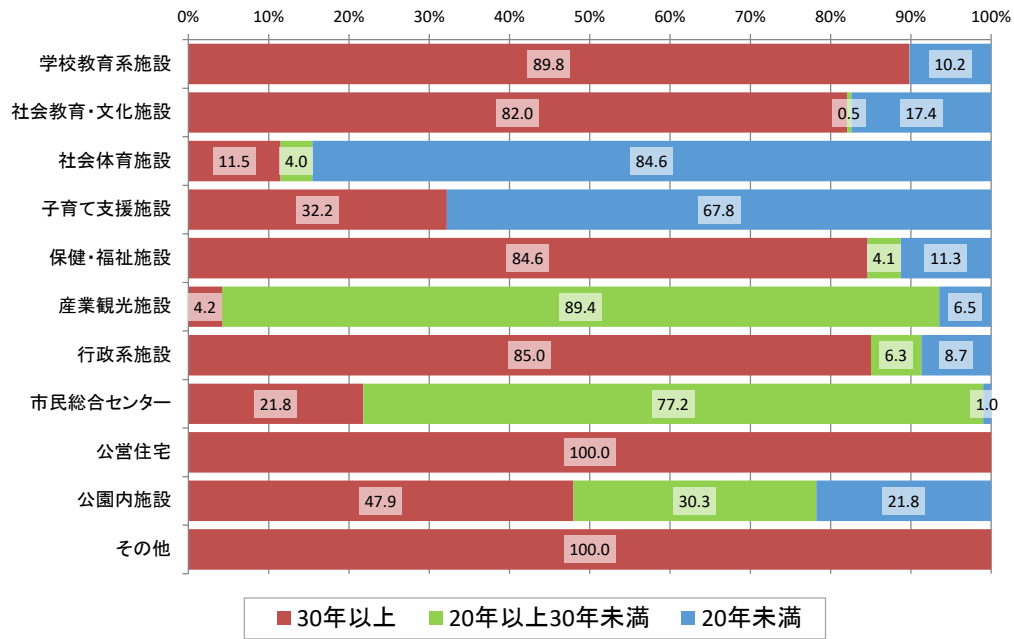
施設類型	30年以上				30年未満				合計
	50年以上	40年 ～ 49年	30年 ～ 39年	計	20年 ～ 29年	10年 ～ 19年	10年未満	計	
学校教育系施設	27,261.00	54,861.54	1,970.52	84,093.06	9.72	8,018.20	1,507.24	9,535.16	93,628.22
	29.1	58.6	2.1	89.8	0.0	8.6	1.6	10.2	100.0
社会教育・文化施設		4,518.98	11,497.04	16,016.02	106.75	2,829.11	571.00	3,506.86	19,522.88
		23.1	58.9	82.0	0.5	14.5	2.9	18.0	100.0
社会体育施設		338.29	421.55	759.84	262.50	5,549.05	48.69	5,860.24	6,620.08
		5.1	6.4	11.5	4.0	83.8	0.7	88.5	100.0
子育て支援施設	717.79	673.42		1,391.21		522.74	2,406.86	2,929.60	4,320.81
	16.6	15.6		32.2		12.1	55.7	67.8	100.0
保健・福祉施設	1,667.49	1,345.70	1,458.01	4,471.20	217.93	595.91		813.84	5,285.04
	31.6	25.5	27.6	84.6	4.1	11.3		15.4	100.0
産業観光施設			91.43	91.43	1,953.46	141.29		2,094.75	2,186.18
			4.2	4.2	89.4	6.5		95.8	100.0
行政系施設	26.49	9,423.94	91.25	9,541.68	704.60	830.58	145.92	1,681.10	11,222.78
	0.2	84.0	0.8	85.0	6.3	7.4	1.3	15.0	100.0
市民総合センター	1,347.72			1,347.72	4,774.41		62.21	4,836.62	6,184.34
	21.8			21.8	77.2		1.0	78.2	100.0
公営住宅			1,353.60	1,353.60					1,353.60
			100.0	100.0					100.0
公園内施設	94.87		131.42	226.29	142.89	84.12	18.64	245.65	471.94
	20.1		27.8	47.9	30.3	17.8	3.9	52.1	100.0
その他		1,561.56	39.74	1,601.30					1,601.30
		97.5	2.5	100.0					100.0
合計	31,115.36	72,723.43	17,054.56	120,893.35	8,172.26	18,571.00	4,760.56	31,503.82	152,397.17
	20.4	47.7	11.2	79.3	5.4	12.2	3.1	20.7	100.0

(注1) 令和2年度末現在。市が建物を借り受けてサービスを行っている施設の面積を含みます。

(注2) 割合(%)の合計値は、小数点以下の表記の関係上、全体の値に一致しない場合があります。

(注3) 複合施設は、その施設が含まれる代表の建物の施設類型に面積を計上しています。そのため、表 3-1 における施設類型別の延床面積とは相違があります。

図 3-6 施設類型別 経過年数別の状況(延床面積構成比)



(注) 割合 (%) の合計値は、小数点以下の表記の関係上、必ずしも 100.0% に一致しない場合があります。

## 第3項 耐震化の状況

### (1) 構造体の耐震化の状況

本市の公共施設の耐震化状況（構造体）は、「武蔵村山市第二次耐震改修促進計画」（令和4年3月改訂）で位置付けられている防災上重要な公共建築物においては全て対応を完了しています。なお、その他の公共施設として、建替え、解体等の施設の在り方を含め検討を要する施設については、防災上重要な公共建築物から除かれています。

表 3-4 防災上重要な公共建築物の耐震化状況

区分	施設	耐震化率
①震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる建築物	市役所本庁舎、消防団車庫、保健相談センター	100%
②震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる学校その他これらに準ずる建築物	小学校（校舎、体育館）、中学校（校舎、体育館）、学習等供用施設、福祉会館、老人福祉館、児童館（山王森、さいかち）、市民総合センター、総合体育館	100%
③特定建築物及び特定建築物に準ずる不特定多数の市民が利用する建築物	市民会館、のぞみ福祉園、保育所、温泉施設、歴史民俗資料館、地区集会所、図書館（中久保）	100%

(注) その他公共施設として、大南公園地区集会所、新海道地区集会所、若草集会所、市役所第三庁舎、学校給食センター、旧第二給食センター等の施設があります。

出典：武蔵村山市第二次耐震改修促進計画

### (2) 非構造部材の耐震化の状況

非構造部材とは、建物の構造体（柱、梁、壁、床等）以外の部材のことであり、天井材、内・外装材、建具（窓ガラスなど）のほか、設備機器、照明器具、家具等を含めることもあります。建物の構造体の耐震化が進められている一方、近年の大規模な地震では、天井材の落下等、非構造部材の被害が発生しています。さらに、非構造部材の被害は、人的被害だけでなく、避難所の機能を損なうなどの可能性もあり、非構造部材の耐震対策も重要となっています。

本市においても、市民会館における特定天井（6m 超の高さにある一定規模以上の吊り天井）や、学校施設における天井材、窓ガラス等の非構造部材の耐震化対策を順次進めています。

## 第4項 運営・管理状況

### (1) 管理形態

令和2年度時点において、指定管理者制度を導入している施設としては、市民総合センター（保健福祉総合センター）内の施設や市民会館（さくらホール）、総合体育館及び体育施設、温泉施設などがあります。図書館、歴史民俗資料館、児童館、学童クラブなどは市の直営で運営しています。

表 3-5 指定管理者制度の導入施設

No	施設名	施設分類(施設数)
1	市民会館(さくらホール)	社会教育・文化施設(2) <sup>※1</sup>
2	緑が丘ふれあいセンター(以下を一括) ・緑が丘コミュニティセンター ・男女共同参画センター ・第一老人福祉館	
3	総合体育館及び体育施設(以下を一括) ・野山北公園プール ・総合運動公園運動場 ・野山北公園運動場 ・雷塚公園野球場 ・大南公園野球場 ・雷塚公園庭球場 ・大南公園庭球場 ・三ツ木庭球場	社会体育施設(1) <sup>※1</sup>
4	つみき保育園 <sup>※2</sup>	子育て支援施設(1)
5	緑が丘高齢者在宅サービスセンター	保健・福祉施設(9)
6	緑が丘地域包括支援センター	
7	南部地域包括支援センター <sup>※3</sup>	
8	訪問看護ステーション <sup>※3</sup>	
9	のぞみ福祉園	
10	精神障害者地域活動支援センター <sup>※3</sup>	
11	身体障害者福祉センター <sup>※3</sup>	
12	障害者地域自立生活支援センター <sup>※3</sup>	
13	ボランティア・市民活動センター <sup>※3</sup>	
14	温泉施設(村山温泉「かたくりの湯」)	産業観光施設(1)

※1 緑が丘ふれあいセンター、総合体育館及び体育施設をそれぞれ一つとしてカウントしています。

※2 つみき保育園は、令和4年度に民間へ移譲する予定です。

※3 市民総合センター（保健福祉総合センター）内の施設です。

出典：所管課資料

## (2) 施設の複合化や併設の状況

施設の複合化（複合施設）とは、異なる公共施設が同一の建物内に配置されている状態を意味します。本市では、市民総合センターや緑が丘ふれあいセンターといった大規模な施設のほか、小学校の校舎内に設置されている学童クラブや、地区会館・地区図書館・地区児童館及び児童館に併設された学童クラブ等の地域住民の利用のための施設が複合化されています。

異なる公共施設が、同一敷地内に配置されているが建物は別棟である場合は、併設施設として扱っています。

表 3-6 施設の複合化や併設の状況

No.	複合施設名称(代表)	複合施設内の施設				建物延床面積(m <sup>2</sup> )	複合・併設の別
		中分類	細分類	施設名称	施設延床面積(m <sup>2</sup> )		
1	第一小学校	学校	小学校	第一小学校	4,854.67	4,854.67	併設
		児童施設	学童クラブ	本町学童クラブ	292.14		
2	第二小学校	学校	小学校	第二小学校	4,913.93	5,041.83	複合
		児童施設	学童クラブ	三ツ木学童クラブ	127.90		
3	小中一貫校大南学園第七小学校	学校	小学校	小中一貫校大南学園第七小学校	6,560.40	7,232.99	複合
		社会教育・集会施設	公民館	公民館	491.54		
		児童施設	学童クラブ	西大南学童クラブ第一	90.00		
		児童施設	学童クラブ	西大南学童クラブ第二	91.05		
4	第九小学校	学校	小学校	第九小学校	5,164.70	5,164.70	併設
		児童施設	学童クラブ	学園学童クラブ	221.72		
5	第十小学校	学校	小学校	第十小学校	6,233.52	6,233.52	併設
		児童施設	学童クラブ	中原学童クラブ	225.24		
6	雷塚小学校	学校	小学校	雷塚小学校	8,600.58	8,600.58	併設
		児童施設	学童クラブ	雷塚学童クラブ	259.20		
7	雷塚図書館	図書館	図書館	雷塚図書館	421.89	886.71	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	雷塚地区会館	464.82		
8	中久保図書館	図書館	図書館	中久保図書館	210.83	294.00	複合
		社会教育・集会施設	公民館	公民館中久保分館	83.17		
9	中藤地区会館	図書館	図書館	中藤地区図書館	455.22	1,425.78	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	中藤地区会館	514.99		
		児童施設	児童館	中藤地区児童館	383.90		
		児童施設	学童クラブ	中藤学童クラブ	71.67		
10	三ツ木地区会館	図書館	図書館	三ツ木地区図書館	523.61	1,442.64	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	三ツ木地区会館	919.03		



No.	複合施設名称(代表)	複合施設内の施設				建物延床面積(m <sup>2</sup> )	複合・併設の別
		中分類	細分類	施設名称	施設延床面積(m <sup>2</sup> )		
11	大南地区会館	図書館	図書館	大南地区図書館	553.61	1,742.61	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	大南地区会館	669.94		
		児童施設	児童館	大南地区児童館	437.30		
		児童施設	学童クラブ	大南学童クラブ	81.76		
12	残堀・伊奈平地区会館	図書館	図書館	残堀・伊奈平地区図書館	660.05	1,746.19	複合
		社会教育・集会施設	地区会館	残堀・伊奈平地区会館	561.28		
		児童施設	児童館	残堀・伊奈平地区児童館	389.23		
		児童施設	学童クラブ	残堀・伊奈平学童クラブ第一	81.26		
		児童施設	学童クラブ	残堀・伊奈平学童クラブ第二	54.37		
13	さいかち公園地区集会所	社会教育・集会施設	集会所	さいかち公園地区集会所	130.00	260.00	複合
		備蓄倉庫	災害対策用備蓄倉庫等	さいかち公園災害対策用資材センター	130.00		
14	緑が丘ふれあいセンター	-	-	緑が丘ふれあいセンター(共用部分)	369.66	1,957.54	複合
		社会教育・集会施設	コミュニティセンター	緑が丘コミュニティセンター	815.80		
		社会教育・集会施設	男女共同参画センター	男女共同参画センター	300.52		
		高齢福祉施設	老人福祉館	第一老人福祉館	471.56		
15	山王森児童館	児童施設	児童館	山王森児童館	333.32	439.82	複合
		児童施設	学童クラブ	山王森学童クラブ	106.50		
16	さいかち児童館	社会教育・集会施設	公民館	公民館さいかち分館	617.00	1,893.00	複合
		児童施設	児童館	さいかち児童館	666.00		
		児童施設	学童クラブ	さいかち学童クラブ	133.00		
		高齢福祉施設	老人福祉館	さいかち老人福祉館	477.00		
17	福社会館	児童施設	児童館	お伊勢の森児童館	293.02	1,667.49	複合
		児童施設	ちいろば教室	ちいろば教室	105.26		
		高齢福祉施設	福社会館	福社会館	1,269.21		
18	緑が丘高齢者サービスセンター	高齢福祉施設	高齢者在宅サービスセンター	緑が丘高齢者在宅サービスセンター	459.48	595.91	複合
		高齢福祉施設	地域包括支援センター	緑が丘地域包括支援センター	136.43		

No.	複合施設名称(代表)	複合施設内の施設				建物延床面積(m <sup>2</sup> )	複合・併設の別
		中分類	細分類	施設名称	施設延床面積(m <sup>2</sup> )		
19	市役所庁舎	社会教育・集会施設	地区会館	中部地区会館	763.97	9,366.44	複合
		庁舎等	市役所	市役所庁舎	8,523.20		
		消防施設	消防団車庫	第四分団車庫	79.27		
20	保健福祉総合センター	その他子育て支援施設	子ども・子育て支援センター	子ども・子育て支援センター	750.22	4,326.78	複合
		高齢福祉施設	地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	129.93		
		高齢福祉施設	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	89.22		
		障害福祉施設	精神障害者地域活動支援センター	精神障害者地域活動支援センター	52.37		
		障害福祉施設	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター	961.92		
		障害福祉施設	障害者地域自立生活支援センター	障害者地域自立生活支援センター	30.05		
		その他福祉施設	ボランティアセンター	ボランティア・市民活動センター	295.32		
市民総合センター	保健福祉総合センター	保健福祉総合センター(事務スペース・共用部分)	2,017.75				
21	教育センター	その他教育施設	教育相談室	教育相談室	114.28	1,857.56	複合
		その他教育施設	適応指導教室	適応指導教室	174.72		
		社会教育・集会施設	その他集会施設	生涯学習活動室	390.18		
		市民総合センター	教育センター	教育センター(事務スペース・共用部分)	1,178.38		

出典：公有財産台帳（令和3年3月末）、所管課資料

## 第5項 建築系公共施設の維持管理・更新等経費

平成28年度から令和2年度までの5年間における建築系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の実績は、年間の平均額が約14.5億円でした。

内訳は、金額の大きい順から、工事費が約7.2億円、建物管理にかかる委託費及び人件費が合わせて約4.2億円、光熱水費が約2億円、敷地や建物及び設備の借上料などが約0.7億円、修繕費が約0.5億円となっています。

工事費は、施設・設備の改修や、建物の解体及び新設の費用です。工事費を除く維持管理経費の年平均額は、約7.3億円となっています。

表 3-7 建築系公共施設の維持管理・更新等経費(費目別)

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5か年平均
工事費	407	896	711	440	1,145	720
修繕費	52	46	47	49	41	47
光熱水費	193	207	210	194	184	197
建物管理委託費 <sup>※1</sup>	393	397	412	402	340	389
建物管理人件費 <sup>※2</sup>	25	26	28	29	29	27
使用料及び賃借料 <sup>※3</sup>	61	58	63	75	82	68
合計	1,131	1,631	1,471	1,188	1,822	1,449
合計 (工事費を除く。)	724	735	760	748	676	729

出典：公共施設調査票

※1 建物管理委託費には、保守点検、警備、清掃、剪定、除草、管理運営等の費用及び指定管理委託費（うち建物管理に係る費用分）が含まれます。

※2 建物管理人件費は、主に建物管理、警備、受付、清掃等に係る職員経費です。

※3 使用料及び賃借料は、敷地、建物、建物附属設備に係る借上料を計上しています。

(注) 内訳の合計は、表示単位の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

## 第2節 土木系公共施設

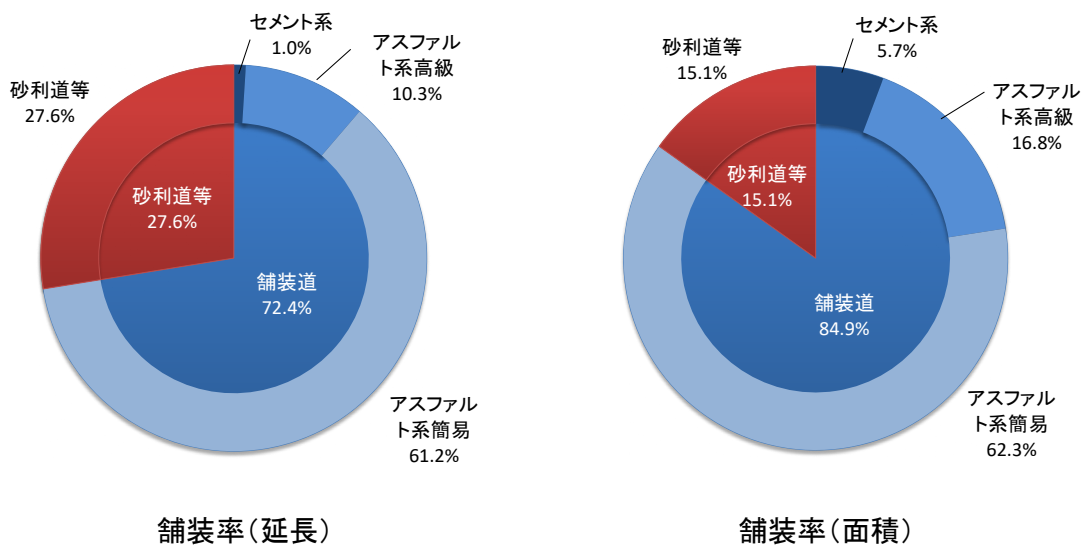
### 第1項 道路

市道は、令和2年度末時点において総延長約253km、道路面積は1,282,128㎡を敷設しています。舗装率は84.9%（面積ベース）であり、このうち62.3%がアスファルト系簡易舗装です。近年では、道路舗装の計画的な維持管理を行うため、路面性状調査等を行い、舗装の損傷状況の把握に努めています。

表 3-8 道路(市道)の舗装種別延長・面積

舗装種別		合計	
舗装道	セメント系	延長(m)	2,539
		面積(㎡)	73,523
	アスファルト系高級	延長(m)	26,036
		面積(㎡)	215,396
	アスファルト系簡易	延長(m)	154,794
		面積(㎡)	799,331
小計	延長(m)	183,369	
	面積(㎡)	1,088,250	
砂利道等	延長(m)	69,732	
	面積(㎡)	193,878	
合計	延長(m)	253,101	
	面積(㎡)	1,282,128	
舗装率	延長	72.4%	
	面積	84.9%	

図 3-7 舗装状況



出典：事務報告書（令和2年度）

(注1) 延長、面積には橋梁・トンネルを含んでいます。

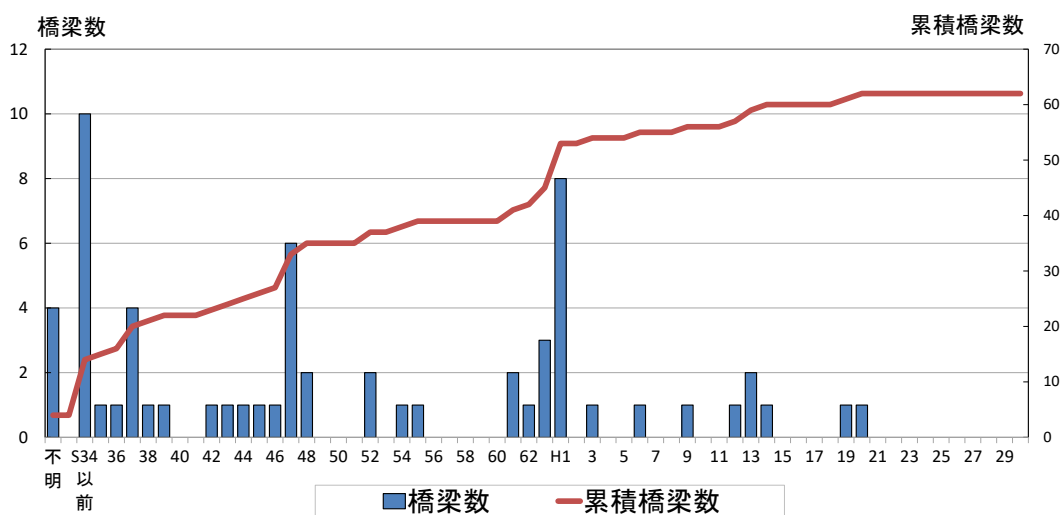
(注2) 割合(%)の合計値は、小数点以下の表記の関係上、100.0%に一致しない場合があります。

## 第2項 橋梁

橋梁は、令和2年度末時点において総延長513m、橋梁数62橋となっています。建設年度別における架設年の推移をみると、市内で最も古い橋梁である薬師橋や日吉橋は大正10年に建設されています。また、昭和47年、平成元年に集中して多くの橋梁が整備されました。

平成25年度には、橋梁長寿命化修繕事業（橋梁点検事業）の結果に基づき老朽化した橋梁の維持管理に対応するため、長寿命化修繕計画を策定し、平成30年度に改訂を行いました。現在の本市における橋梁の維持管理はこれまでの対症療法的な管理から計画的な管理へと転換されました。今後、この計画的な管理を継続させるために点検、診断、補修・補強、記録管理など、市の維持管理体制の確立も含めたマネジメントサイクルを確立していきます。

図 3-8 橋梁数の推移



出典：橋梁長寿命化修繕計画（平成31年3月）

## 第3項 トンネル

東京都の散策路「武蔵野の道」の1コースにもなっている軽便鉄道跡にかかるトンネルを市が維持管理しています。延長540m、面積2,143m<sup>2</sup>でトンネル数は4か所です（令和2年度末時点）。昭和の初めに築造され、現在は自転車のトンネルとして親しまれています。平成29年度に実施したトンネルの健全度調査では、前回調査（平成23年度）からの大きな変状や緊急的な修繕の必要な箇所はないものの、漏水箇所が多く見られている状態です。築造から90年以上を経過しており、おおむね5年ごとに定期的な健全度調査を実施しています。

## 第4項 下水道

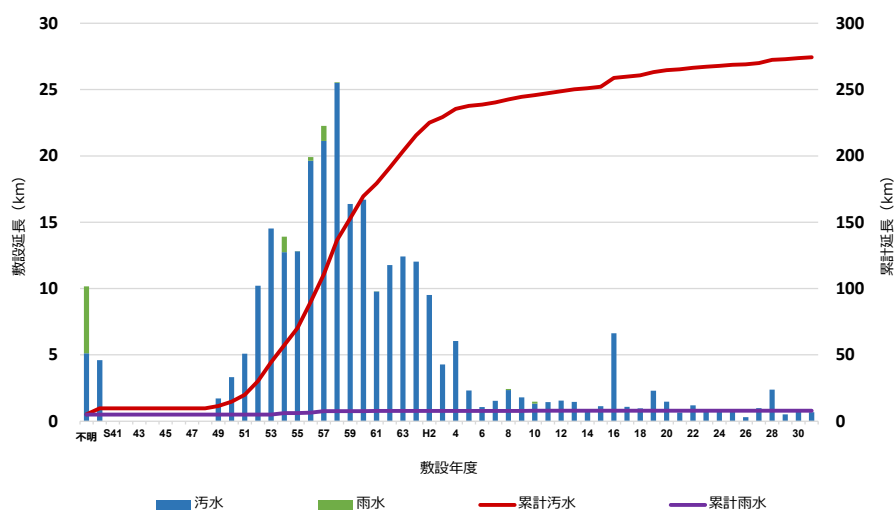
本市の公共下水道（污水）は、昭和 54 年度に西部地区の多摩川流域多摩川上流処理区が、昭和 60 年に東部地区の荒川右岸 東京流域荒川右岸処理区が供用開始となりました。昭和 52 年から平成 2 年頃までに急速に整備が進み、令和 2 年度末時点の管渠延長は約 268 kmに達しています。また、平成 12 年度には汚水処理人口普及率<sup>1</sup>は 100%となりました。

表 3-9 下水道の整備状況

整備状況	区分	汚 水			雨 水
		多摩川流域 事業認可区域 (608.37ha)	荒川右岸東京流 域事業認可区域 (580.97ha)	合 計 (1,189.34ha)	事業認可区域 (440.56ha)
面 積 (ha)		597.66	562.28	1,159.94	—
管 渠 延 長 (m)		138,026.94	129,561.39	267,588.33	7,888.61
進 捗 率 (%)		98.2	96.8	97.5	—

出典：事務報告書（令和 2 年度）

図 3-9 下水道管渠の敷設年度別状況（延長）



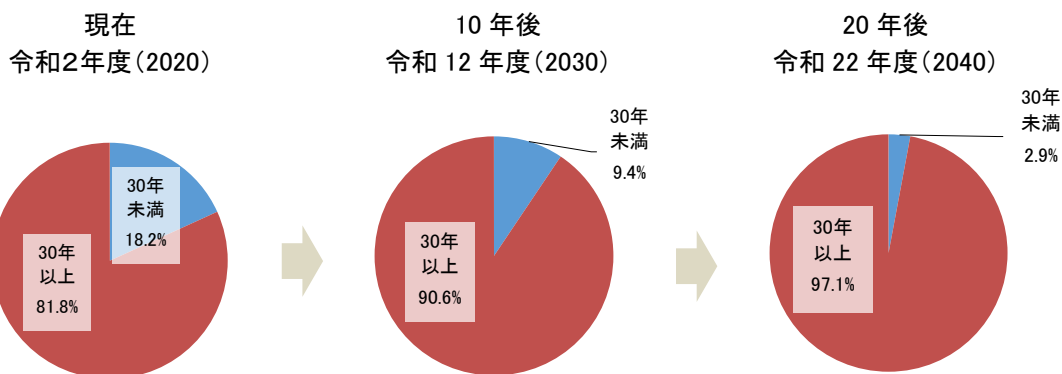
出典：管渠延長調書（令和 2 年 3 月 31 日時点）

管渠の標準的耐用年数は 50 年とされており、敷設後 30 年を経過すると老朽化等による道路陥没事故等の危険性が高まるとされています。本市の管渠は令和 2 年度時点で 30 年を経過した管渠は 81.8%となっており、20 年後の令和 22 年度には 97.1%が 30 年を経過することになります<sup>2</sup>。下水道施設は、今後大量の更新を迎えることが予測され、その資金を確保し、施設を健全な状態で次世代に引き継ぐために、計画的な更新・維持管理の実践と健全な下水道経営の必要性が高まっています。本市では、平成 22 年度に下水道プランを策定し、平成 30 年度には下水道ストックマネジメント実施方針及び下水道ストックマネジメント計画を策定しています。

<sup>1</sup> 汚水処理人口普及率＝各種生活排水処理施設の処理区域内人口（浄化槽については設置済み人口）÷行政人口×100

<sup>2</sup> 下水道管渠のうち 10.16km（全体の約 3.6%）は敷設年度不明のため、割合に含まれていません。

図 3-10 敷設後 30 年以上となる下水道管渠の状況(延長割合)



出典：管渠延長調書  
(令和2年3月31日時点)

## 第5項 公園

本市は、令和2年度末現在で86の公園を有しており、総面積は287,428.88㎡となっています。

面積が100㎡以上2,500㎡未満の公園が、公園数全体の72.1%を占めており、身近で小規模な公園が大半を占めています。

50,000㎡を超える大規模な公園は、総合運動公園、大南公園があげられます。

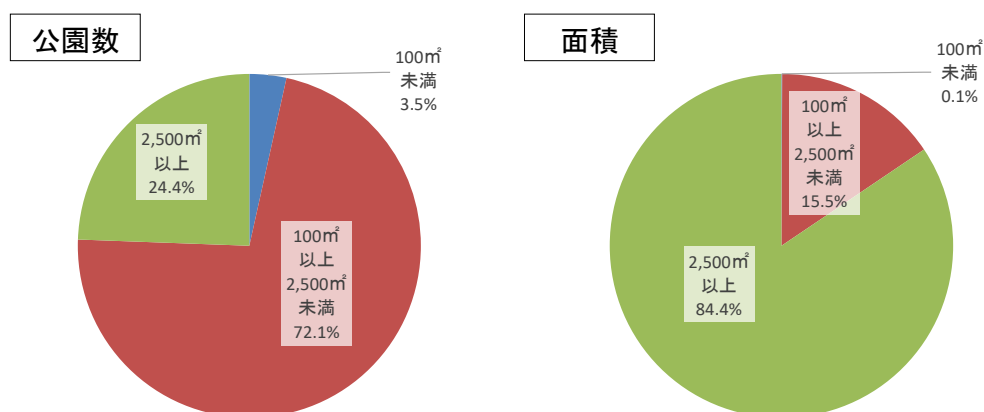
さらに市内には大規模な都立公園（野山北・六道山公園、中藤公園）が存在し、都立公園の市内の面積は1,027,206.98㎡です。

表 3-10 公園の種類別数量

公園種別	公園数	面積(㎡)
都市公園	18	220,235.75
児童遊園	49	28,810.86
地域運動場	3	11,851.41
運動広場	9	11,316.48
残堀川親水緑地広場	7	15,214.38
合計	86	287,428.88

出典：事務報告書(令和2年度)

図 3-11 面積別公園数と全面積に占める割合



本市では、平成 27 年度に都市公園の公園施設長寿命化計画を策定済みであり、今後、計画的な管理を実施していきます。

また、都市公園を含む市が直接管理している全ての公園施設の安全確保のため巡視・点検・修繕・補修・更新業務を実施していますが、多くの公園施設を保有しているため、限られた職員や財源の中で、計画的な補修・更新や適切な管理体制の構築などについて十分検討していく必要があります。

## 第6項 土木系公共施設の維持管理・更新等経費

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間ににおける土木系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の実績は、年間の平均額が約 6.5 億円でした。

内訳は、金額の大きい順から、工事費が約 3.1 億円、施設管理委託費が約 2.3 億円、用地等の取得に係る公有財産購入費が約 0.4 億円、公園や運動場等の敷地の借上げに係る使用料及び賃借料が約 0.4 億円、光熱水費が約 0.3 億円、修繕費が約 500 万円となっています。

工事費は、道路の補修・改良、公園遊具の改修、下水道管の改築やマンホールの調整費等となっています。

表 3-11 土木系公共施設の維持管理・更新等経費(費目別)

(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	5か年平均
工事費	402	331	225	292	295	309
修繕費	5	8	6	2	5	5
光熱水費	22	24	30	34	25	27
施設管理委託費 <sup>※1</sup>	221	212	248	253	236	234
使用料及び賃借料 <sup>※2</sup>	37	37	36	36	36	37
公有財産購入費 <sup>※3</sup>	16	66	85	27	3	40
合計	704	678	630	644	602	652
合計(工事費、公有財産購入費除く。)	285	282	320	325	303	303

出典：決算資料より集計

※1 施設管理委託費には、保守点検、清掃、剪定、除草、管理運営等の費用が含まれます。

※2 使用料及び賃借料は、敷地に係る借上料を計上しています。

※3 公有財産購入費は、施設用地の取得費用です。

(注1) 内訳の合計は、表示単位の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

(注2) 道路附属物に係る費用を含みます。

(注3) 施設管理に係る職員人件費は含んでいません。



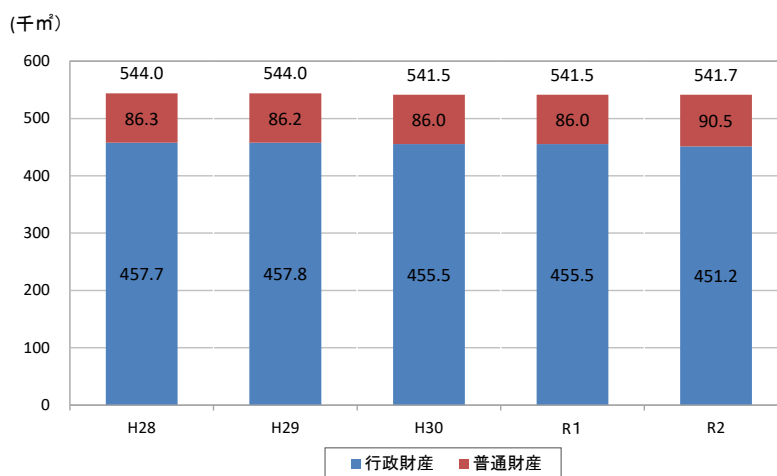
### 第3節 土地

令和2年度末時点で市が所有する土地は、約542千㎡であり、平成28年度からの推移で見ると横ばいに推移しています。

内訳の推移としては、行政財産の土地と普通財産の土地のいずれについても、ほぼ横ばいに推移しています。

今後も、普通財産として管理されている土地の活用方法について検討を行い、有効かつ適正な活用を行う必要があります。

図 3-12 市有地の面積推移



出典：財産に関する調書

### 第4節 有形固定資産減価償却率の推移

減価償却とは、時を経るにつれて価値が減っていく資産について、価値の減少を反映させる会計処理のことで、減価償却累計額が大きいほど、資産を取得してからの経過年数が長いことを表します。このため、有形固定資産減価償却率<sup>3</sup>が100%に近いほど、老朽化が進んでいると言えます。<sup>4</sup>

本市の所有資産全体<sup>5</sup>の有形固定資産減価償却率は、58%台で横ばいに推移しています。なお、多摩26市の所有資産全体の有形固定資産減価償却率の平均<sup>6</sup>は約61.2%（平成30年度）です。

施設類型別（令和元年度決算時点）では、図書館、児童館、認定こども園・幼稚園・保育所で90%を超えており、老朽化が進んでいます。

<sup>3</sup> 有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷取得価額

<sup>4</sup> 有形固定資産減価償却率や減価償却累計額は、直ちに、必要な施設の更新等や将来の財政負担の発生を示すものではありません。

<sup>5</sup> 建物及び工作物。土地、物品等を除きます。

<sup>6</sup> 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（令和2年3月31日現在）（総務省）を参考に算出

表 3-12 有形固定資産減価償却率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
所有資産全体	58.9%	58.2%	58.5%	58.8%

出典：企画政策課資料

表 3-13 施設類型別の有形固定資産減価償却率

(単位：千円)

施設類型	取得価額	減価償却累計額	有形固定資産減価償却率
図書館	86,310	81,407	94.3%
児童館	74,633	70,385	94.3%
認定こども園・幼稚園・保育所	62,691	57,215	91.3%
庁舎	1,187,808	978,323	82.4%
保健センター・保健所	201,095	151,334	75.3%
市民会館	2,103,618	1,526,916	72.6%
消防施設	240,485	171,168	71.2%
学校施設	9,316,980	6,303,909	67.7%
公営住宅	240,969	160,658	66.7%
公民館	67,638	38,620	57.1%
福祉施設	643,798	330,247	51.3%
体育館・プール	1,503,321	627,069	41.7%
橋梁・トンネル	673,103	392,554	58.3%
道路	7,644,458	3,113,817	40.7%
所有資産全体	29,193,647	17,164,909	58.8%

出典：企画政策課資料（令和元年度）

- (注 1) 施設類型は財政状況資料集（総務省）上での分類であり、本計画における施設類型とは異なります。
- (注 2) 所有資産全体は、固定資産台帳上の事業用資産及びインフラ資産の合計を指します（土地、物品等は除きます）。表中の施設類型に分類されないその他の施設（公園トイレ等）の建物及び工作物を含むため、各施設類型の合計とは一致しません。
- (注 3) 下水道事業の資産は公営企業会計の固定資産として別途管理しているため、本節の有形固定資産には含まれません。

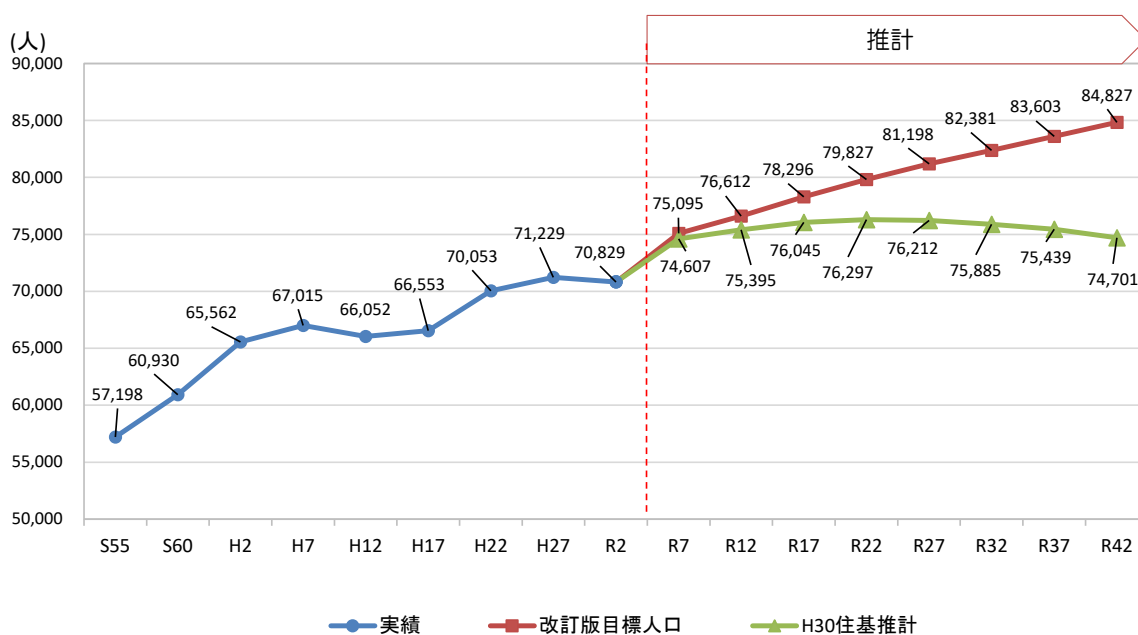
## 第5節 人口

### 第1項 人口の推移と将来推計

本市の総人口は、昭和55年には57,198人でしたが、令和2年には70,829人に達しています。

「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口の将来展望（以降「改訂版人口ビジョン」といいます。）で掲げる目標人口（以降「改訂版目標人口」といいます。）によると、本市の人口は今後も増加傾向が続き、令和42年には人口が84,827人になる見込みです。一方で、住民基本台帳に基づき平成30年度までの人口に基づいて実施した推計（以降「H30住基推計」といいます。）では、令和23年に76,308人で人口が最大となり、その後緩やかに減少傾向となり、令和42年には74,701人となる見込みです。これらのことから、今後の施策の取組状況等によって、将来人口の見通しには幅があると言えます。

図 3-13 人口推移と将来推計



出典：昭和55年から令和2年までは国勢調査。  
令和7年以降は改訂版人口ビジョンによる。

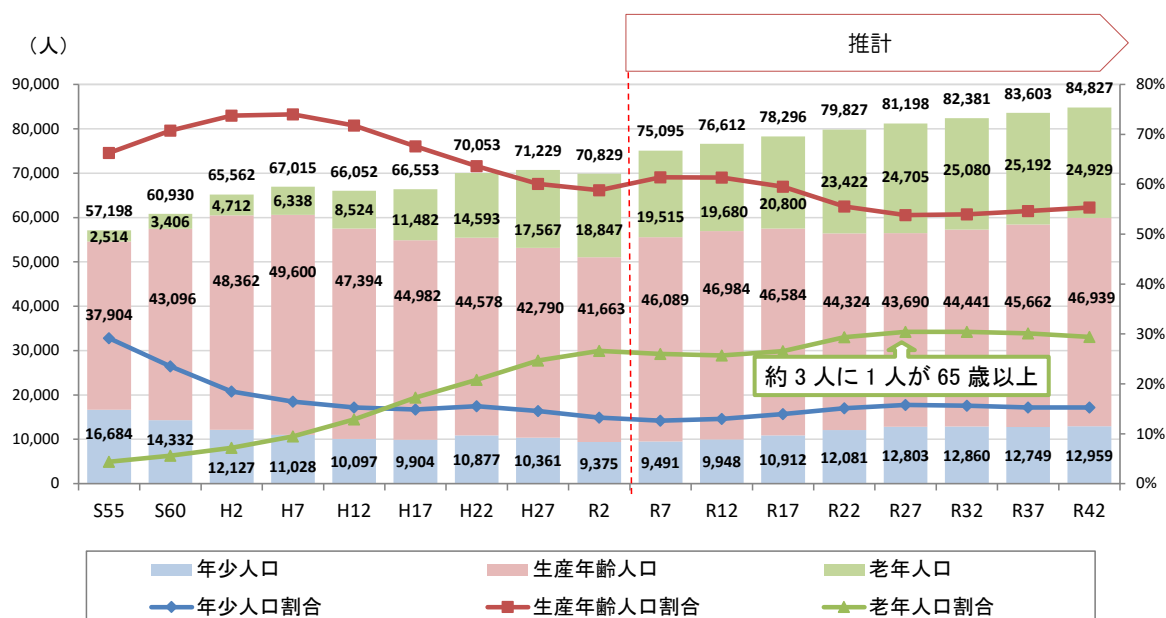
## 第2項 年齢三区分別の推移と将来推計

年齢三区分別<sup>7</sup>の人口をみると、年少人口は昭和55年には16,684人でしたが、令和2年には9,375人まで減少しています。改訂版目標人口（図3-14 年齢三区分別構成別人口の推移と将来推計（改訂版目標人口）参照）による年少人口は、令和7年以降は微増を続け、令和42年には約13,000人に増加する見込みです。生産年齢人口は、昭和55年以降はおおむね増加傾向にありましたが、日産自動車（株）村山工場の撤退後は減少を続けており、令和2年は41,663人となっています。令和2年以降は若干の増減を繰り返しながら、令和42年には約47,000人となる見込みです。老年人口は、昭和55年には2,514人でしたが、令和2年には18,847人まで増加しています。これ以降も増加を続け、令和37年には約25,000人でピークを迎えます。

一方で、H30住基推計（図3-15 年齢三区分別構成別人口の推移と将来推計（H30住基推計）を参照）では、令和42年に年少人口が約9,000人、生産年齢人口が約41,000人といずれも減少傾向にあります。老年人口の推移には大きな違いはありません。

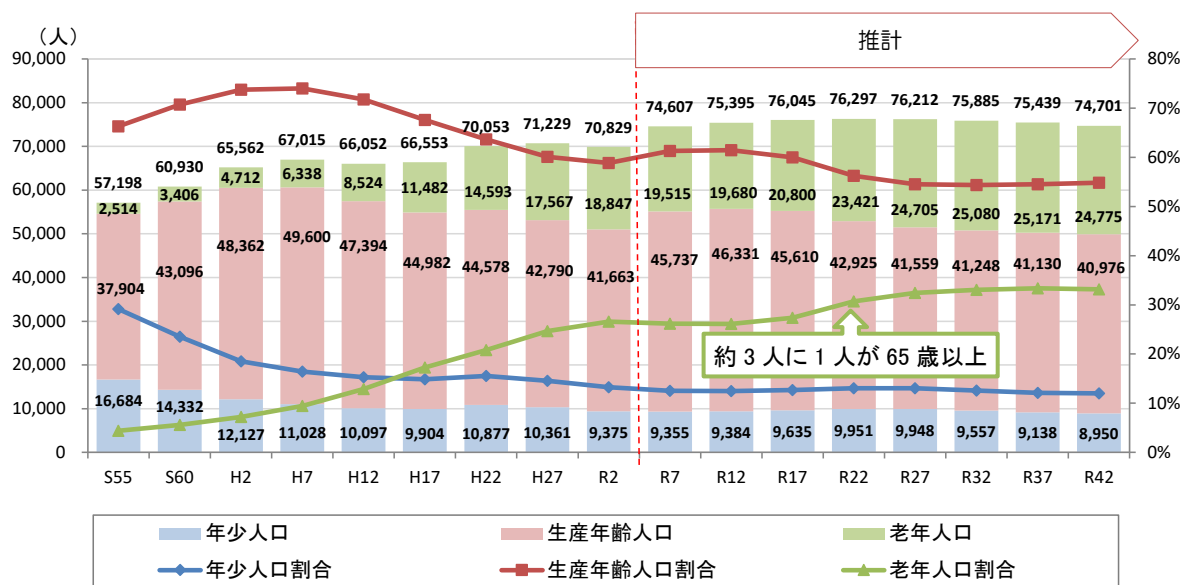
年齢三区分別の人口構成比をみると、令和2年時点の老年人口割合は26.6%ですが（市民の約4人に1人が65歳以上）、改訂版目標人口（図3-14 年齢三区分別構成別人口の推移と将来推計（改訂版目標人口）参照）では、25年後の令和27年には30.4%（市民の約3人に1人が65歳以上）となる見込みです。また、H30住基推計（図3-15 年齢三区分別構成別人口の推移と将来推計（H30住基推計）を参照）では、年少人口と生産年齢人口の減少により、老年人口割合は改訂版目標人口よりも速く上昇し、令和22年には市民の約3人に1人が65歳以上となる見込みです。

図3-14 年齢三区分別構成別人口の推移と将来推計（改訂版目標人口）



<sup>7</sup> 0歳から14歳までを年少人口、15歳から64歳までを生産年齢人口、65歳以上を老年人口と区分します。

図 3-15 年齢三分構成別人口の推移と将来推計(H30 住基推計)



出典：昭和 55 年から令和 2 年までは国勢調査。  
令和 7 年以降は改訂版人口ビジョンによる。

### 第3項 地区別の人口

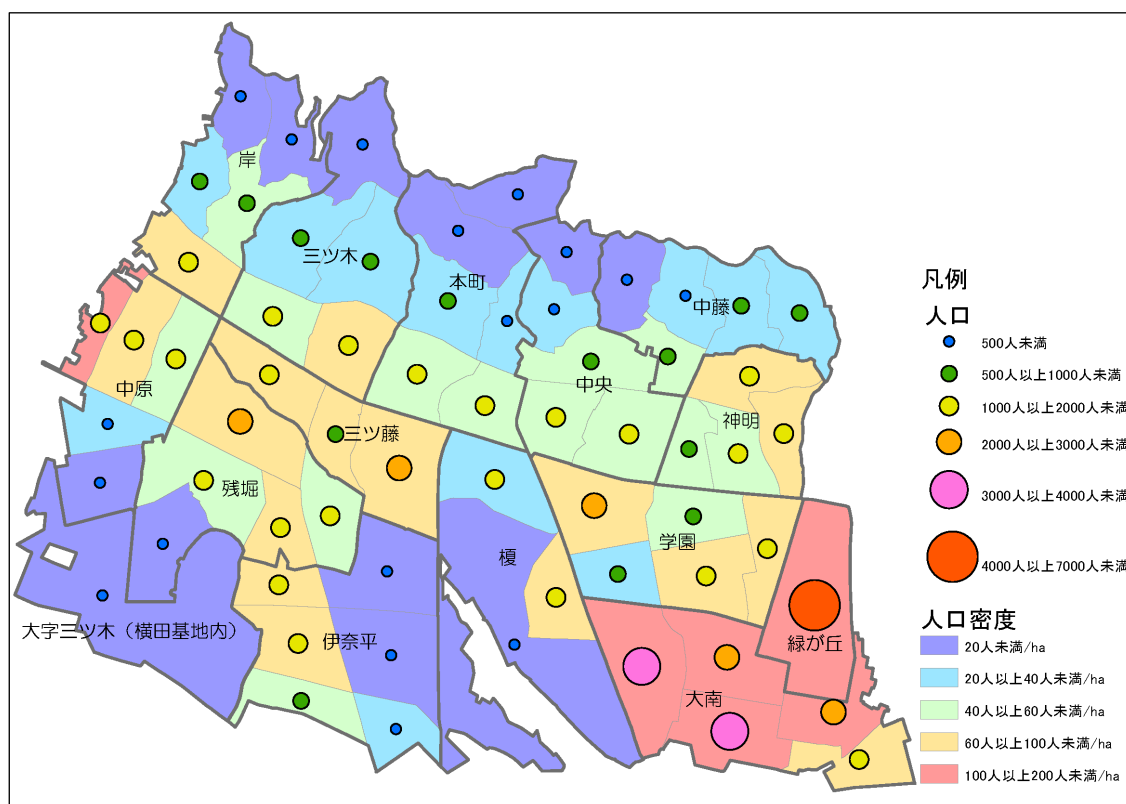
#### (1)地区別の人口総数及び人口密度

本市は、古くから青梅街道沿いを中心に住宅地域が形成されてきました。その後、昭和30～40年代に入ると、緑が丘の都営団地や大南などの南東部に住宅地域が形成されていきました。近年では、南西部にも住宅地域が広がっています。

特に人口が多い地区としては、都営村山団地が集積している緑が丘、戸建住宅が区画整然と建ち並ぶ三ツ藤や大南を挙げることができます。また、瑞穂町と接する中原は住宅開発がなされており、人口密度が高くなっています。

なお、榎には日産自動車村山工場跡地が存在するため、現時点においては人口及び人口密度とも低い値となっていますが、今後のまちづくりの進展によって土地利用は大きく様変わりする可能性があります。

図 3-16 町丁目別の人口総数及び人口密度



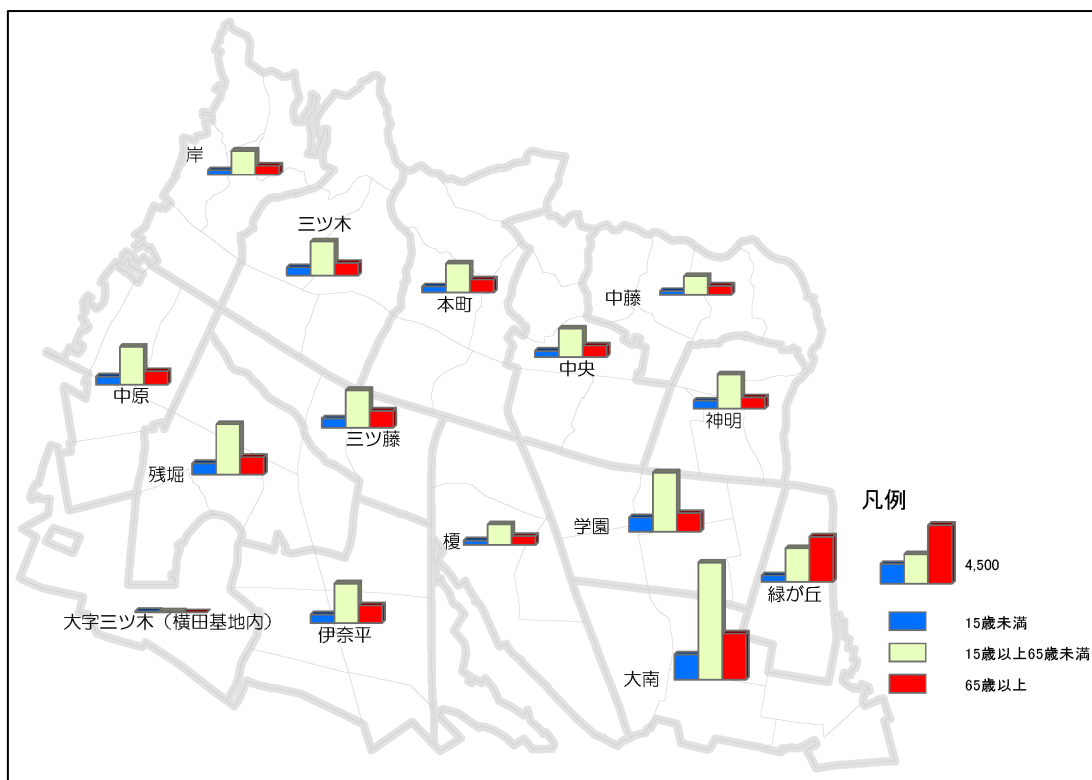
出典：住民基本台帳（令和3年3月31日）を基に作成

## (2) 地区別の年齢階層別構成

緑が丘に位置する村山団地は、昭和 39 年度から昭和 41 年度にかけて 5,260 戸建設された都内最大の都営団地としてスタートしました。入居開始から 50 年以上が経過し、団地内での高齢化が進んでいます。そのため市内の他の地区と比較しても老年人口が際立って多い状況です。

大南は多摩都市モノレールの桜街道駅や玉川上水駅から徒歩圏に位置していますが、生産年齢人口が多いことが特徴として表れています。

図 3-17 地区別の年齢階層別構成



出典：住民基本台帳（令和 3 年 3 月 31 日）

## 第6節 財政

### 第1項 普通会計

#### (1) 歳入の推移

本市の普通会計<sup>8</sup>における歳入は、平成26年度以降は280億円を超える規模の財政運営を行っています。自主財源と依存財源の関係では、依存財源が自主財源を上回る状態が続いています。市税収入は、100億円前後で安定的に推移しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金給付事業を実施する財源として国庫補助金が交付されたこと等により、歳入が大幅に増加し、国庫支出金の割合が高くなっています。

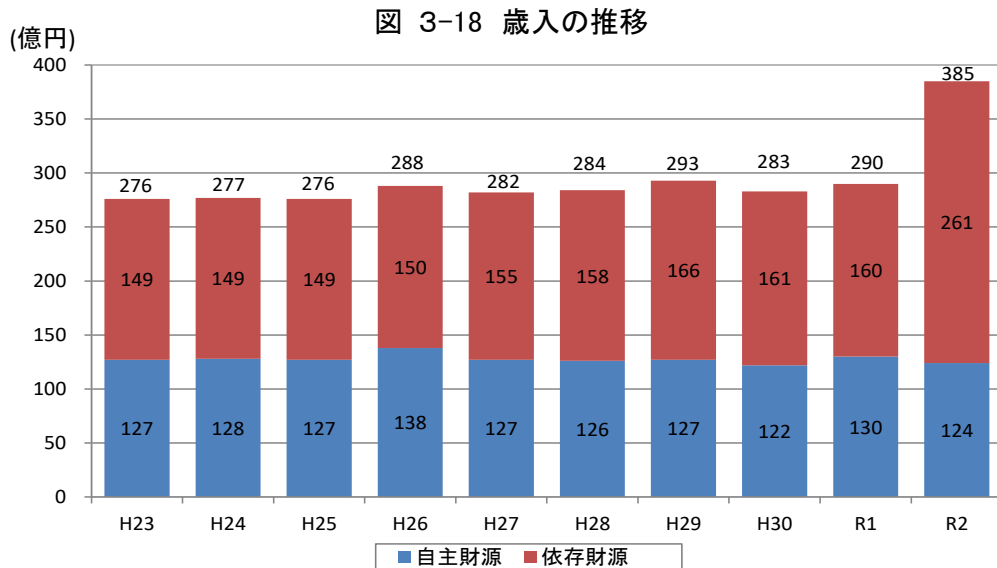
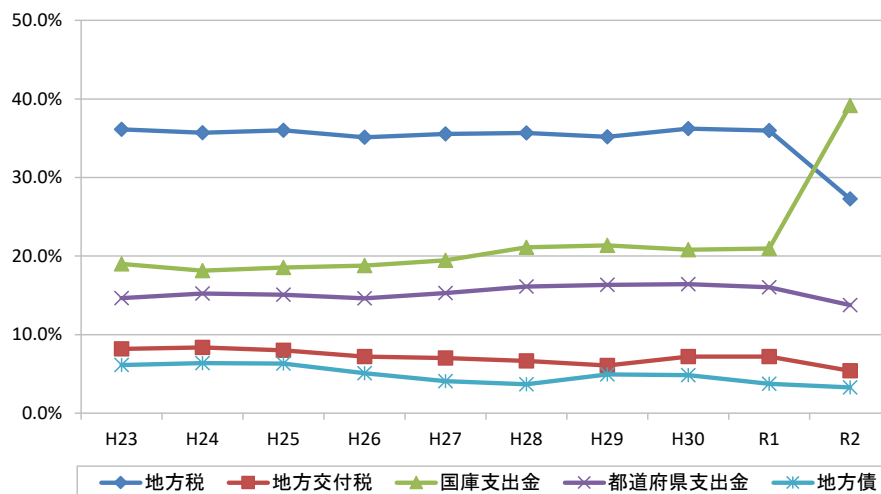


図 3-19 主要歳入の項目別割合の推移



出典：決算カード

<sup>8</sup> 総務省で定める基準により、一般会計と特別会計（公営企業会計等を除く。）を合算し、重複額等を控除した決算統計上の会計手法

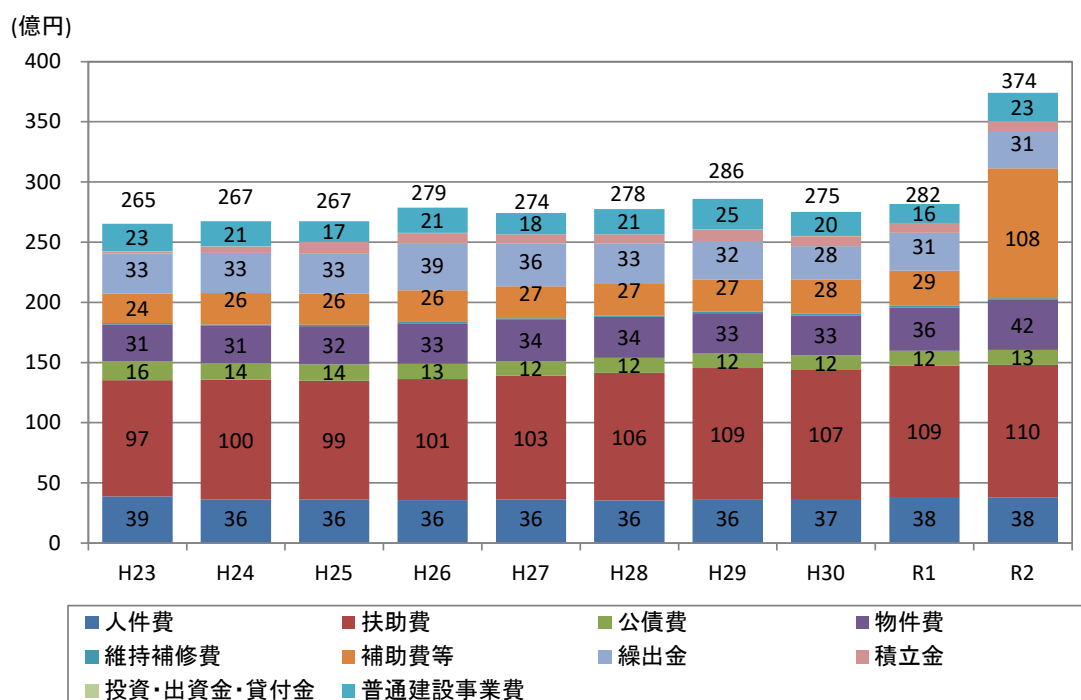


## (2) 歳出の推移(性質別)

本市の普通会計における歳出を性質別にみると、おおむね一定の割合で推移していますが、社会保障費関連の扶助費は微増傾向が続いており、令和2年度には110億円となっています。繰出金は30億円を超えています。平成26年度以降、若干の減少傾向にあります。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金給付事業を実施したことにより、補助費等の割合が大幅に増加しています。

図 3-20 歳出の推移(性質別)



出典：決算カード

### (3) 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、直近10年間の平均では約20.5億円となりますが、年度によって大きな増減があります。

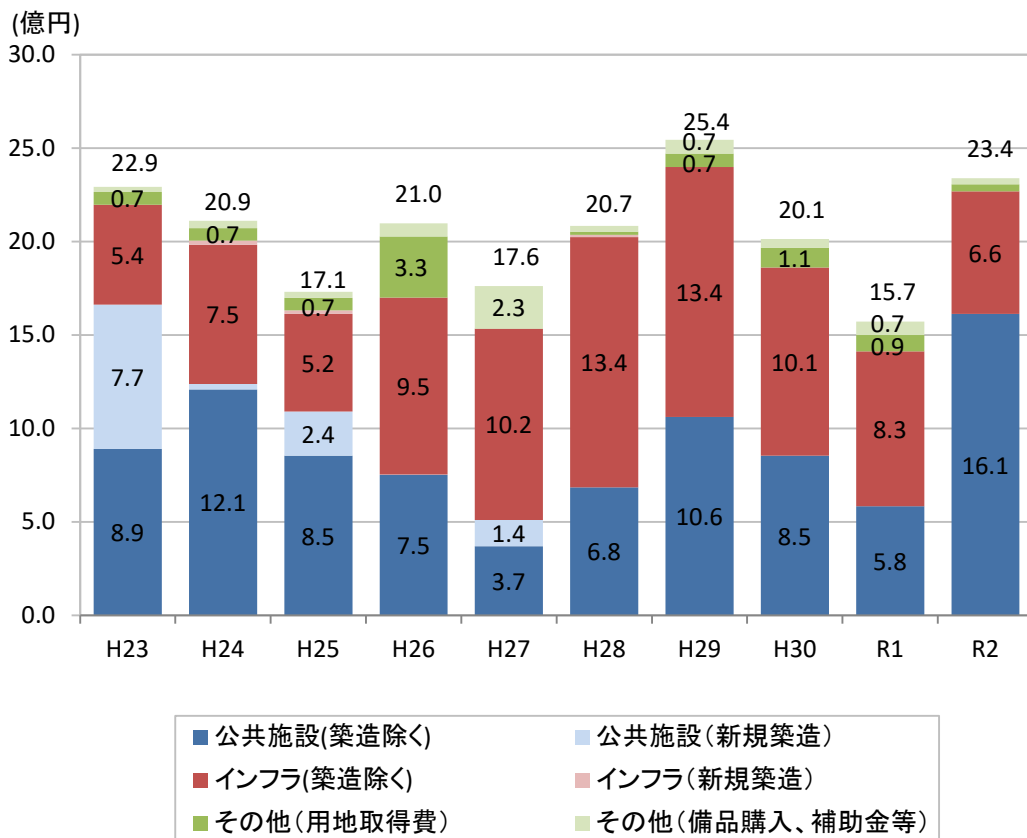
建築系の「公共施設」関係では、平成23年度から平成27年度にかけて大幅に減少しています。平成28年度以降は、築造を除く修繕や改修費用のみが占めている状態です。令和2年度は、空調設置や窓枠建具改修事業など、学校施設の改修を集中して実施しました。

道路整備等に充当される「インフラ」関係では、平成25年度まではおおむね5億円前後で推移していましたが、平成26年度以降は都市核地区土地区画整理事業等の支出の関係により、10億円前後で推移しています。

平成23年度から平成27年度までの年平均は、普通建設事業費全体では約20億円/年、用地取得費等を除くと建築系では約10.5億円/年、土木系では約7.6億円/年の合計約18億円/年です。

平成28年度から令和2年度までの年平均は、普通建設事業費全体で約21億円/年、用地取得費等を除くと建築系で約9.6億円/年、土木系で約10.4億円/年の合計約20億円/年となります。

図 3-21 普通建設事業費の推移(内訳)



出典：所管課資料

## 第2項 下水道事業会計

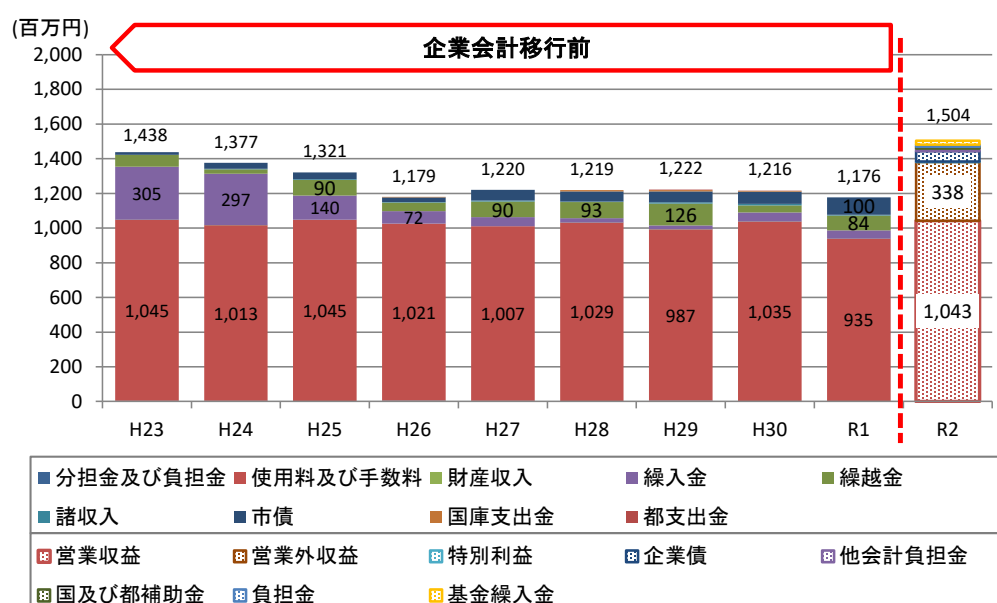
下水道事業は経営情報や財政状況を的確に把握するため、令和2年4月1日より地方公営企業法の財務規定を適用し、発生主義に基づく複式簿記での経理に移行しました。<sup>9</sup>

### (1) 歳入の推移

使用料及び手数料については、10億円前後で安定しています。一方、繰入金は大きく減少しており、このうち一般会計からの繰入金は、令和元年度は約2千5百万円で、平成23年度の約3億円と比べると約92%の減少となっています。

令和2年度は企業会計移行初年度の決算であるため、令和元年度の打ち切り決算<sup>10</sup>に伴う特例的収入がありました（図3-22には含まれていません。）。

図 3-22 歳入の推移(下水道事業会計)



出典：平成23年度から令和元年度までは下水道事業特別会計決算書

令和2年度は下水道事業会計決算書

(注) 平成23年度から令和元年度までは凡例の上枠内を、令和2年度は凡例の下枠内を参照してください。

### (2) 歳出の推移

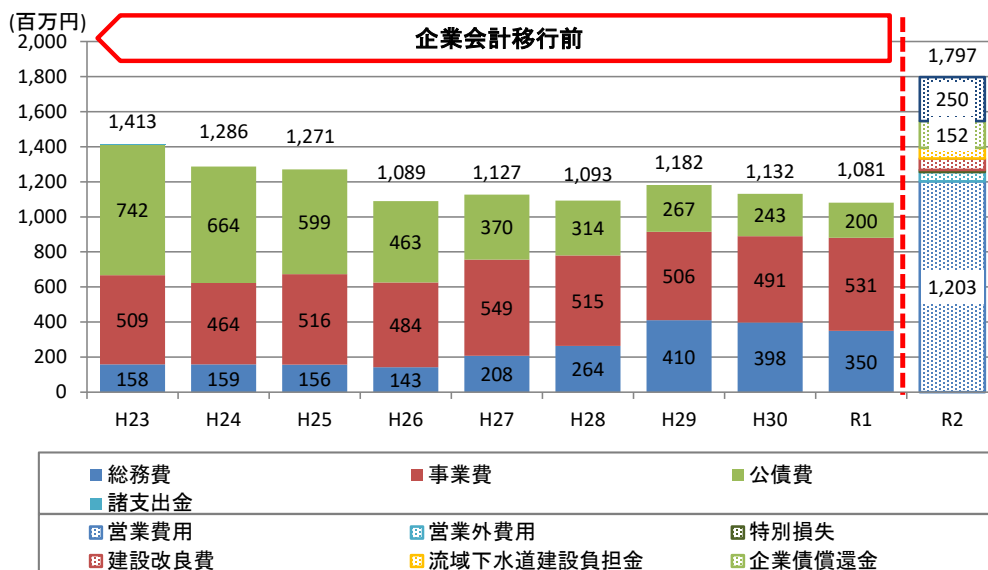
下水道事業が新規建設の段階から維持管理の段階へ移行し、起債が減少したことにより、公債費は減少傾向にあります。また、平成27年度以降、下水道事業建設基金の増額により、総務費が増加傾向にあります。

令和2年度の営業費用は、流域下水道管理運営費負担金の約3.4億円、減価償却費の約6.6億円がその大部分を占めています。

<sup>9</sup> 企業会計への移行により、平成23年度から令和元年度までと、令和2年度の決算額の算出方法が異なります。このため、令和2年度の決算額は令和元年度までの推移とは切り分けて分析しています。

<sup>10</sup> 官公庁会計は、出納整理期間である翌年度5月31日までの当該会計年度に属する収入済額と支出済額が決算額として整理されます。一方、地方公営企業法を適用する場合の会計年度は、法適用日の前日（翌年3月31日）をもって終了し、決算を行います。法適用前の債権又は債務に係る未収金又は未払金は、法適用後に特例的収入未収金及び特例的支出未払金として整理されます。

図 3-23 歳出の推移(下水道事業会計)



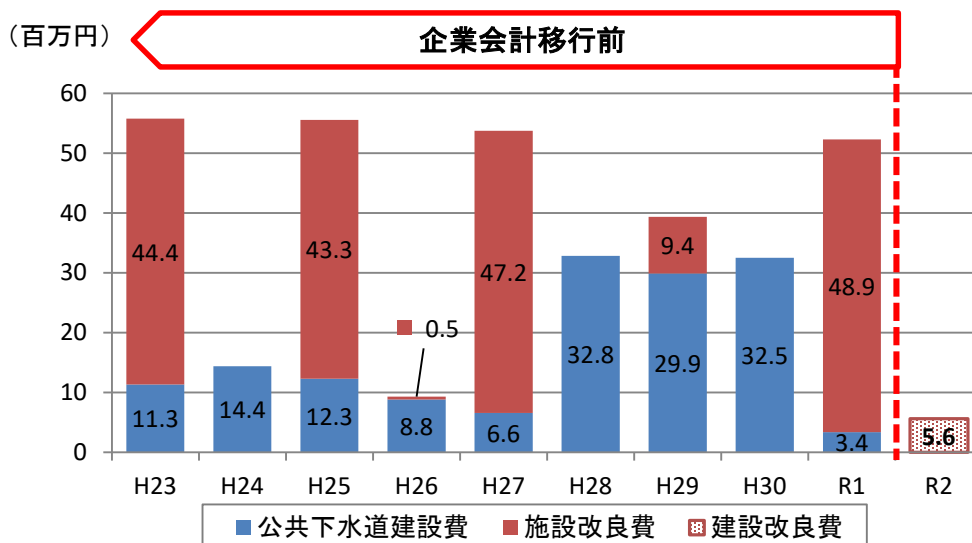
出典：平成 23 年度から令和元年度までは下水道事業特別会計決算書  
令和 2 年度は下水道事業会計決算書

(注) 平成 23 年度から令和元年度までは凡例の上枠内を、令和 2 年度は凡例の下枠内を参照してください。

### (3) 工事請負費の推移

下水道事業会計における平成 23 年度から令和 2 年度までの工事請負費は、年平均で約 3 千 5 百万円/年です。平成 23 年度、平成 25 年度、平成 27 年度及び令和元年度は、既存管渠の更新事業により施設改良費が大きくなっています。また、平成 28 年度から平成 30 年度までは、マンホールトイレの整備により公共下水道建設費が大きくなっています。

図 3-24 工事請負費の推移(下水道事業会計)

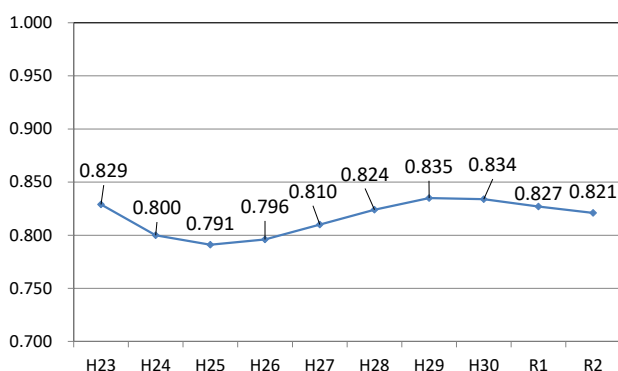


出典：平成 23 年度から令和元年度までは下水道事業特別会計決算書  
令和 2 年度は下水道事業会計決算書

(注) 令和元年度までは公共下水道建設及び施設改良の工事請負費であり、維持管理の工事請負費は含んでいません。また、令和 2 年度は資本的支出における建設改良費です。

## 第3項 主要財政指標

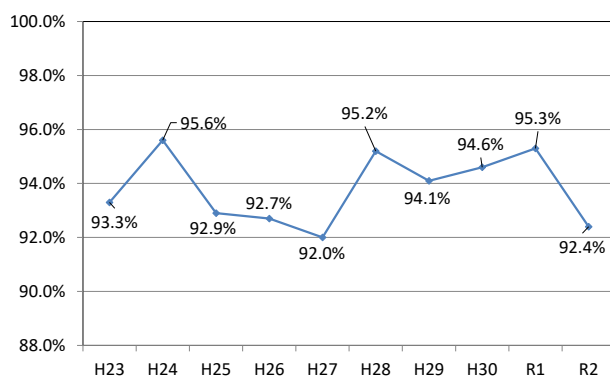
### (1) 財政力指数



財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

本市では平成 25 年度から平成 29 年度にかけてゆるやかに上昇しましたが、近年は下降傾向にあり、令和 2 年度は 0.821 となっています。

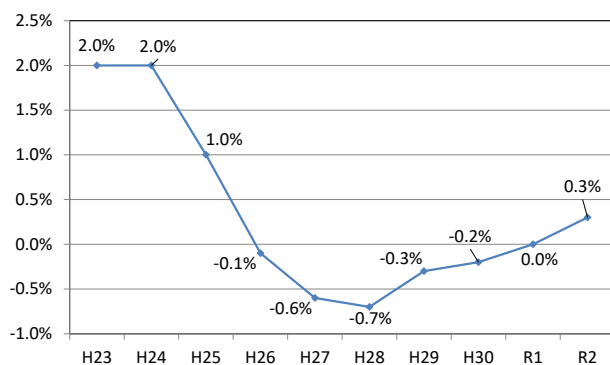
### (2) 経常収支比率



経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する際の指標で、この値が低いほど財政の弾力性（いわゆる余裕度）が高いことを意味します。

本市では平成 27 年度にかけて改善傾向にありましたが、平成 28 年度に再び上昇し、95%前後で推移しました。令和 2 年度は、92.4%となっています。

### (3) 実質公債費比率



実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標です。

本市では実質公債費比率は低下（好転）傾向にありましたが、平成 28 年度以降、上昇傾向にあります。

出典：決算カード

## 第 7 節 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な費用の見込み

### 第 1 項 試算方法

建築系公共施設及び土木系公共施設を対象として、維持管理・修繕、改修及び更新等に要する費用の見込みを試算しました。

試算の条件は、各施設の個別施設計画等を踏まえて、下記のとおりとしました。

#### (1) 試算項目

試算項目及びその内容は、次の表のとおりです。

表 3-14 試算項目

項目	内容
維持管理・修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
改修	公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
更新等	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

#### (2) 試算期間

令和 4 年度を開始時点として令和 53 年度までの 50 年間としました。

#### (3) 試算のシナリオ

試算に当たっては、各施設の個別施設計画等に定められた長寿命化等の対策を実施しない場合（対策前）と実施する場合（対策後）との 2 つのシナリオで試算し、結果を比較しました。

表 3-15 試算のシナリオ

区分	内容
対策前の見込み	長寿命化等のための対策は行わず、施設、設備、構造物等の標準的な耐用年数経過時に同種同規模で単純更新する場合
対策後の見込み	長寿命化のための対策（計画的な修繕・改修や長寿命化改修等）を実施して、施設、設備、構造物等の標準的な耐用年数を延伸して使用し、更新する場合（同種同規模での単純更新としない場合を含む。）

## (4) 試算の条件

各施設の試算条件は、次の表のとおりです。

表 3-16 試算の条件

種 別	試 算 条 件	
建 築 系 公 共 施 設	施設保全計画に準拠	
土 木 系 公 共 施 設	道 路 <sup>※1</sup>	現状の管理水準による
	トンネル <sup>※2</sup>	現状の管理水準による
	橋 梁	橋梁長寿命化修繕計画に準拠
	公 園	公園施設長寿命化計画に準拠
	下 水 道	下水道ストックマネジメント実施方針及び 下水道事業経営戦略に準拠

※1 道路の対策前の見込みにおける試算条件は、道路（舗装）の標準的な耐用年数（15年）で道路（舗装）を一律に更新する場合としています（更新単価は4,700円/m<sup>2</sup>として試算）。

※2 トンネルの対策前の見込みにおける試算条件は、点検結果に基づく要修繕箇所に対する修繕対応としており、対策後の見込みにおける試算条件と同様としています。

（注1） 各個別施設計画における費用の試算期間が本計画での試算期間に満たない場合は、個別施設計画の試算期間における平均金額をそれ以降の期間に適用するなどとしています。

（注2） 建築系公共施設の試算では、維持管理費に建物管理委託費（点検保守、警備、清掃等）、建物管理人件費、使用料・賃借料（土地・建物）を含みます（光熱水費は含みません。また、指定管理料は建物管理の経費を対象としています。）。

（注3） 土木系公共施設の試算では、維持管理費に施設管理委託費（点検保守、清掃、剪定等）、使用料・賃借料（土地）を含みます（光熱水費は含みません。）。

（注4） 公園の費用のうち、公園の管理棟及び便所等に係る費用は、建築系公共施設において試算しています。

(参考) 各個別施設計画等における対策費用算出の考え方は、次のとおりです。

表 3-17 個別施設計画等における対策費用算出の考え方

種 別		考 え 方
建 築 系 公 共 施 設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の方向性を踏まえ建替え又は長寿命化改修を実施</li> <li>・予防保全の建物は周期的な大規模改修等を実施</li> <li>・劣化状況調査の結果に基づき優先的な対応が必要な建物は、早期の修繕等を実施</li> </ul>
土 木 系 公 共 施 設	道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面性状調査の結果を踏まえ、劣化度が高い路線から更新を実施</li> <li>・現状の事業規模を維持し、年1路線程度の更新、その他路線は部分的な修繕での対応により、舗装の管理水準を一定に保つ</li> </ul>
	ト ン ネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年に1回の定期的な点検を実施、10年に一度壁面等の補修工事を実施</li> </ul>
	橋 梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年に1回の定期的な点検を全橋に実施</li> <li>・劣化予測により将来発生が想定される損傷に対する補修及び部材取替の定期的対策を見込む。架替は考慮しない。</li> <li>・年間の予算制約条件（1,000～5,000万円程度）を設け、事業費を平準化</li> </ul>
	公 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全度・緊急度判定結果による優先順位に従い、計画的に施設及び遊具等の改修工事を実施</li> <li>・毎年、市内の公園・児童遊園・広場・運動場の施設及び遊具等の点検を実施</li> </ul>
	下 水 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価結果により設定した優先度の順序で、調査や改築を実施</li> <li>・緊急度の高い管路及び比較的高い管路を改築の対象とし、長期にわたる下水道全体の健全性を保持</li> <li>・投資額は平準化して事業費のばらつきを抑制</li> </ul>



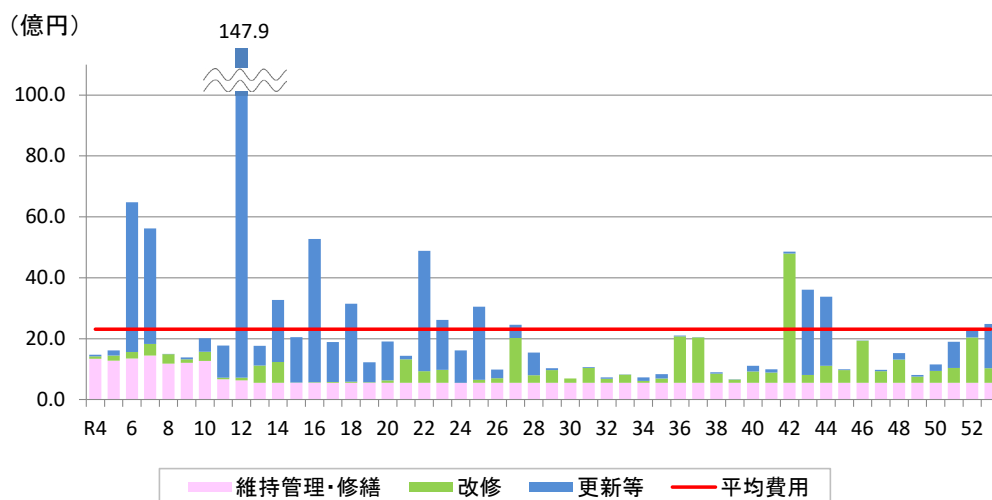
## 第2項 試算結果

### (1) 建築系公共施設の試算結果

#### ① 対策前の見込み

建築系公共施設の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約1,155億円であり、1年当たりの平均額では23.1億円が必要となります。20年目（令和23年度）頃までに建替えが集中することから、この期間の負担が大きくなっています。

図 3-25 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策前)



(注) 令和12年度の更新等には、市庁舎移設等基本構想による新庁舎建設の想定総事業費(約112億円)を含んでいます。

図 3-26 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

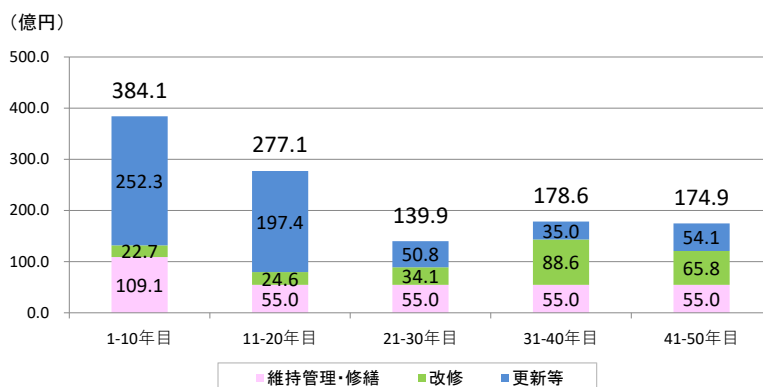


表 3-18 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(億円)

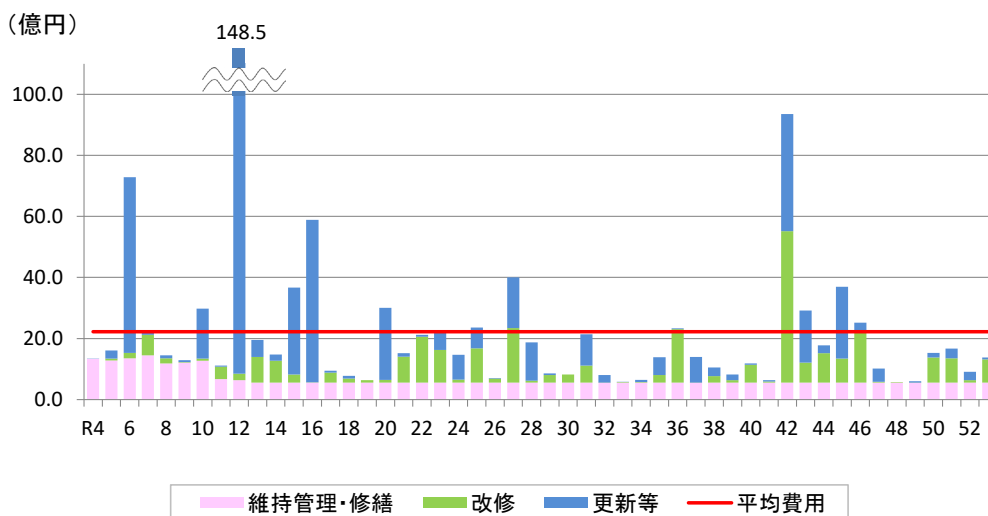
	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	109.1	22.7	252.3	384.1	33.3%	33.3%
11-20年目	55.0	24.6	197.4	277.1	24.0%	57.3%
21-30年目	55.0	34.1	50.8	139.9	12.1%	69.4%
31-40年目	55.0	88.6	35.0	178.6	15.5%	84.9%
41-50年目	55.0	65.8	54.1	174.9	15.1%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>329.1</b>	<b>235.8</b>	<b>589.6</b>	<b>1,154.5</b>		
<b>年平均</b>	<b>6.6</b>	<b>4.7</b>	<b>11.8</b>	<b>23.1</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>28.5%</b>	<b>20.4%</b>	<b>51.1%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## ②対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合の50年間の試算では、維持管理・更新等費用の総額は年平均22.2億円となり、対策前の23.1億円と比較すると、年間約0.9億円を削減できています。また、令和4年度以降の20年間でみると、対策前は合計約661億円、年平均33.1億円であるのに対し、対策後は合計約583億円、年平均29.2億円となり、合計約78億円、年間約3.9億円の削減効果となっています。20年後以降は、対策前より年平均が高くなっている期間もありますが、これについては、対策前に比べ費用負担が分散・平準化されているといえます。

図 3-27 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策後)



(注) 令和12年度の更新等には、市庁舎移設等基本構想による新庁舎建設の想定総事業費(約112億円)を含んでいます。

図 3-28 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

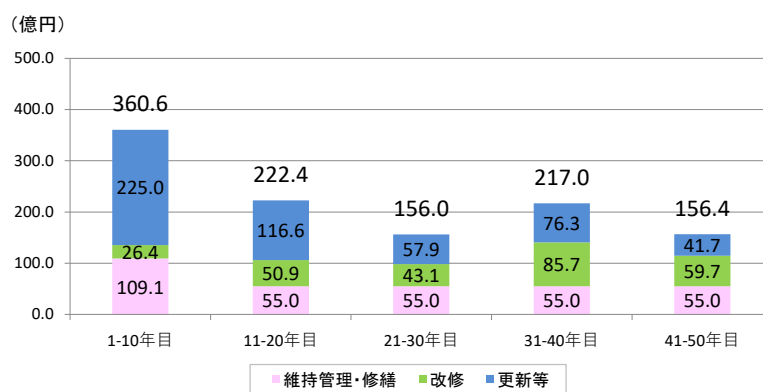


表 3-19 建築系公共施設の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	109.1	26.4	225.0	360.6	32.4%	32.4%
11-20年目	55.0	50.9	116.6	222.4	20.0%	52.4%
21-30年目	55.0	43.1	57.9	156.0	14.0%	66.4%
31-40年目	55.0	85.7	76.3	217.0	19.5%	85.9%
41-50年目	55.0	59.7	41.7	156.4	14.1%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>329.1</b>	<b>265.8</b>	<b>517.5</b>	<b>1,112.5</b>		
<b>年平均</b>	<b>6.6</b>	<b>5.3</b>	<b>10.4</b>	<b>22.2</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>29.6%</b>	<b>23.9%</b>	<b>46.5%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## (2) 土木系公共施設の試算結果

### ① 道路

#### ア 対策前の見込み

道路（舗装）の維持管理・更新等の費用総額は、長寿命化せず標準的な耐用年数で道路（舗装）を一律に更新した場合、50年間で約231億円であり、1年当たりの平均額では4.6億円が必要となります。

図 3-29 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

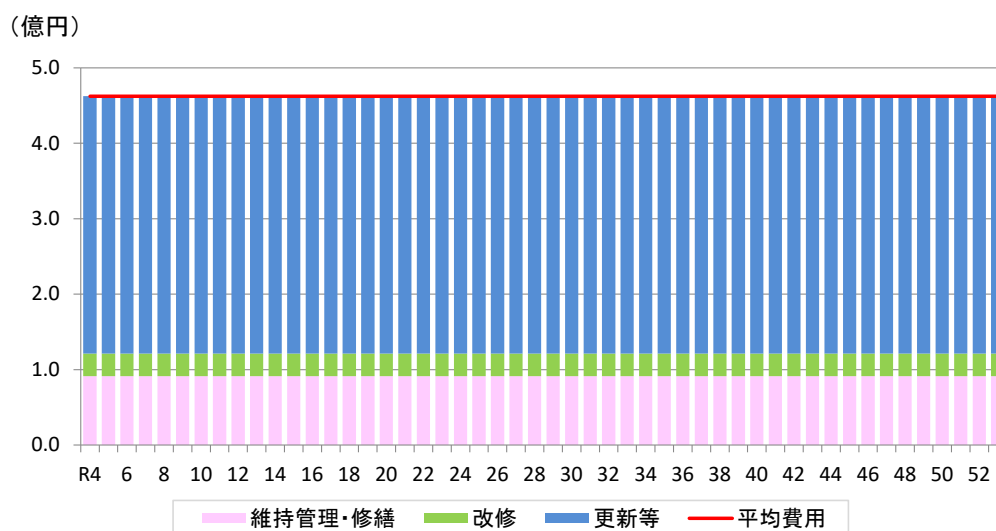


図 3-30 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

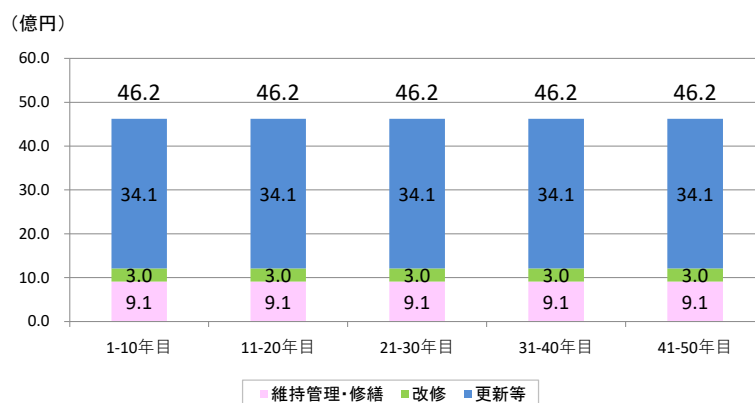


表 3-20 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	20.0%
11-20年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	40.0%
21-30年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	60.0%
31-40年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	80.0%
41-50年目	9.1	3.0	34.1	46.2	20.0%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>45.6</b>	<b>15.0</b>	<b>170.5</b>	<b>231.1</b>		
<b>年平均</b>	<b>0.9</b>	<b>0.3</b>	<b>3.4</b>	<b>4.6</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>19.7%</b>	<b>6.5%</b>	<b>73.8%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## イ 対策後の見込み

道路（舗装）は長寿命化計画（個別施設計画）を未策定ですが、現在の管理水準で一定の状態を保っているため、対策後の見込みとして現在の管理水準と同等の管理を行った場合での費用を試算しています。年平均2.4億円の費用を見込み、対策前と比較して約2.2億円の縮減となっています。

今後の計画的な改良工事のためには、更新費用をより多く見込む必要があります。

図 3-31 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

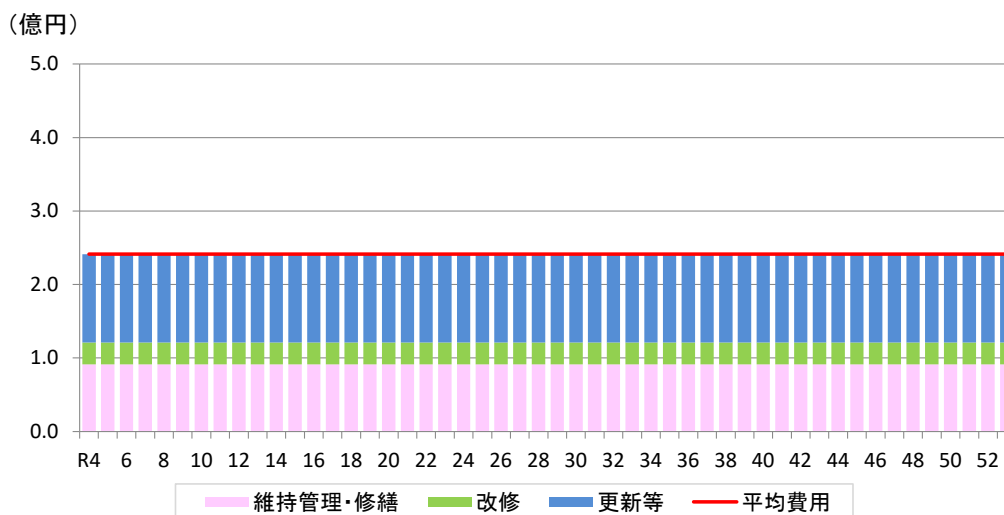


図 3-32 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

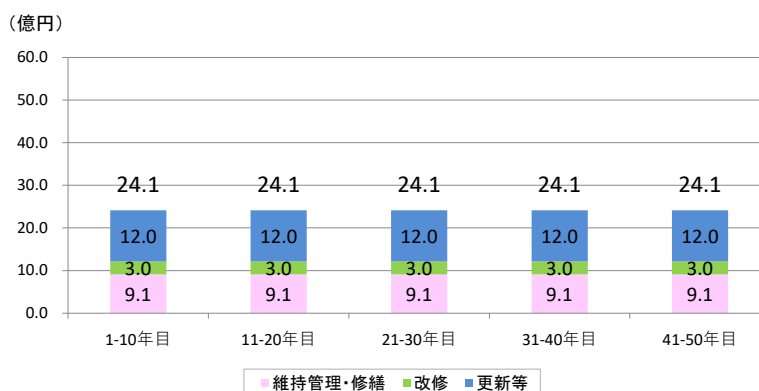


表 3-21 道路の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	20.0%
11-20年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	40.0%
21-30年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	60.0%
31-40年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	80.0%
41-50年目	9.1	3.0	12.0	24.1	20.0%	100.0%
50年合計	45.6	15.0	60.0	120.6		
年平均	0.9	0.3	1.2	2.4		
50年合計(構成比)	37.8%	12.4%	49.7%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## ②トンネル

### ア 対策前の見込み

トンネルの維持管理・更新等費用の総額は、更新（作り替え）が困難な構造物であることから点検結果に基づく要修繕箇所に対する修繕対応を試算条件としたため、対策後の見込みと同額となります。50年間で1.7億円であり、1年当たりの平均額では340万円が必要となります。

図 3-33 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策前)

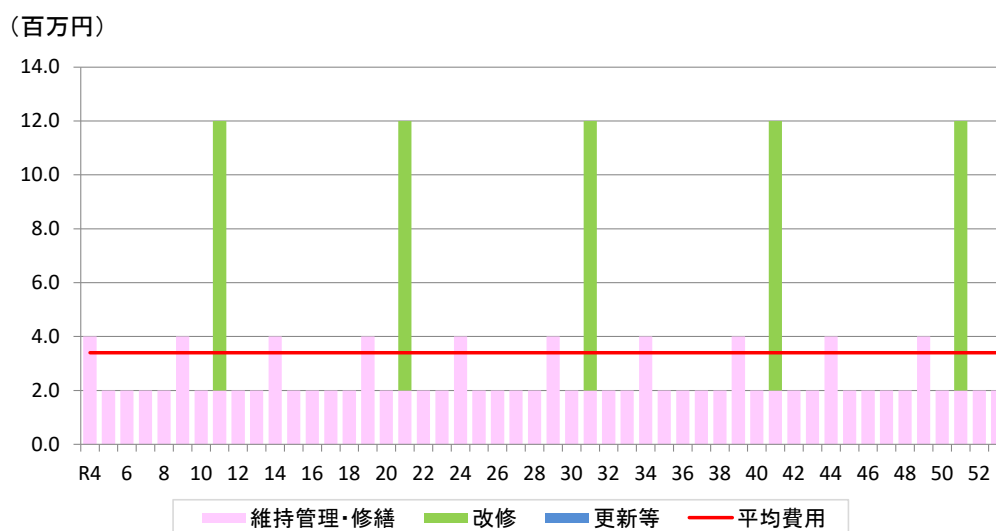


図 3-34 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策前)

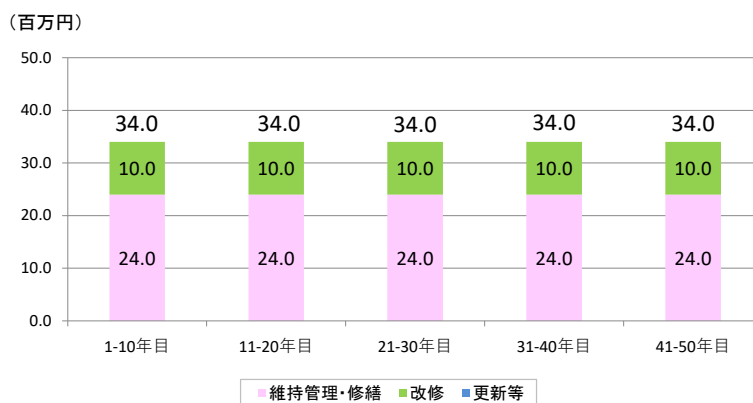


表 3-22 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	20.0%
11-20年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	40.0%
21-30年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	60.0%
31-40年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	80.0%
41-50年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>120.0</b>	<b>50.0</b>	<b>0.0</b>	<b>170.0</b>		
<b>年平均</b>	<b>2.4</b>	<b>1.0</b>	<b>0.0</b>	<b>3.4</b>		
<b>50年合計 (構成比)</b>	<b>70.6%</b>	<b>29.4%</b>	<b>0.0%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## イ 対策後の見込み

トンネルは長寿命化計画（個別施設計画）を未策定ですが、現在の管理水準で一定の状態を保っているため、対策後の見込みとして現在の管理水準と同等の管理を行った場合での費用を試算しています。50年間で1.7億円であり、1年当たりの平均額では340万円が必要となります。対策前からの縮減は見込んでいません。

図 3-35 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策後)

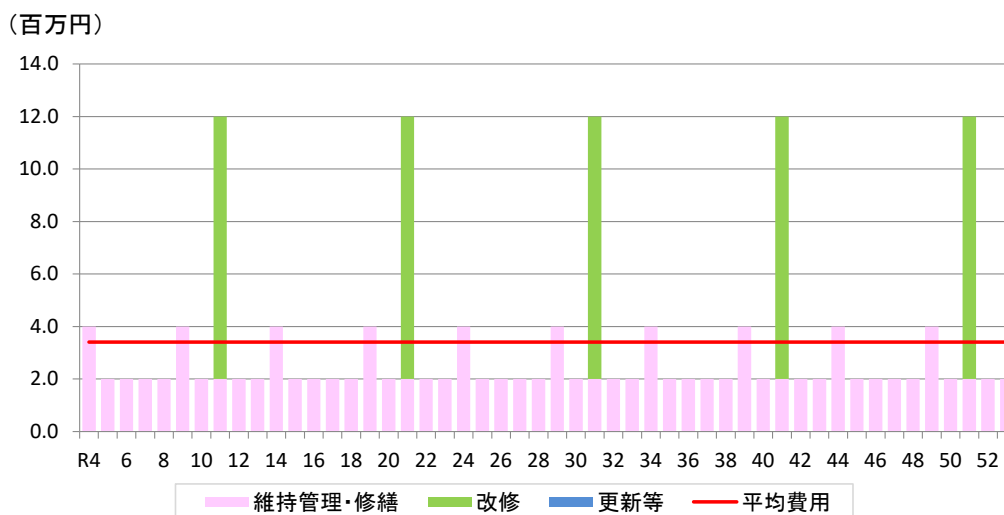


図 3-36 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策後)

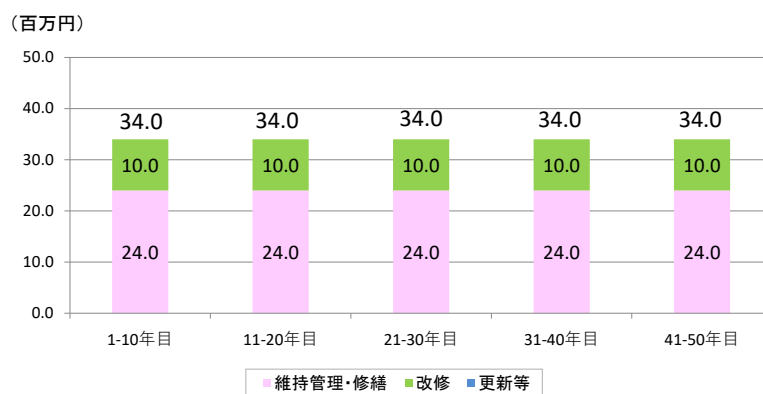


表 3-23 トンネルの将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	20.0%
11-20年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	40.0%
21-30年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	60.0%
31-40年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	80.0%
41-50年目	24.0	10.0	0.0	34.0	20.0%	100.0%
50年合計	120.0	50.0	0.0	170.0		
年平均	2.4	1.0	0.0	3.4		
50年合計(構成比)	70.6%	29.4%	0.0%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

### ③橋梁

#### ア 対策前の見込み

橋梁の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約28億円であり、1年当たりの平均額では5,590万円が必要となります。事後保全型の管理では、橋梁の更新（架替）が21年目から30年目及び41年目から50年目に集中し、架替費用が発生しています。

図 3-37 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

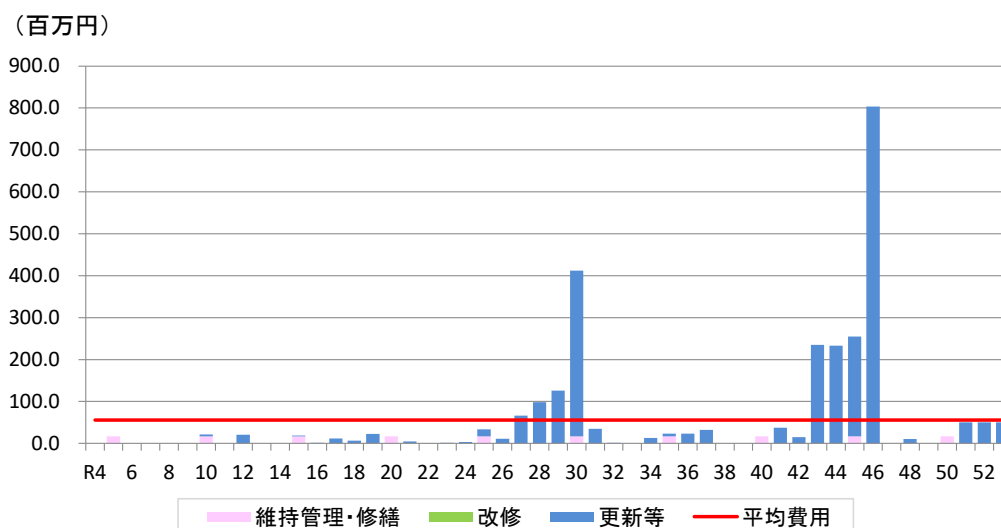


図 3-38 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

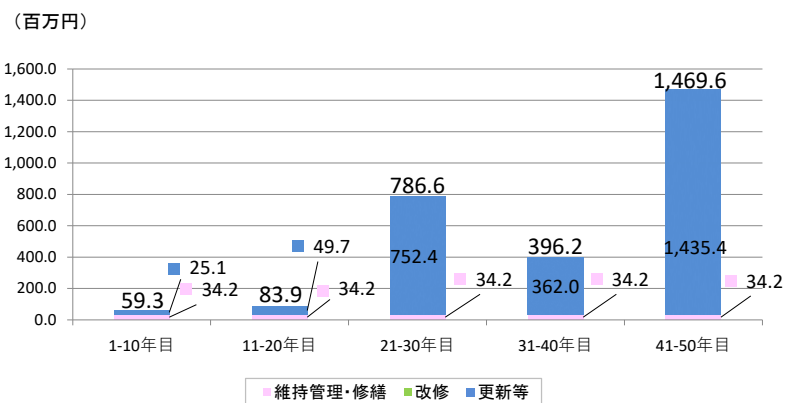


表 3-24 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	34.2	0.0	25.1	59.3	2.1%	2.1%
11-20年目	34.2	0.0	49.7	83.9	3.0%	5.1%
21-30年目	34.2	0.0	752.4	786.6	28.1%	33.3%
31-40年目	34.2	0.0	362.0	396.2	14.2%	47.4%
41-50年目	34.2	0.0	1,435.4	1,469.6	52.6%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>171.1</b>	<b>0.0</b>	<b>2,624.5</b>	<b>2,795.6</b>		
<b>年平均</b>	<b>3.4</b>	<b>0.0</b>	<b>52.5</b>	<b>55.9</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>6.1%</b>	<b>0.0%</b>	<b>93.9%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## イ 対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合の橋梁の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約8.5億円であり、1年当たりの平均額では1,700万円が必要となります。対策前の費用と比較して、50年間で約19.5億円、1年当たり約3,890万円の縮減となります。

図 3-39 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

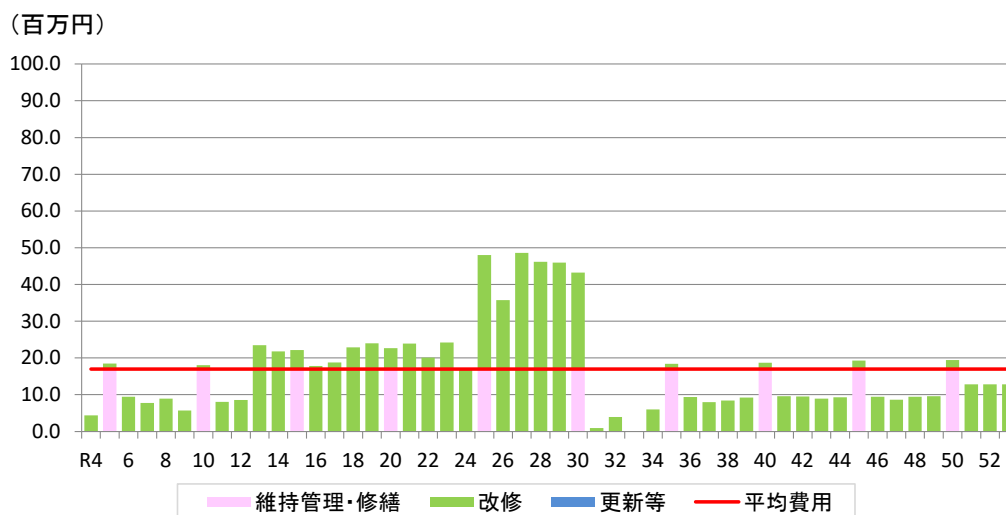


図 3-40 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

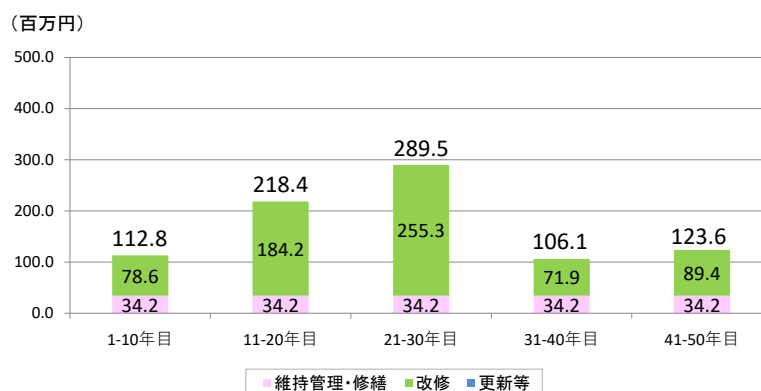


表 3-25 橋梁の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	34.2	78.6	0.0	112.8	13.3%	13.3%
11-20年目	34.2	184.2	0.0	218.4	25.7%	38.9%
21-30年目	34.2	255.3	0.0	289.5	34.0%	73.0%
31-40年目	34.2	71.9	0.0	106.1	12.5%	85.5%
41-50年目	34.2	89.4	0.0	123.6	14.5%	100.0%
50年合計	171.1	679.4	0.0	850.5		
年平均	3.4	13.6	0.0	17.0		
50年合計(構成比)	20.1%	79.9%	0.0%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。



#### ④公園

##### ア 対策前の見込み

公園の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を実施しない場合、50年間で約71.0億円であり、1年当たりの平均額では1.4億円が必要となります。令和8年度までは、現在の長寿命化計画に基づく遊具等の更新事業の実施を見込んでいます。維持管理費のほとんどは、清掃、剪定、除草等の費用が占めています。

図 3-41 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

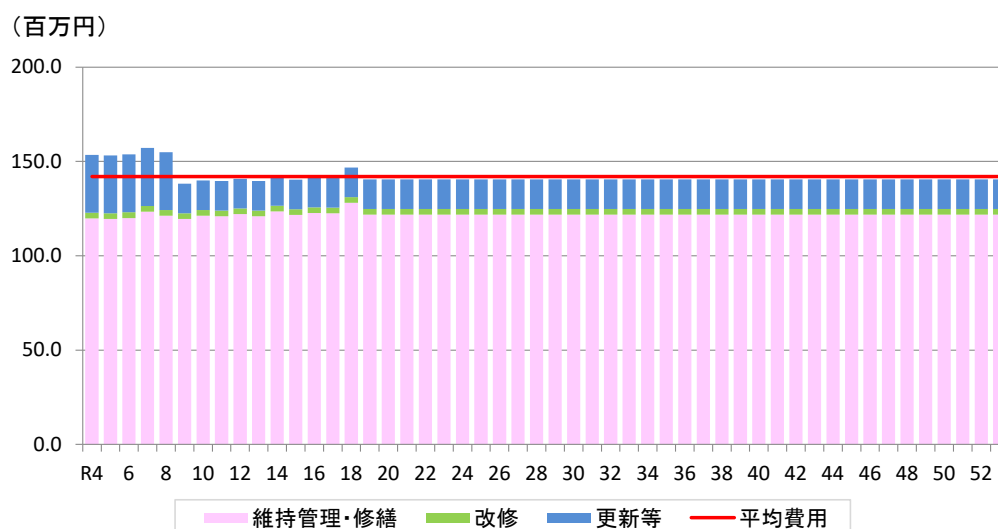


図 3-42 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

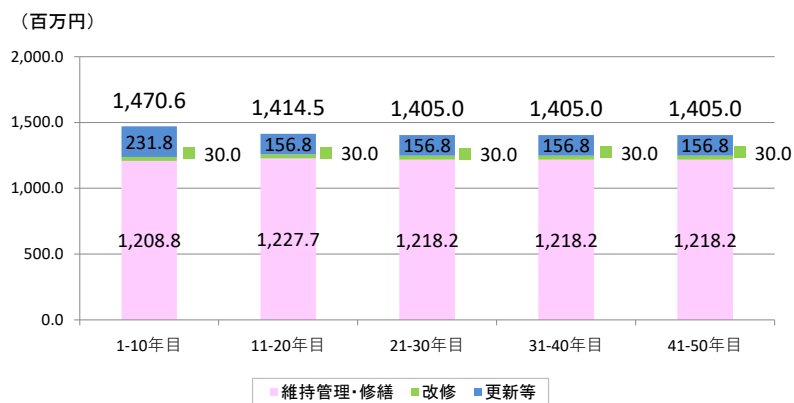


表 3-26 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	1,208.8	30.0	231.8	1,470.6	20.7%	20.7%
11-20年目	1,227.7	30.0	156.8	1,414.5	19.9%	40.6%
21-30年目	1,218.2	30.0	156.8	1,405.0	19.8%	60.4%
31-40年目	1,218.2	30.0	156.8	1,405.0	19.8%	80.2%
41-50年目	1,218.2	30.0	156.8	1,405.0	19.8%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>6,091.1</b>	<b>150.0</b>	<b>859.1</b>	<b>7,100.2</b>		
<b>年平均</b>	<b>121.8</b>	<b>3.0</b>	<b>17.2</b>	<b>142.0</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>85.8%</b>	<b>2.1%</b>	<b>12.1%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## イ 対策後の見込み

長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を実施した場合、公園の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約68.6億円であり、1年当たりの平均額では約1.4億円が必要となります。予防保全型の維持管理を実施することで、対策前よりも維持管理費用が多くなりますが、更新等に係る費用が縮減され、全体で、50年間で約2.4億円の縮減、1年当たりでは約480万円の縮減となります。

令和8年度までは、現在の長寿命化計画に基づく遊具等の更新事業の実施を見込んでいます。

図 3-43 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

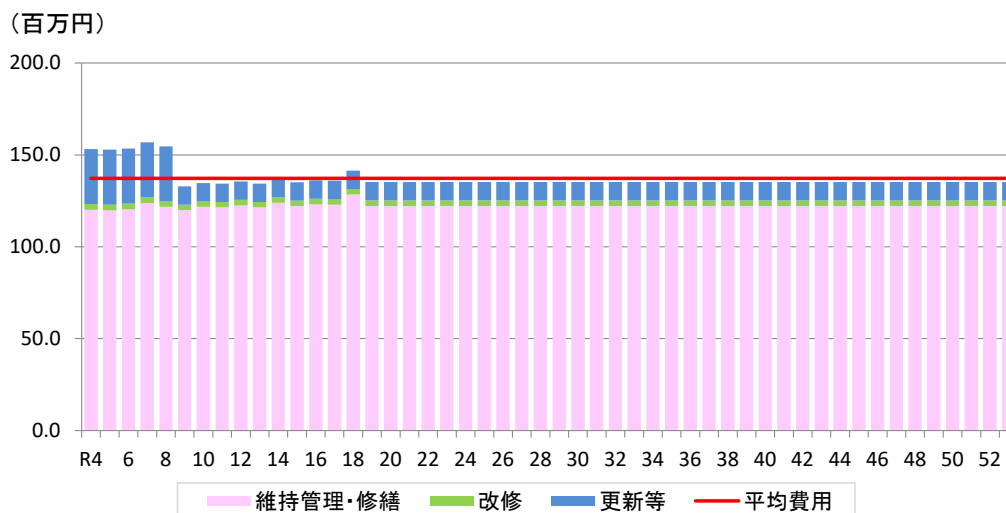


図 3-44 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

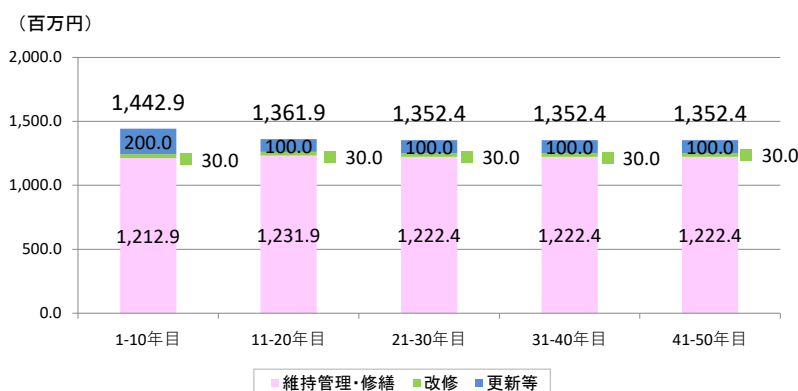


表 3-27 公園の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(百万円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	1,212.9	30.0	200.0	1,442.9	21.0%	21.0%
11-20年目	1,231.9	30.0	100.0	1,361.9	19.8%	40.9%
21-30年目	1,222.4	30.0	100.0	1,352.4	19.7%	60.6%
31-40年目	1,222.4	30.0	100.0	1,352.4	19.7%	80.3%
41-50年目	1,222.4	30.0	100.0	1,352.4	19.7%	100.0%
50年合計	6,112.0	150.0	600.0	6,862.0		
年平均	122.2	3.0	12.0	137.2		
50年合計(構成比)	89.1%	2.2%	8.7%	100.0%		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## ⑤下水道

### ア 対策前の見込み

下水道の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約458億円であり、1年当たりの平均額では9.2億円が必要となります。令和24年度頃まで改修及び更新が集中しています。

図 3-45 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

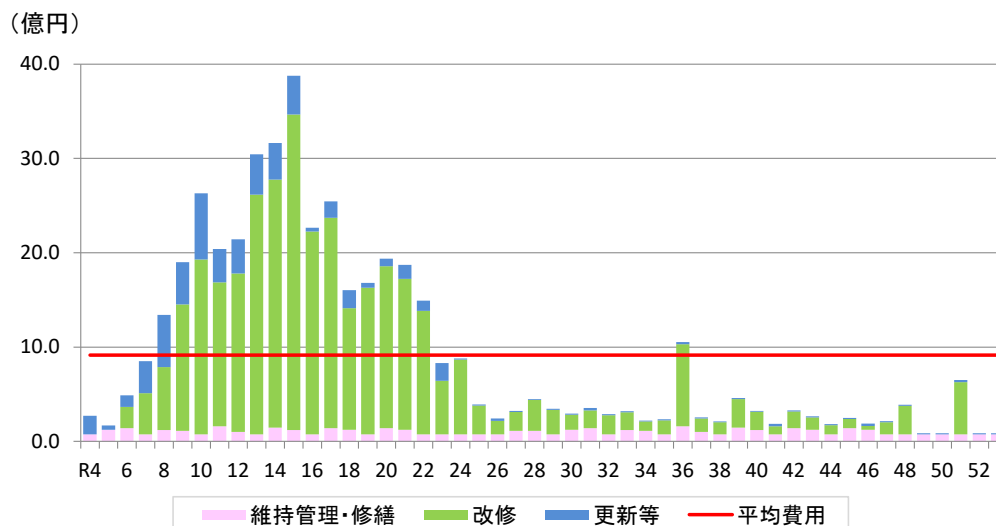


図 3-46 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

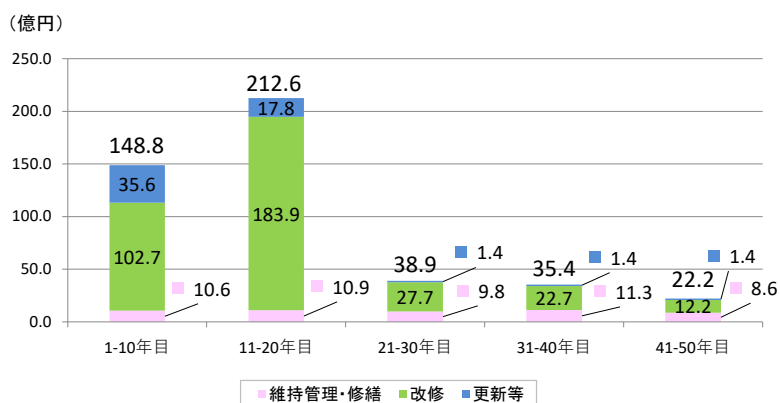


表 3-28 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	10.6	102.7	35.6	148.8	32.5%	32.5%
11-20年目	10.9	183.9	17.8	212.6	46.4%	78.9%
21-30年目	9.8	27.7	1.4	38.9	8.5%	87.4%
31-40年目	11.3	22.7	1.4	35.4	7.7%	95.2%
41-50年目	8.6	12.2	1.4	22.2	4.8%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>51.2</b>	<b>349.2</b>	<b>57.4</b>	<b>457.8</b>		
<b>年平均</b>	<b>1.0</b>	<b>7.0</b>	<b>1.1</b>	<b>9.2</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>11.2%</b>	<b>76.3%</b>	<b>12.5%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## イ 対策後の見込み

下水道ストックマネジメント計画に基づく対策を実施した場合、下水道の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約266億円であり、1年当たりの平均額では5.3億円が必要となります。対策前と比較して、50年間で約192億円、1年当たりの平均額では約3.9億円の縮減となっています。

図 3-47 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

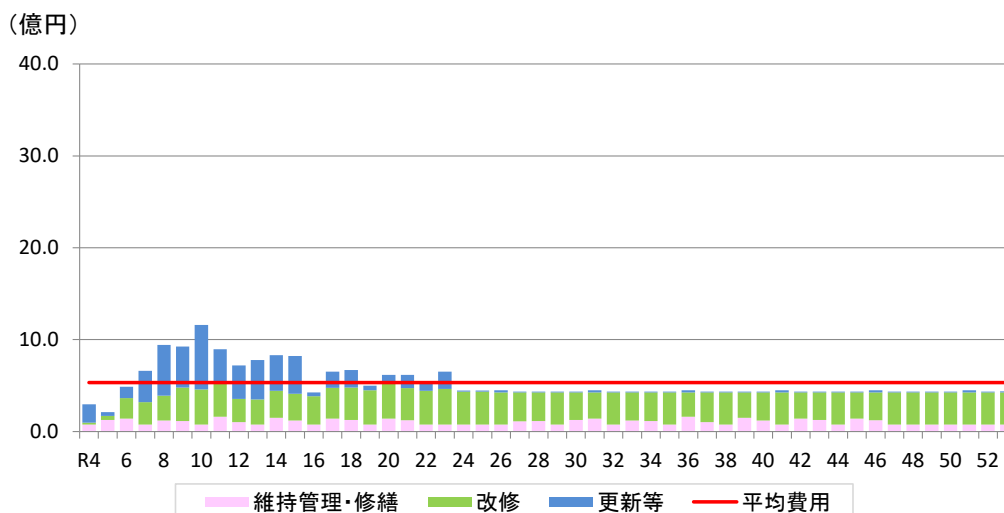


図 3-48 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

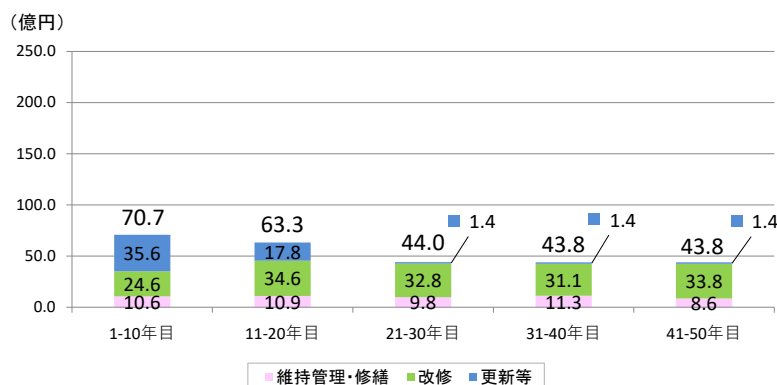


表 3-29 下水道の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(億円)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	10.6	24.6	35.6	70.7	26.6%	26.6%
11-20年目	10.9	34.6	17.8	63.3	23.8%	50.4%
21-30年目	9.8	32.8	1.4	44.0	16.6%	67.0%
31-40年目	11.3	31.1	1.4	43.8	16.5%	83.5%
41-50年目	8.6	33.8	1.4	43.8	16.5%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>51.2</b>	<b>157.0</b>	<b>57.4</b>	<b>265.6</b>		
<b>年平均</b>	<b>1.0</b>	<b>3.1</b>	<b>1.1</b>	<b>5.3</b>		
<b>50年合計（構成比）</b>	<b>19.3%</b>	<b>59.1%</b>	<b>21.6%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

### (3) 公共施設等全体にかかる維持管理・更新等費用の見込み

#### ① 対策前の見込み

建築系公共施設と土木系公共施設を合算した公共施設等の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約1,944億円であり、1年当たりの平均額では38.9億円が必要となります。

図 3-49 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

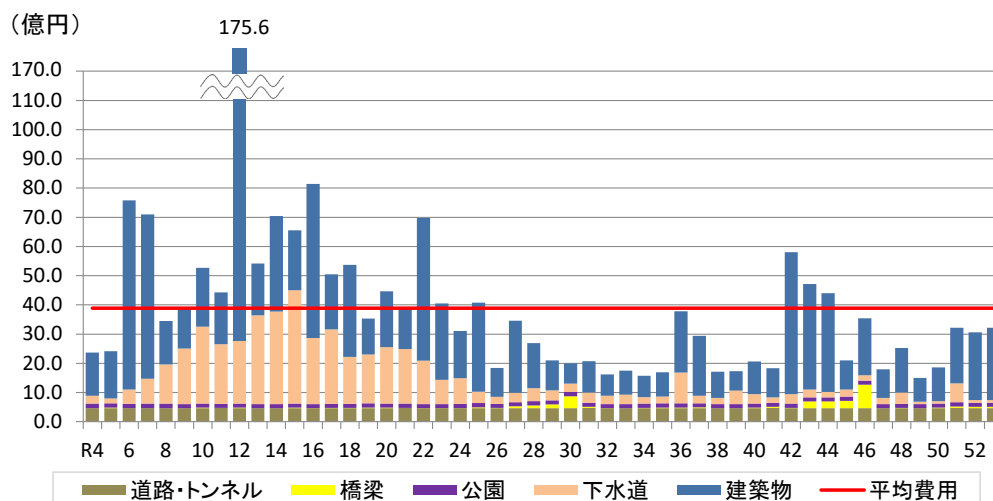


表 3-30 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

							(億円)	
	建築物	道路・トンネル	橋梁	公園	下水道	合計	構成比	累積
1-10年目	384.1	46.6	0.6	14.7	148.8	594.8	30.6%	30.6%
11-20年目	277.1	46.6	0.8	14.1	212.6	551.2	28.4%	58.9%
21-30年目	139.9	46.6	7.9	14.1	38.9	247.3	12.7%	71.7%
31-40年目	178.6	46.6	4.0	14.1	35.4	278.5	14.3%	86.0%
41-50年目	174.9	46.6	14.7	14.1	22.2	272.3	14.0%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>1,154.5</b>	<b>232.8</b>	<b>28.0</b>	<b>71.0</b>	<b>457.8</b>	<b>1,944.2</b>		
<b>年平均</b>	<b>23.1</b>	<b>4.7</b>	<b>0.6</b>	<b>1.4</b>	<b>9.2</b>	<b>38.9</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>59.4%</b>	<b>12.0%</b>	<b>1.4%</b>	<b>3.7%</b>	<b>23.5%</b>	<b>100.0%</b>		

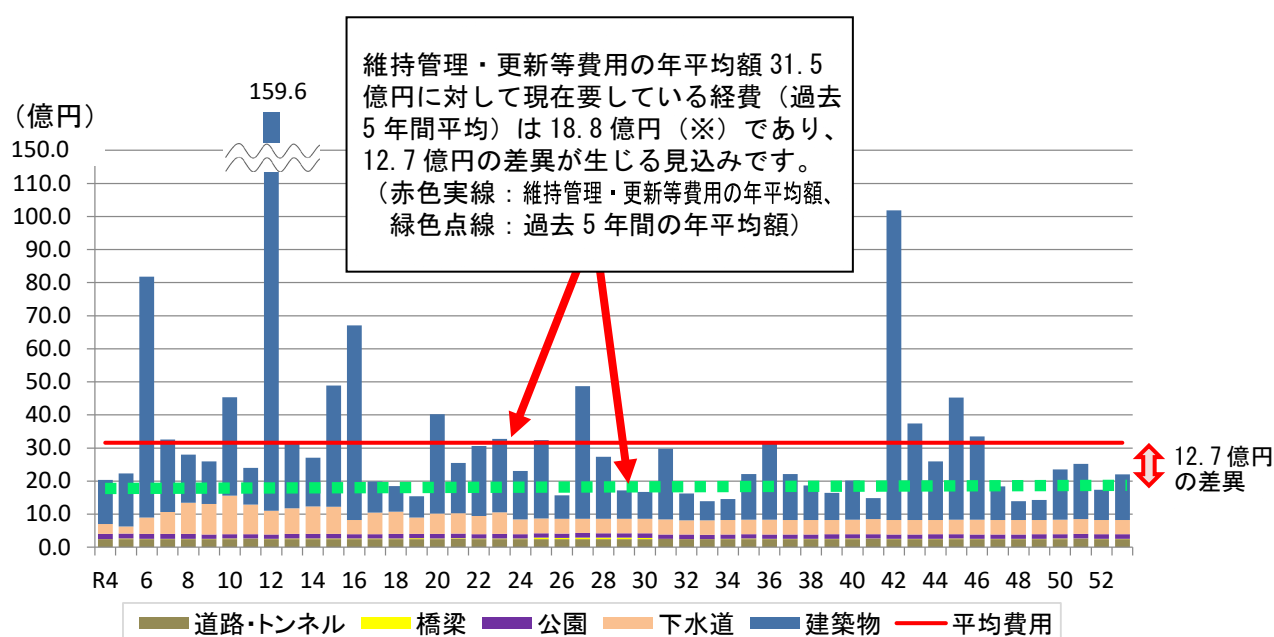
(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## ②対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合の建築系公共施設と土木系公共施設を合算した公共施設等の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約1,578億円であり、1年当たりの平均額では31.5億円が必要となります。

### 50年間の維持管理・更新等費用:約1,578億円(年平均31.5億円)

図 3-50 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)



※現在要している経費（過去5年間平均）

…「表 3-7 建築系公共施設の維持管理・更新等経費」及び「表 3-11 土木系公共施設の維持管理・更新等経費」の過去5年間平均の費用の合計（ただし、光熱水費を除く。）。  
建築系公共施設：年 12.5 億円＋土木系公共施設：年 6.3 億円（内訳は下水道以外が 5.3 億円、下水道が 1.0 億円）＝合計：年 18.8 億円

表 3-31 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

(億円)

	建築物	道路・トンネル	橋梁	公園	下水道	合計	構成比	累積
1-10年目	360.6	24.5	1.1	14.4	70.7	471.3	29.9%	29.9%
11-20年目	222.4	24.5	2.2	13.6	63.3	326.0	20.7%	50.5%
21-30年目	156.0	24.5	2.9	13.5	44.0	240.9	15.3%	65.8%
31-40年目	217.0	24.5	1.1	13.5	43.8	299.9	19.0%	84.8%
41-50年目	156.4	24.5	1.2	13.5	43.8	239.4	15.2%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>1,112.5</b>	<b>122.3</b>	<b>8.5</b>	<b>68.6</b>	<b>265.6</b>	<b>1,577.5</b>		
<b>年平均</b>	<b>22.2</b>	<b>2.4</b>	<b>0.2</b>	<b>1.4</b>	<b>5.3</b>	<b>31.5</b>		
<b>50年合計（構成比）</b>	<b>70.5%</b>	<b>7.8%</b>	<b>0.5%</b>	<b>4.4%</b>	<b>16.8%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## (4) 普通会計の維持管理・更新等費用の見込み

### ① 対策前の見込み

普通会計の公共施設等<sup>11</sup>の維持管理・更新等費用の総額は、長寿命化等の対策を実施しない場合、50年間で約1,486億円であり、1年当たりの平均額では29.7億円が必要となります。

図 3-51 【普通会計】 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

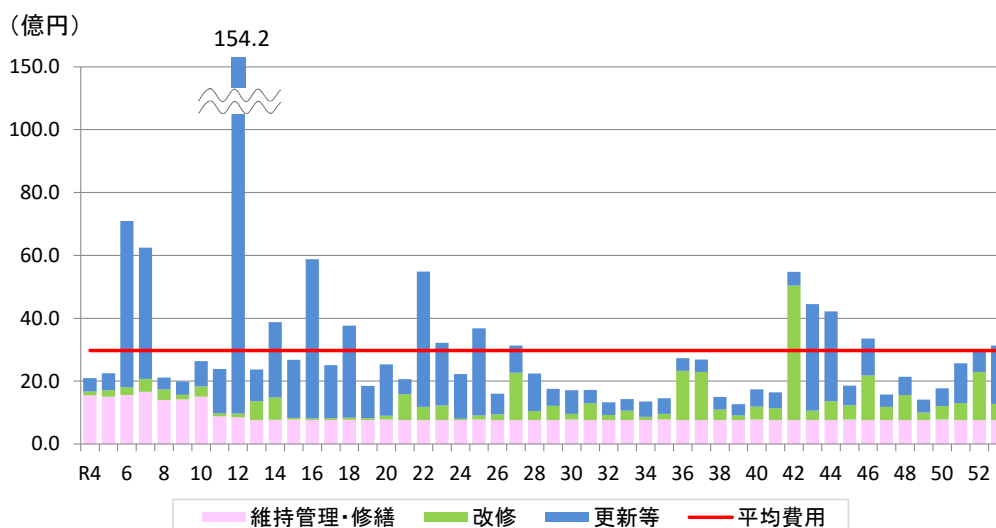


図 3-52 【普通会計】 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

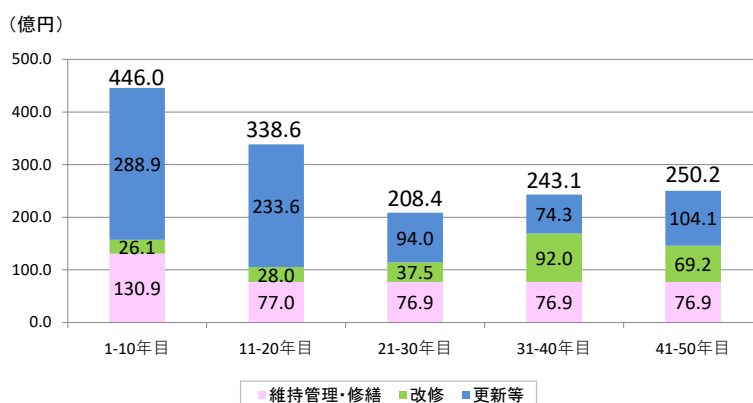


表 3-32 【普通会計】 公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策前)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	130.9	26.1	288.9	446.0	30.0%	30.0%
11-20年目	77.0	28.0	233.6	338.6	22.8%	52.8%
21-30年目	76.9	37.5	94.0	208.4	14.0%	66.8%
31-40年目	76.9	92.0	74.3	243.1	16.4%	83.2%
41-50年目	76.9	69.2	104.1	250.2	16.8%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>438.6</b>	<b>252.8</b>	<b>794.9</b>	<b>1,486.3</b>		
<b>年平均</b>	<b>8.8</b>	<b>5.1</b>	<b>15.9</b>	<b>29.7</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>29.5%</b>	<b>17.0%</b>	<b>53.5%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

<sup>11</sup> 普通会計の公共施設等は、全ての建築系公共施設、道路、橋梁、トンネル、公園です。

## ②対策後の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合、普通会計の公共施設等の維持管理・更新等費用の総額は、50年間で約1,312億円であり、1年当たりの平均額では26.2億円が必要となります。対策前と比較して、50年間で約174億円、1年当たりの平均額では約3.5億円の縮減となっています。

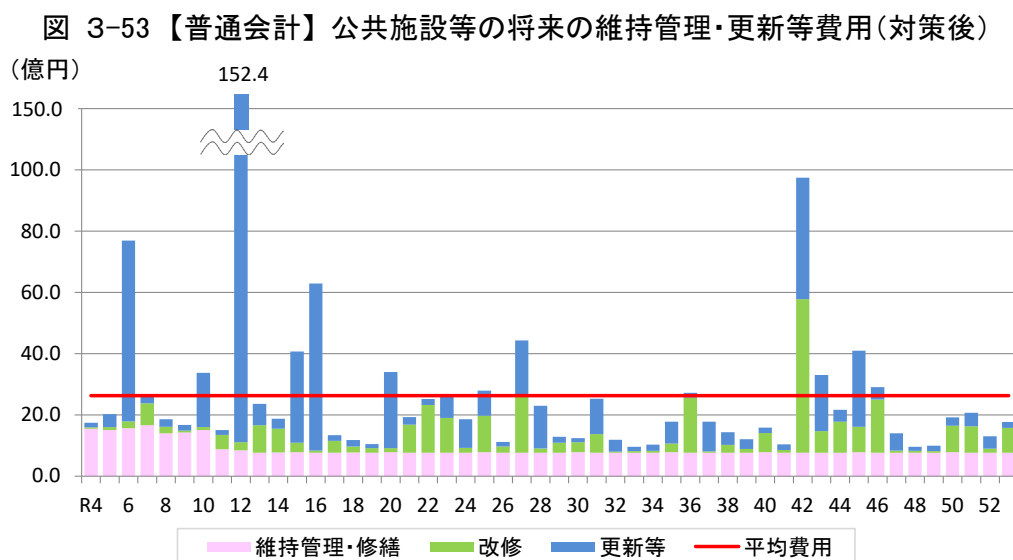


図 3-54 【普通会計】公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

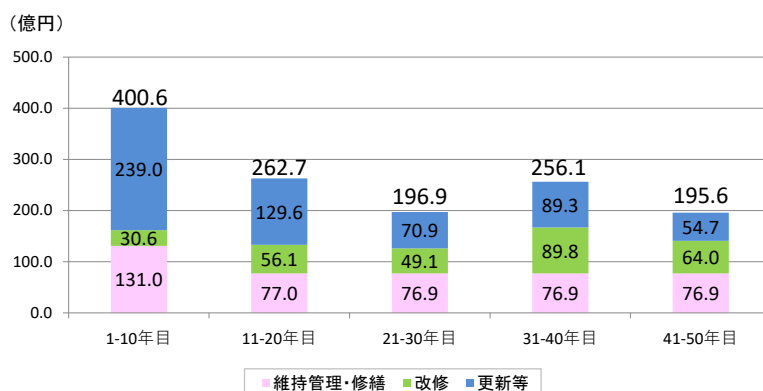


表 3-33 【普通会計】公共施設等の将来の維持管理・更新等費用(対策後)

	維持管理・修繕	改修	更新等	合計	構成比	累積
1-10年目	131.0	30.6	239.0	400.6	30.5%	30.5%
11-20年目	77.0	56.1	129.6	262.7	20.0%	50.6%
21-30年目	76.9	49.1	70.9	196.9	15.0%	65.6%
31-40年目	76.9	89.8	89.3	256.1	19.5%	85.1%
41-50年目	76.9	64.0	54.7	195.6	14.9%	100.0%
<b>50年合計</b>	<b>438.8</b>	<b>289.6</b>	<b>583.5</b>	<b>1,311.9</b>		
<b>年平均</b>	<b>8.8</b>	<b>5.8</b>	<b>11.7</b>	<b>26.2</b>		
<b>50年合計(構成比)</b>	<b>33.4%</b>	<b>22.1%</b>	<b>44.5%</b>	<b>100.0%</b>		

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。



### 第3項 充当可能な財源の見込みと課題

#### (1)維持管理・更新等費用に充当可能な財源の見込み

##### ①普通会計

##### ア 維持管理・更新等費用の財源内訳

普通会計における今後50年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る費用の財源見込みについて、表3-34のとおり試算しました。財源内訳の試算に当たっては、現状の補助制度及び補助率、基金の積立状況、地方債等の活用等を勘案して算出しました。

この結果、公共施設等の維持管理・更新等費用の財源として、50年間で国庫支出金が約242億円、都支出金が約69億円、基金が18億円、地方債が約293億円、一般財源が約691億円と見込まれます。基金は「公共施設整備基金」を見込んでいます。

表3-34【普通会計】将来の維持管理・更新等費用及び財源内訳

(億円)

期間	長寿命化等の対策を実施した場合の維持管理・更新等費用【普通会計】	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	基金	地方債	一般財源
1-10年目	400.6	85.4	15.4	18.0	132.6	149.3
11-20年目	262.7	56.0	11.2	0.0	62.6	133.0
21-30年目	196.9	23.0	11.9	0.0	26.4	135.6
31-40年目	256.1	47.2	15.2	0.0	50.5	143.2
41-50年目	195.6	30.2	15.1	0.0	20.8	129.5
50年合計	1,311.9	241.7	68.8	18.0	292.9	690.5

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

##### イ 充当可能な財源見込み

表3-34に示した財源内訳のうち一般財源は、充当可能と見込まれる国庫支出金、都支出金、基金及び地方債の合計額を維持管理・更新等費用から差し引いた額としています。また、地方債は国等からの借入(借金)のことであり、将来の一定期間にわたって返済(償還)していく必要があります。そのため、実際に市が負担する一般財源及び追加が必要となる地方債の元利償還金に対して充当可能な額の見込みについても確認する必要があります。

このため、今後の市税収入の見込みをはじめ、義務的経費(扶助費・公債費・人件費の計)の推計、地方債の償還等の財政見直しを行った上で、公共施設等の維持管理・更新等に充当可能と見込まれる一般財源を算出しました。

この結果、公共施設等の維持管理・更新等に伴い必要となる一般財源及び追加の地方債元利償還金の合計は、50年間で約950億円(必要額)となりました。これに対して、充当可能な一般財源の見込み額は約466億円(上限額)であり、必要額は上限額を約484億円(年平均で約9.7億円)上回っています(表3-35)。

表 3-35 【普通会計】一般財源必要額と充当可能見込み額との比較

(億円)

期間	維持管理・更新等に 必要となる一般財源 (a) ※bを除く	維持管理・更新等に 伴い追加で必要となる 地方債元利償還金 (b)	合計 (c) = a+b	充当可能な一般財源 (見込み額) (d)	差額 (d-c)
1-10年目	149.3	4.1	153.4	114.2	▲39.2
11-20年目	133.0	57.3	190.3	139.9	▲50.4
21-30年目	135.6	85.4	221.0	97.9	▲123.1
31-40年目	143.2	73.8	217.0	61.5	▲155.5
41-50年目	129.5	39.0	168.5	52.3	▲116.2
50年合計	690.5	259.7	950.2	465.8	▲484.3

(注) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

## ②企業会計(下水道事業)

### ア 維持管理・更新等費用の財源内訳

企業会計(下水道事業)において、今後50年間の下水道施設の維持管理・更新等に係る費用の財源見込みについて、表3-36のとおり整理しました。財源内訳の算出に当たっては、公共下水道事業経営戦略における投資財政計画に準じました。

この結果、下水道施設の維持管理・更新等費用の財源として、50年間で国庫支出金が約29億円、都支出金が約4.3億円、事業収入が約39億円、企業債が約194億円と見込まれています。

表 3-36 【企業会計】 将来の維持管理・更新等費用及び財源内訳

(億円)

期間	長寿命化等の対策を実施した場合の維持管理・更新等費用【企業会計】	財源内訳			
		国庫支出金	都支出金	事業収入 (使用料、受益者負担金等)	企業債
1-10年目	70.7	4.6	0.7	7.7	57.6
11-20年目	63.3	6.3	1.0	7.7	48.2
21-30年目	44.0	5.9	0.9	7.7	29.5
31-40年目	43.8	5.8	0.9	7.7	29.3
41-50年目	43.8	5.8	0.9	7.7	29.3
50年合計	265.6	28.5	4.3	38.7	194.1

(注1) 四捨五入の関係で、表記上は内訳の累計が合計と一致しない場合があります。

(注2) 企業債の償還金の一部には、一般会計からの繰入金で充当されます。

### イ 充当可能な財源見込み

企業会計(下水道事業)では、経営戦略において独立採算制の考え方に基づく投資財政計画を策定済みです。

独立採算制の考え方とは、「その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てる。」というものです。

このことから、下水道事業における汚水に係る経費(汚水処理費)は基本的に私費(下水道使用料)、雨水等に係る経費(雨水等処理費)は公費(市費)で負担することとなっており、また、国における繰出基準に基づき、一般会計からの繰入を行うことが認められています。

## (2)維持管理・更新等費用に関する課題

### ①普通会計

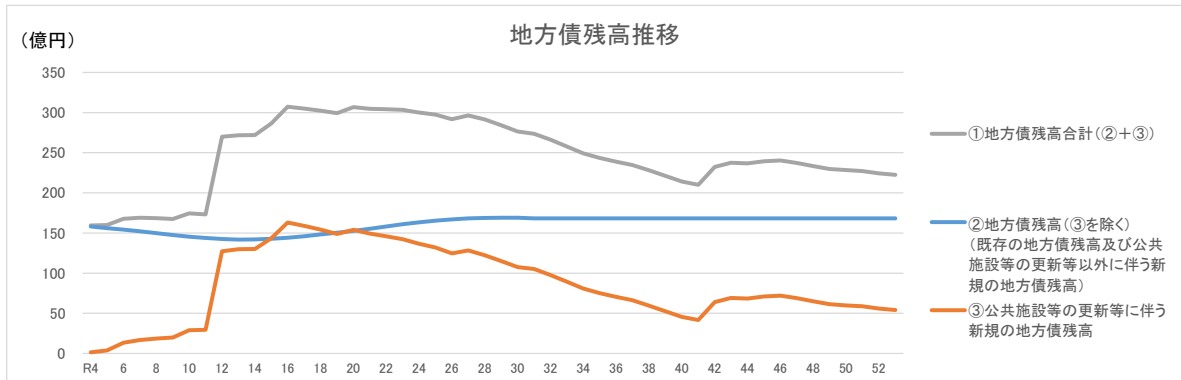
#### ア 建築系公共施設

長寿命化等の対策を実施した場合の費用は50年間の年平均で22.2億円、縮減効果は年約0.9億円です(P.53)。しかし、過去5年間の実績額である年12.5億円(P.30表3-7。光熱水費を除く維持管理・更新等経費の5か年平均)と比較すると、対策後でも年9.7億円の差があり、対策による縮減効果は十分とは言えません。

また、普通会計における50年間の維持管理・更新等費用の年平均26.2億円(P.67)のうち、22.2億円を建築物が占めている状況です。特に、令和4年度からの20年間には、庁舎、学校、給食センター等の建替えが集中している上に、(仮称)生涯学習センターの整備の検討もされており、この期間の建設費の負担が、その後の財政をより厳しいものとする可能性が高くなっています(図3-55)(前項までの試算には、(仮称)生涯学習センターの整備は見込んでいません。)

そのため、建替えを契機に面積を縮減する、維持管理費用の削減を検討する、収益面での工夫を行うなどの対策を実施し、建替え及び建替え後の負担を減らしていく必要があります。

図 3-55 【普通会計】 地方債残高の推移シミュレーション



## ■(参考) 充当可能な財源の見込みで維持可能な建築系公共施設の総量の試算

建築系公共施設について、充当可能な財源の見込みで維持可能な施設面積を以下の考え方及び手順により試算しました。

### 1 試算方法

今後 50 年間に於ける建築系公共施設の維持管理・更新等に必要となる一般財源及び追加で必要となる地方債元利償還金の合計 (A) と、充当可能な一般財源 (B) が均衡する施設面積の削減量を分析し、その結果から維持可能な建築系公共施設の総量を算出します。

A	必要となる一般財源	見込み額 <sup>※1</sup>	50年間で約 757 億円 (年平均約 15.1 億円)
		施設面積の削減によって減ずる額を差引き	施設面積が 1%削減されると一般財源が負担する維持管理・更新等費用 <sup>※2</sup> が 1%縮減されると仮定し、縮減額を必要となる一般財源の見込み額から差し引く。
B	充当可能な一般財源	見込み額 <sup>※3</sup>	50年間で約 371 億円 (年平均で約 7.4 億円)
		施設面積の削減によって減ずる額を上乗せ	施設面積が 1%削減されると光熱水費 <sup>※4</sup> が 1%縮減されると仮定し、縮減額を充当可能な一般財源の見込み額へ上乗せする。

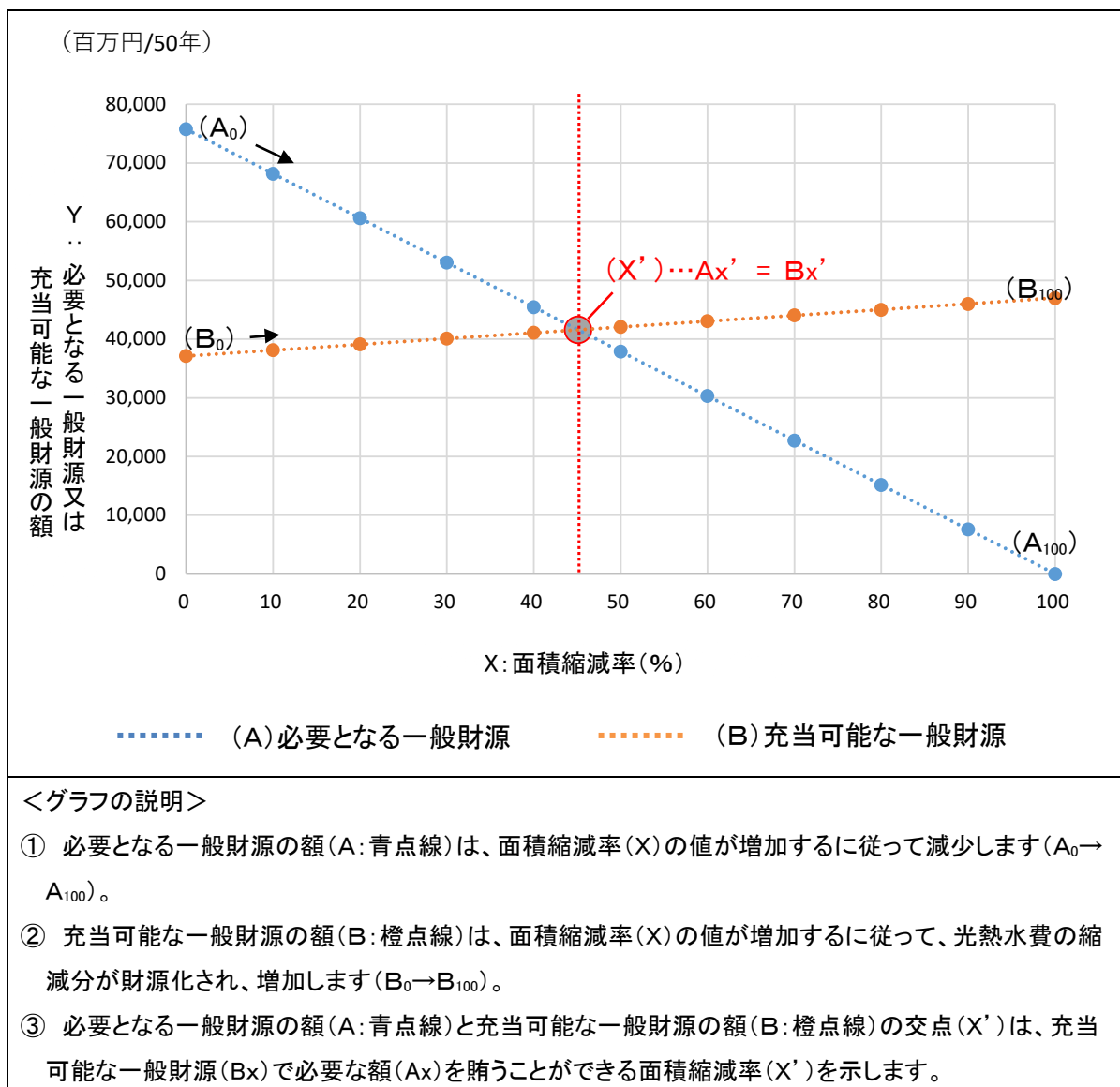
※1 P.69 表 3-35(c) 維持管理・更新等に伴い必要となる一般財源及び維持管理・更新等に伴い追加で必要となる地方債元利償還金の合計のうち、建築系公共施設が必要とする額を見込んでいます。

※2 地方債償還費相当分を含みます。

※3 P.69 表 3-35(d) 充当可能な一般財源 (見込み額) のうち建築系公共施設に充当する額として見込んでいます。

※4 P.30 表 3-7 光熱水費の実績 5 年平均を用いています。光熱水費は、今後の維持管理・更新等費用に必要となる一般財源 (A) に含まれておらず、別途歳出されているものとして扱っています。そのため、縮減額を追加財源としてみなすことができます。

## 2 試算結果



面積縮減率	45.1 %
50年間の必要額(一般財源負担分)	41,570 百万円
1年当たりの必要額(一般財源負担分)	831 百万円
50年間の縮減額	34,172 百万円
1年当たりの縮減額	683 百万円
縮減面積※	68,731.12 m <sup>2</sup>

※ 令和2年度末の保有施設面積に面積縮減率を乗じた場合の値として示しています。

試算期間を令和4年度から令和53年度まで(50年間)とした場合、充当可能な一般財源の額で維持可能な施設面積となる面積縮減率は、45.1%と計算されました。これを令和2年度末の施設保有面積に乗じて縮減面積を求めると、68,731.12 m<sup>2</sup>となります。

また、建築系公共施設の維持管理・更新等に必要となる一般財源の額は、1年当たり約8.3億円となり、面積縮減を行わない場合と比較して1年当たり約6.8億円の費用縮減となります。

### 3 試算結果について

上記の試算結果を踏まえると、今後の建築系公共施設の維持管理・更新等費用に充当可能な一般財源で維持可能な施設面積は、令和2年度末の施設面積に対しておおむね45%、約68,700㎡の縮減を行った面積となります。費用に換算すると1年当たり6.8億円（一般財源の負担分）の維持管理・更新等費用の縮減が必要です。

ただし、上記試算は、必要費用の縮減を保有施設が等しく担っており、面積縮減は初年度において既に実施されているという仮定の下で行っています。しかし、現実的には、施設面積の縮減は段階的にしか実施できないものであり、その場合、面積縮減に合わせた維持管理費の削減も段階的にしかできないことから、一般財源で負担する費用が余剰に発生し、これを解消するためには、更なる面積縮減が必要となります。

よって、現実的な諸条件を考慮する場合、今後の持続的な建築系公共施設の維持管理・更新等を面積縮減という手段に頼るだけでは、その実現は困難です。そのため、試算結果を一つの参考指標としてとらえつつ、施設の面積縮減のみに頼らない、財源不足を補うためのあらゆる可能性を検討することが必要です。

- (例) ・ 工事における重複や無駄が発生しないよう、関連工事をまとめて実施するなど効率的な工事の実施を目指す。
- ・ エネルギー効率の高い設備への切替えや運用実態の分析による無駄の排除など光熱水費の改善を図る。
- ・ 敷地やスペースの有効活用、包括的維持管理の実施など管理運営委託の効率化を目指す。
- ・ 施設サービスの提供に要する費用（事業費）の縮減を目指す。
- ・ 集客力向上、料金設定の見直し等による施設の収益向上を目指す。

なお、本試算では、建築系公共施設の維持管理・更新等費用についてのみ試算を行いましたが、土木系公共施設を含む公共施設等全体の維持管理・更新等費用の不足に対して、土木系公共施設も含めて、更なる改善の余地がないか検討を行うことが必要です。



## イ 土木系公共施設

### i) 道路

道路は、道路舗装の標準的な耐用年数で単純更新（舗装打替）する場合と比較して、現状の事業規模を保持することで年 2.2 億円の縮減効果を算出しています。

しかし、直近の路面性状調査（幅員 4 m 以上・延長約 60km）によると、現状の事業規模では、緊急的に対応が必要な路線への対応は可能ですが、中長期の更新需要に対応可能かどうかの目途は立っていません。現状の事業規模の見直しの可能性を含めた今後の更新需要への対応の計画策定が必要と言えます。

### ii) トンネル

トンネルは、更新（作り替え）が困難な構造物であることから、定期的な点検と補修工事の実施による適切な維持管理により、長期にわたり使用するものとしてしています。本市のトンネル群は、建設からおおよそ 100 年が経過していますが、トンネル周囲の地質は関東ロームの粘土層であることから比較的良好な状態であり、緊急又は大規模修繕を実施する必要性は現在のところありません。

技術面では、点検・調査、補修・補強工事等に関する研究開発も進められており、今後、より効果的で経済的な新技術が確立された場合、初期コストやランニングコストを考慮した上で、その導入について検討する余地があります。

### iii) 橋梁、公園

橋梁及び公園は、個別施設計画の策定により、計画的なメンテナンスサイクルの取組を開始しています。定期的な点検・調査の実施、点検・調査を踏まえた緊急度判定と優先順位に基づく合理的な更新等の実施によって、管理水準を保ちながら、更新等にかかる費用を抑えかつ平準化する指針を得ています。引き続き、定期的な点検・調査の実施と優先度に基づく計画的な対応により、費用の抑制に留意しつつ安全及び機能を維持することが求められます。公園については敷地借上げ料の検証や公民連携による収益化の検討等の対策も収支改善となる可能性があります。

## ② 企業会計

公共下水道事業経営戦略によると、本市の下水道事業は今のところ良好な経営状況です。しかし、水洗化率がおおむね 100% に達しており使用料収入の大きな増加は見込まれないことや、近年の局地的大雨被害の増加等に伴う雨水整備経費の増加を勘案して、今後は、一般財源からの繰出金の増加が予測されています。

引き続き、ストックマネジメント計画に基づく施設の適切な更新、経営戦略に基づく健全な事業運営が求められます。



## 第8節 市民意向調査の結果概要

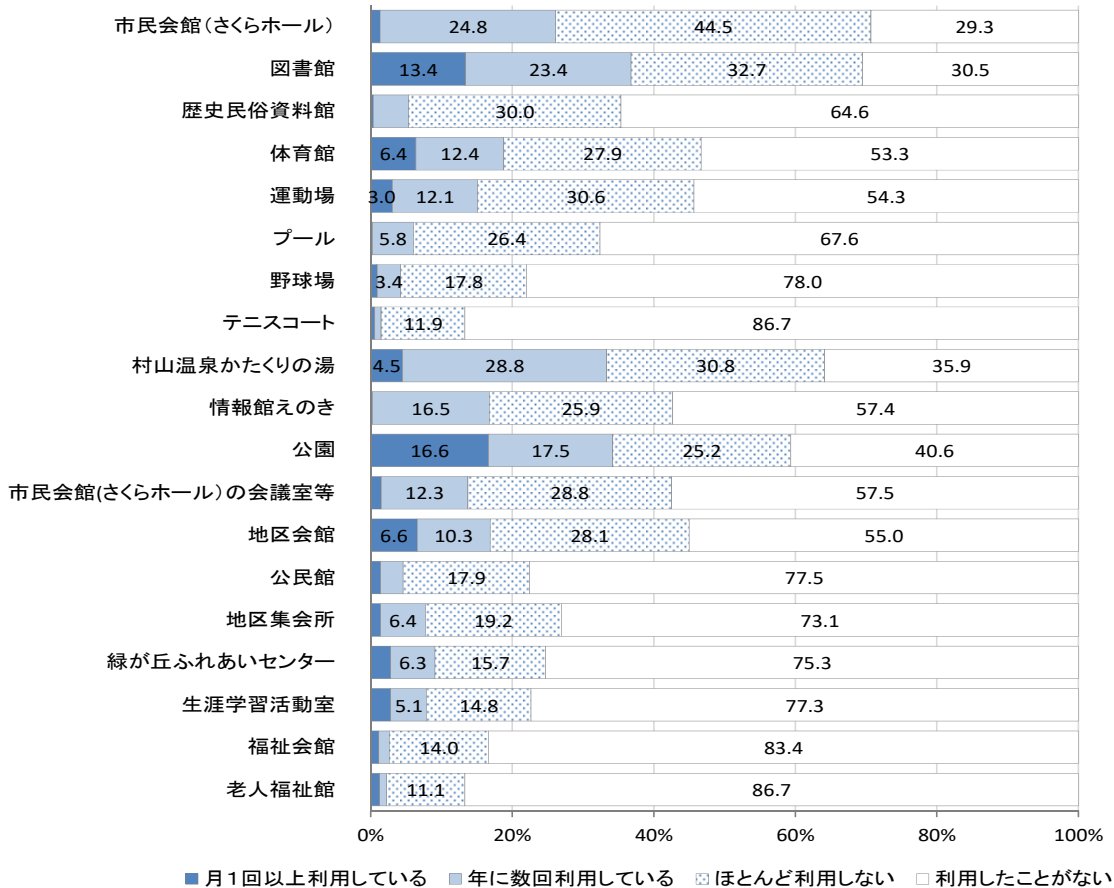
### 第1項 市民アンケートによる調査概要

「武蔵村山市公共施設等総合管理計画」の策定検討に向けて、公共施設の利用状況や市民の方々の意見等を把握することを目的として、平成28年1月29日（金）から平成28年2月12日（金）の期間に「武蔵村山市公共施設等に関する市民アンケート」を実施し、951人の方より回答をいただきました（発送3,000通、有効回答951人、有効回答率31.7%）。

### 第2項 公共施設の利用状況

公共施設の利用状況としては、市民会館（さくらホール）、図書館、温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）、公園は回答者全体の約30%が利用しており、「利用したことがない」と回答した方も30%～40%を占めています。集会施設（地区集会所、緑が丘ふれあいセンター、生涯学習活動室等）は約10%の方の利用があり、「利用したことがない」の回答は70%を占めます。スポーツ施設のうちプール、野球場、テニスコートの利用は10%に満たず、かつ「利用したことがない」が70%～80%（※18歳未満はアンケートに含まれておりません）を占めています。老人福祉館、福祉会館の利用回答は10%に満たず、「利用したことがない」が80%を占めています。

図 3-56 公共施設の利用状況

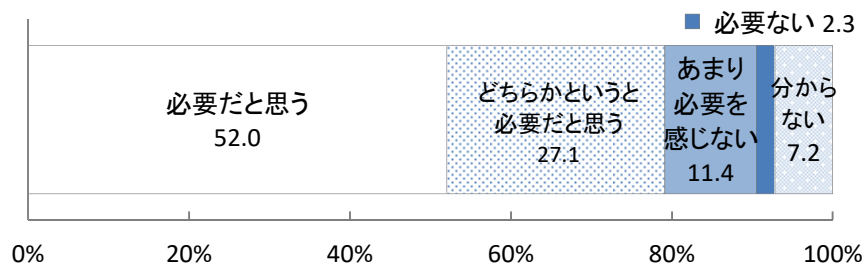


### 第3項 本市における今後の公共施設の方向性に関する検討の必要性

本市が保有する公共施設（建築物）について、今後予想される厳しい財政状況や少子高齢化等に伴う利用ニーズの変化などを考慮して、施設の適正配置や今後の運営、管理の在り方を検討していく必要性を尋ねました。

本市における公共施設（建築物）の今後の在り方を検討することについて、「必要だと思う」「どちらかという必要だと思う」の回答を合わせて約 80%の人が検討の必要性を感じているという結果となりました。

図 3-57 公共施設(建築物)の今後の在り方に関する検討の必要性

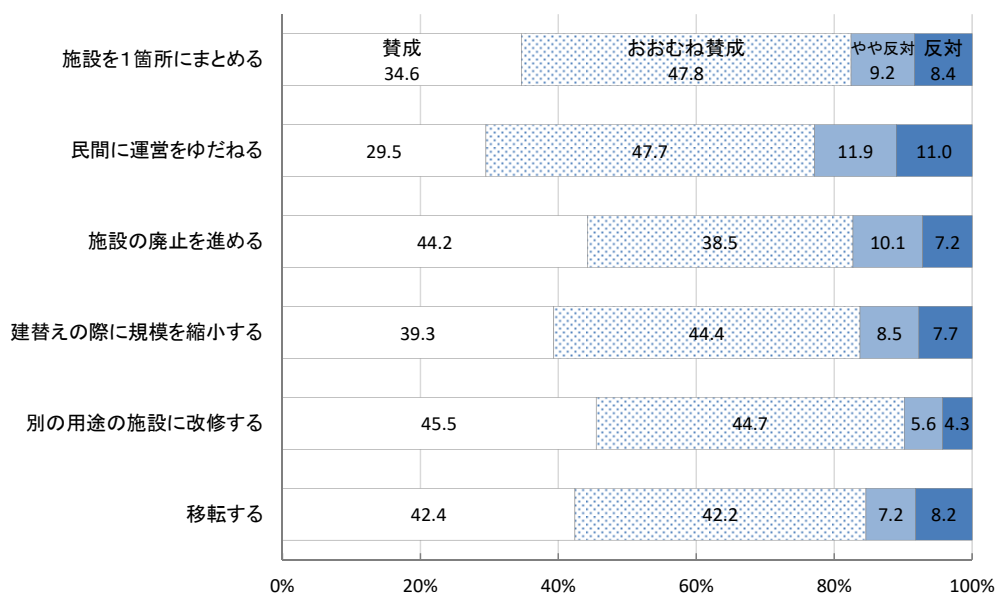


### 第4項 本市における今後の公共施設（建築物）の整備上の方向性

経費を節約しながら公共施設の有効活用を図る各種方策について、全国の市町村などで進められている取組を参考に、本市で取り組むことに対する御意見をお聞きしました。

公共施設を活用する各種方策に対して取り組むことについて、全体の傾向としては賛成意見が多いことが分かりました。方策の選択としては、民間へ運営をまかせることよりも、転用や施設の廃止、移転といった方向性の方がやや賛成の割合が高くなっています。

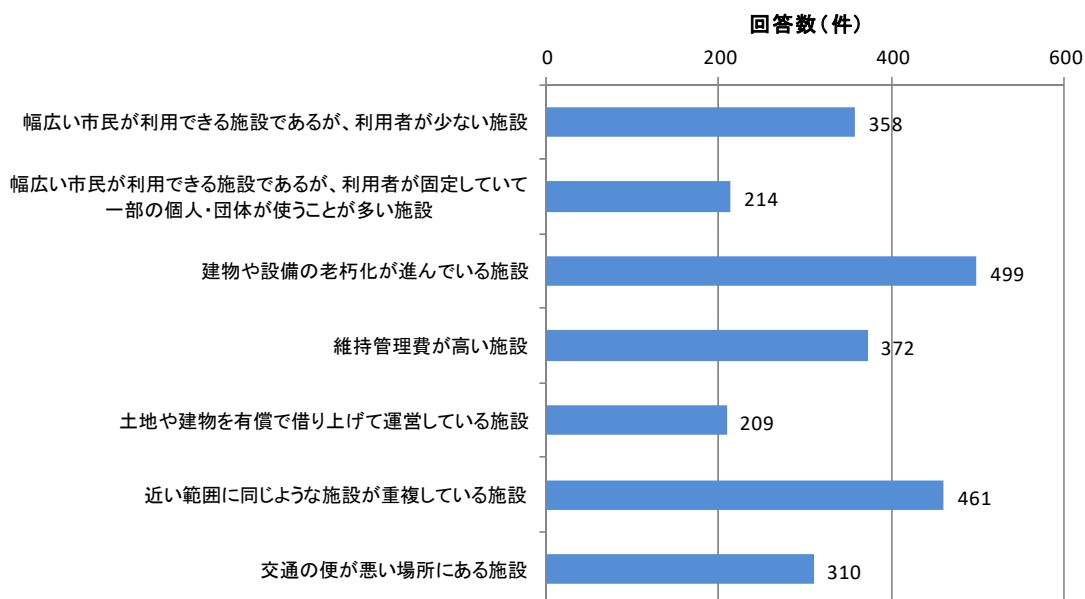
図 3-58 整備上の方向性



## 第5項 重点的に見直しすべき施設

今後、公共施設の再編を行い仮に施設の量を減らしていかなければならなくなった場合に、どのような傾向の施設を重点的に見直ししていく必要があると考えるかについて、お聞きしました。その結果、「老朽化が進んでいる」、「近い範囲に重複している」、「維持管理費が高い」、「利用者が少ない」といった施設に対する重点的な見直しについて、半数近く（40%～50%程度）がその必要性があるという回答結果を得ました。

図 3-59 重点的に見直しすべき施設



## 第6項 自由記述回答

図書館施設の充実や、プール等のスポーツ施設の設置要望、公園整備（遊具・植栽手入れ等）の充実、道路整備（舗装・修繕）、交通機関の充実などを望む声が多くあがりました。

表 3-37 自由記述回答の抜粋

分類	回答傾向	回答数
図書館について	図書館施設の充実（規模・蔵書数・利用時間の拡大等）	12
	中央図書館への機能集約、設備の充実	9
スポーツ施設について	新施設の設置希望（プール、グラウンド、他）	7
公園について	整備の充実（遊具、植栽の手入れ、他）	16
	子どもの遊べる公園づくり（数が少ない、ボール遊びができない）	9
公民館について	廃止・他施設との複合化を検討すべき	7
道路について	整備の充実（道路整備、舗装、修繕等）	23
	道路幅、歩道幅それぞれの拡張	10
インフラについて	インフラの優先的実施（建物よりもインフラ整備に重点を置くべき）	7
駐輪場、駐車場、交通機関について	現状の交通機関に対する不満（主に交通機関の少なさ）	16
	モノレール延伸の推進	14

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

---

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 第1節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

#### 第1項 全庁的な取組体制

これまで本市では、公共施設等の維持管理や再配置等の全般的な業務については各所管部門を中心として実施してきました。

今後は、本計画を踏まえた全庁的な取組を推進する必要があるため、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部を中心に全庁的な情報共有を進めるとともに、施設の整備・再編に係る意思決定を適切に行っていきます。

また、公共施設マネジメント担当部署と営繕担当部署を中心に、公共施設等に関する調査の実施や情報蓄積等に取り組んでいきます。

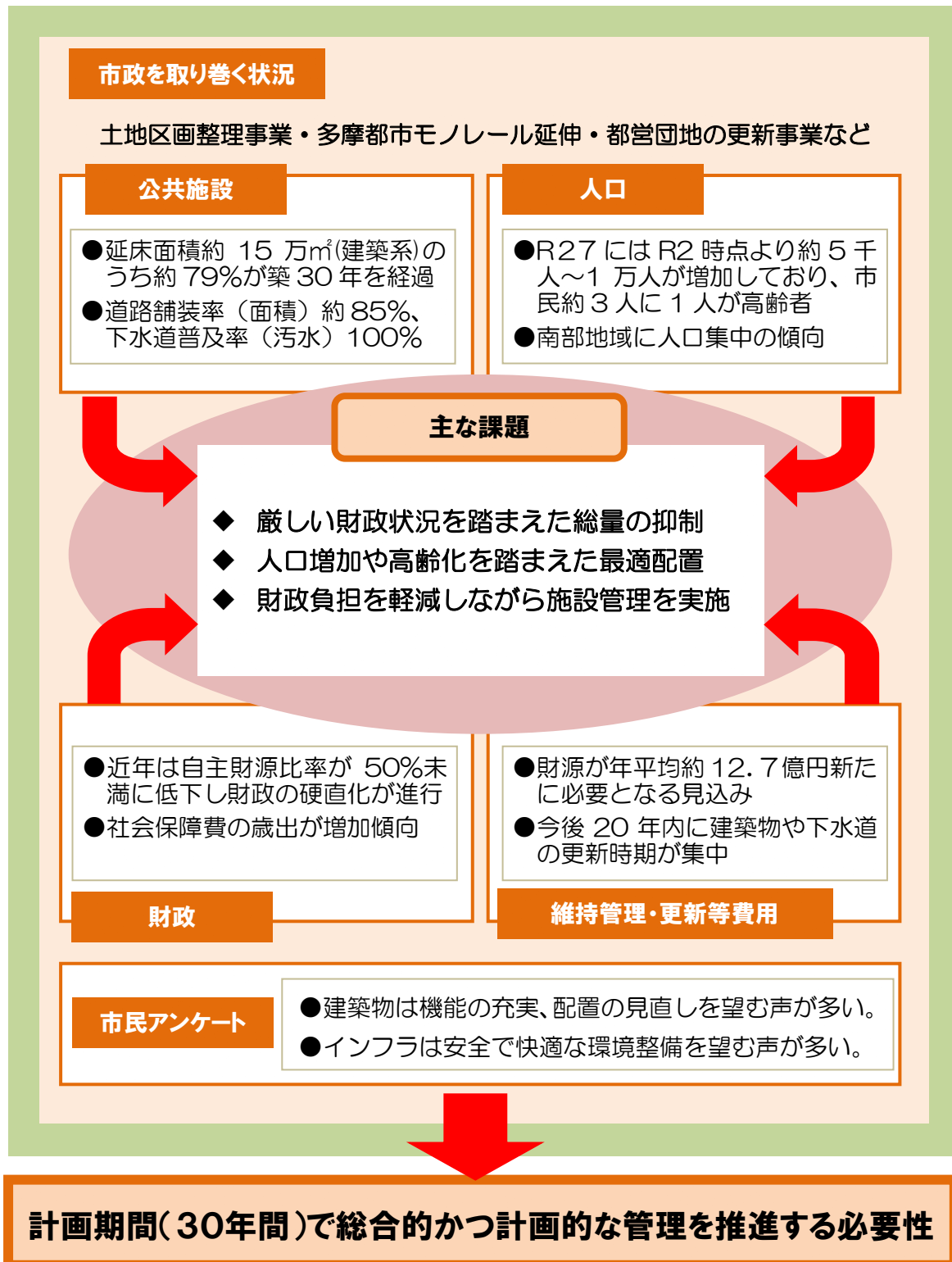
#### 第2項 市民との情報共有

武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部の協議結果については、原則としてホームページや市報に掲載して公表を図ります。また、市民生活に直結する事項については、必要に応じて市民アンケートやパブリックコメントを実施して、市民との情報共有を図りながら、真に必要な公共施設等の適正な管理の実現を目指します。

さらに、ホームページでの情報発信等を通して、公共施設等の適正管理の必要性や市の取組状況等に関する市民の理解促進を図っていきます。

## 第2節 現状や課題に関する基本認識

市政を取り巻く状況のほか、公共施設、人口、財政及び将来の維持管理・更新等費用に係るそれぞれの分析結果を踏まえ、市民アンケートの結果も参考として、現状や課題に関する基本認識を整理しました。



## 第1項 市政を取り巻く状況

---

### －大規模かつ長期的な事業が目白押し－

本市では、多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が想定される本町・榎地区の新青梅街道周辺から村山工場跡地の北地区付近までを広く都市核として位置付け、土地区画整理事業等により、多様な機能が集積する市の中心市街地としてふさわしいまちづくりを推進しています。村山工場跡地北地区内の市有地は、市役所新庁舎の建設予定地となっています。

また、新青梅街道の沿道地区では「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」（平成26年3月）や「モノレール沿線まちづくり構想」（平成30年12月。東大和市・武蔵村山市・瑞穂町）を策定し、モノレール利用客の需要創出も見込んだ沿道のまちづくりを推進しています。多摩都市モノレールの延伸事業は、実現に向けて着実に進行しており、今後、人口動態や公共施設等の在り方に大きく影響を及ぼすことが見込まれます。

さらに、本市の発展に寄与してきた都営団地の更新事業は、平成27年度からは後期計画事業を実施中であり、住宅政策や施設の最適配置を検討する上で重要な位置を占めています。

## 第2項 公共施設

---

### －建築系公共施設は施設再生に向けた取組が急務－

本市の建築系公共施設は、令和2年度末時点において164施設・延床面積約15万㎡となっています。全体の延床面積のうち約79%の建物は建築から30年以上を経過しており、今後20年間に大規模改修や建替えが必要となります。特に、学校はその面積の約6割が令和12年度頃までに標準的な耐用年数（建替時期）を迎えます。

本市では、これらの大量かつ集中した施設の更新需要に対応するために、令和2年度に施設保全計画及び学校施設長寿命化計画を策定して、計画的に修繕や大規模改修を実施していくための指針としました。今後は、これらの計画に基づきながら、施設の修繕や更新を計画的に実施し、施設の安全な利用を確保しつつ、更なるサービスの維持向上にも取り組んでいく必要があります。

施設の総量・配置面では、まちづくり事業の進展状況によっては人口減少が抑制される可能性はあるものの、全国的な傾向としては人口減少傾向であることを踏まえると、施設総量の抑制を図ることが望まれます。まちづくりの過程において、新たな施設の整備を検討する際は、公共サービスの再構築及び再配置について、市全体における将来の維持管理・更新等費用の負担を考慮し、効率的なものとするを念頭に置く必要があります。

維持管理・運営面では、現在まで指定管理者制度の導入のほか民間への移譲等にも取り組んでいます。しかし、指定管理者制度導入施設の拡充、更なる民営化、民間施設活用、包括的維持管理業務委託など、効率的な維持管理・運営に向けた取組の検討は、まだ余地を残しています。



## ー土木系公共施設は各種計画に基づく維持管理の着実な実施が重要ー

本市の道路舗装率は約 85%に達しており、市街地の生活道路については、ほぼ舗装を終えている状況です。下水道の整備状況は、管渠の延長としては進捗率約 98%、汚水処理人口普及率については 100%となっており、ほぼ市内全域で整備を終えています。近年では、主に土地区画整理事業地内で、街路、公園等の整備を進めています。

橋梁、公園はそれぞれ橋梁長寿命化修繕計画、公園施設長寿命化計画を策定し、事業費の平準化を図りながら計画的な改修及び更新等を進めています。また、下水道事業は、下水道ストックマネジメント計画を策定するとともに、令和 2 年度に公営企業会計へ移行し、人口減少リスクや施設更新需要を見据えて、自立採算に立脚する健全かつ持続的な下水道経営の確立を目指しています。道路は、令和 2 年度に実施した路面性状調査の結果を踏まえつつ、日常点検や利用者からの通報等を通して、緊急性の高い箇所を中心とした維持管理を実施しています。

今後は、市民の利便性向上に必要な新規整備に加えて、老朽化に伴う施設の破損や機能停止、事故等を未然に防ぎ、市民利便の基盤を維持するため、整備した施設の維持管理や更新を着実に実施していくことが重要となっています。

## 第3項 人口

---

### ー人口増加や年齢階層別の人口に応じたきめ細かな施設整備の必要性ー

改訂版人口ビジョンによる本市の人口推計では、令和 2 年の 70,829 人から微増を続け、25 年後の令和 27 年に約 76,000~81,000 人まで増加する見込みです。その後、令和 42 年に約 75,000 人まで減少傾向に転じる推計と約 85,000 人まで増加する推計があり、将来人口の見通しには幅があります。年齢三区分別にみると、少子高齢化が引き続き進行する見込みであり、令和 2 年時点では 65 歳以上の老年人口割合が約 27%ですが、令和 22 年頃には 30%台（市民の約 3 人に 1 人が高齢者）に達し、以降もおおむね 30%前後にて推移する見込みとなっています。公共施設等の整備・再編等に当たっては、これらの人口推計を踏まえた検討が必要となります。

土木系公共施設についても同様に、高齢者の方が安心して利用できる歩道や街灯の整備も充実を図る必要性が高まります。一方で、市外への人口流出を食い止め、さらに市内への人口流入を促進する観点からも子育てし易い環境の整備もますます重要性を増してきます。



## 第4項 財政

---

### －自主財源と公共施設等の整備に必要な財源の確保が必要－

本市の財政規模は、普通会計ベースで約 280 億円前後です。地方税を中心とする自主財源は、歳入全体の 50%以下となっています。一方で、少子化対策や高齢者福祉に必要な社会保障費関連の歳出は年々増加しており、これから先の公共施設の改修や建替えに充当可能な財源の確保は一層困難になる見通しです。公共施設の整備を目的とした基金の残高についても、年度による増減はありますが、減少傾向が続いています。

今後は、公共施設等の有効活用や新たな自主財源の検討も含めた自主財源の確保を進めるとともに、市民との連携や民間事業者の活用等による財政負担の低減を図り、既存の公共施設の更新に必要な財源を確保する必要があります。

## 第5項 維持管理・更新等費用

---

維持管理・更新等費用の試算では、50 年間で約 1,578 億円の維持管理・更新等費用が見込まれ、年平均に換算すると事業費ベースで毎年約 31.5 億円が必要となります。平成 28 年度から令和 2 年度までの実績に基づく維持管理・更新等費用の年平均額（約 18.8 億円）と同水準の事業費を負担することができたとしても、更に年約 12.7 億円の財源を確保しなければなりません。

会計別の内訳では、普通会計においては、事業費ベースで毎年約 26.2 億円の維持管理・更新等費用が必要であり、過去 5 年間の実績額である年約 17.8 億円と比較すると、更に年約 8.4 億円の財源確保が必要です。企業会計（下水道事業）においては、事業費ベースで毎年約 5.3 億円が必要であり、実績額である年約 1.0 億円と比較すると、更に年約 4.3 億円の財源確保が必要です。

充当可能な財源を考慮した場合、普通会計では、市の負担分として 50 年間で約 484 億円の不足が見込まれています。企業会計では、投資と財源見通しを均衡させた投資財政計画を策定済みです。

建築系公共施設及び下水道においては、今後 20 年間に更新等費用が集中的に必要な見込みであり、更なる更新等費用の縮減と平準化を図る必要があります。

## 第6項 市民アンケート

---

平成 28 年に実施した市民アンケートの結果では、図書館の充実や総合体育館などの人口密集地域への移転による利便性の向上と利用機会の拡大、高齢者の健康維持の場の要望、公園・道路に対する整備に関する要望が多くみられました。

また、今後の公共施設の配置や管理運営の在り方を検討していく必要があると感じている方の割合は、約 80%となっています。検討の方向性については、整備・再編への取組を本市で検討することについても、約 80%が賛成となっています。

## 第7項 現状や課題に関する基本認識

---

以上の公共施設等を取り巻く現状と見通しを踏まえると、本市は以下の課題に直面しているものといえます。

- ◆ 厳しい財政状況を踏まえた総量の抑制
- ◆ 人口増加や高齢化を踏まえた最適配置
- ◆ 財政負担を軽減しながら施設管理を実施

## 第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 第1項 武蔵村山市公共施設等再生ビジョン

本市は、即効性のある施策を早期に実施するとともに、中長期的に着実に取り組む施策もあわせて講じることで、行政サービスの水準を確保するとともに公共施設の再生と有効活用を目指します。

そこで、今後の公共施設等に係る各種の方針や施策の立案に当たって、よりどころとなる基本理念を「武蔵村山市公共施設等再生ビジョン」として次のとおり定めます。

#### 【武蔵村山市公共施設等再生ビジョン】

##### 総量抑制 ～施設整備に必要な財源確保～

公共施設等の更新費用や維持管理費用に必要な財源の確保を図るため、既存施設の有効活用を優先して検討し、原則として新規の資産取得を抑制します。

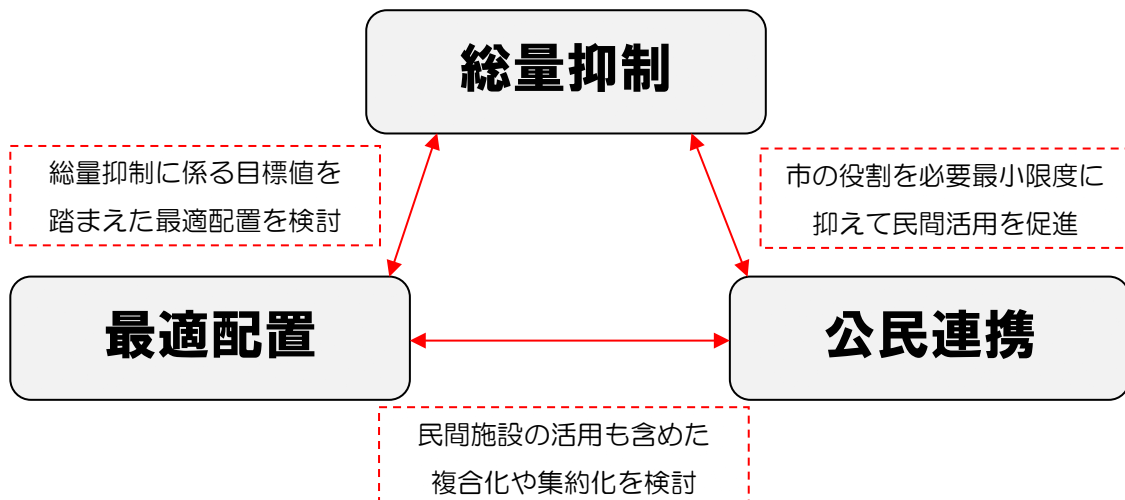
##### 最適配置 ～利便性向上と管理の効率化～

今後の施設配置の在り方をゼロベースで検討し、行政サービス水準の維持・向上を図るとともに、効率的な管理や施設整備費用の抑制によって財政負担の軽減を図ります。

##### 公民連携 ～財政負担軽減と地域活性化～

住民や民間事業者との連携による維持管理等を積極的に検討し、サービスの充実や財政負担の軽減を図るとともに、地域の活性化につながる施設の有効活用を目指します。

#### 【武蔵村山市公共施設等再生ビジョンの関連性】



## 第2項 重点方針

「武蔵村山市公共施設等再生ビジョン」を踏まえ、次の事項について重点的に事業の実施を推進します。

### 建築系公共施設に係る重点方針

#### 【総量抑制の観点】

- ▶ 今後30年間における総量に関する目標値を「約15万㎡を上限に縮減」とします。
- ▶ 新たな施設需要に対しては、複合化等による既存施設の利活用を推進します。

#### 【最適配置の観点】

- ▶ 地区別の人口動態を見据えて、中長期的な観点から需給の偏りの是正に努めます。
- ▶ 既存施設の用途変更や複合化による建替え等を推進します。

#### 【公民連携の観点】

- ▶ 維持管理費の削減や歳入確保の効果をもたらす公民連携の在り方を検討します。
- ▶ 長期利用の施設は、将来負担等を勘案し土地の取得を含めた市有地等の活用を促進します。

### 土木系公共施設に係る重点方針

#### 【総量抑制の観点】

- ▶ 長寿命化や適切な維持管理を実施して既存施設の有効活用に努めます。
- ▶ 総量の抑制に合わせて維持管理コストも含めたトータルコストの低減を図ります。

#### 【最適配置の観点】

- ▶ 高齢者や子育て世代の人口動態を踏まえた歩道や街灯等の施設整備を推進します。
- ▶ 地区別の人口動態を踏まえた予防保全と事後保全の適切な切り分けを行います。

#### 【公民連携の観点】

- ▶ 民間事業者の技術を積極的に活用して維持管理業務の適切な実施に努めます。
- ▶ 公園や街路の植樹の管理等について住民ボランティアとの連携を強化します。

## 第3項 公共施設等の適正管理に係る実施方針

---

### (1) 点検・診断等の実施方針

---

- ① メンテナンスサイクル<sup>12</sup>の確立に向けた人材育成や組織の整備を推進します。
- ② 国等のマニュアルに準拠した点検診断への確実な対応を図ります。
- ③ 施設の日常パトロールを強化し、不具合や異常箇所の早期発見に努めます。
- ④ 点検診断結果についての記録化と共有の在り方を検討し、全庁的な活用の促進を図ります。
- ⑤ 点検診断における最新技術や合理的手法の活用について積極的に検討します。

### (2) 維持管理・更新等の実施方針

---

- ① 施設の将来的な活用に係る方向性を策定した上で、最適な維持管理や修繕・更新等の具体的な実施計画を策定します。
- ② 上記①の方向性の検討過程にあっても、災害時の避難施設や修繕の緊急度が高い施設については優先的に修繕を実施します。
- ③ 予防保全の観点から定期的な施設の点検結果を踏まえ、計画的な修繕に努めます。
- ④ 施設管理委託や修繕等については、所管の枠を越えて全体の最適化を図る観点から、可能な限り一元的な発注等を推進し、費用の低減と効果的な成果の実現を図ります。
- ⑤ 建築系公共施設における複合施設については、施設管理や経費負担に係る基準を明確化し、適正な管理と費用負担の最小化を目指します。
- ⑥ 建築系及び土木系公共施設全般に係る修繕及び更新に当たっては、費用の低減と維持管理経費の削減効果等を踏まえた実施に努めます。

### (3) 安全確保の実施方針

---

- ① 点検診断結果を踏まえて危険性が認められた箇所については、使用中止等の安全確保措置を速やかに講じます。
- ② 今後とも継続使用を予定している施設については、早期の改修を実施します。
- ③ 継続使用の見込みがない施設や既に用途廃止した施設については、損害の拡大防止に努めるほか、施設の解体撤去を行います。

---

<sup>12</sup> メンテナンスサイクル：インフラ長寿命化基本計画によると「点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという」と定義されています。

#### (4) 耐震化の実施方針

---

- ① 耐震改修促進計画の定期的な見直しと計画に基づく耐震化の進捗管理を行います。
- ② 耐震性がなく今後の継続使用に危険が伴う建築系公共施設については、より安全な施設への機能の移転等を検討し、既存建物の解体撤去を行います。
- ③ 学校施設やホール施設等を中心に非構造部材の耐震化対策を進めます。
- ④ 土木系公共施設についても、長寿命化対策事業や老朽化対策事業と整合性を図った上で、耐震化を推進します。
- ⑤ 地震に強いまちづくりを実現する観点から、通常の修繕改修工事の際にも可能な限り耐震の観点を取り入れた工法の採用を検討します。

#### (5) 長寿命化の実施方針

---

- ① 国や都等の長寿命化に係る方針を踏まえて、長寿命化計画の策定又は見直しを進めるとともに、計画に基づく長寿命化対策を確実に実行します。
- ② 建築系公共施設については、今後の施設の方向性を踏まえて、長期的な利用を図る施設について優先的に長寿命化の実施を検討します。
- ③ 長寿命化計画の対象に含まれない施設であっても、費用対効果やトータルコストの削減を図る見地から、修繕・改修工事の際には長寿命化の観点を取り入れた工法の採用を検討します。

#### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

---

- ① 施設利用者の特性を考慮した上で、多目的トイレの設置、段差の解消や手すりの設置、認識しやすいサイン計画、色覚障害者にも分かりやすい色彩計画など、誰もが利用しやすい施設環境の整備に取り組みます。
- ② ユニバーサルデザイン化の取組は、新築や建替えの時だけではなく、既存の建物の改修においても行います。
- ③ ユニバーサルデザイン化の取組に当たっては、利用者の声を十分生かすように努め、既存建物の構造や規模等の制約が多い場合でも、移動の経路やトイレ等を中心に工夫をして、高齢者や車いす利用者等を含め誰もが利用しやすい環境の整備に努めます。

## (7) 統合や廃止の推進方針

---

- ① 全庁的な取組体制である武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部を中心として統合や廃止の検討を行い、計画的な最適配置の実現を目指します。
- ② 上記によらない個別の事案が生じた際にも、総量抑制や公民連携に係る計画との整合性に留意して、統合や廃止の検討を行います。
- ③ 統合や廃止の検討の際には、人口動向に基づく需要変化や施設の利用圏域、維持管理・更新等費用の将来負担等を踏まえて検討します。また、迅速な意思決定によって統廃合の機会損失を最小化するように努めるとともに、原則として、用途廃止後の施設活用方針の検討と合わせて統合や廃止を決定します。
- ④ 統合や廃止の検討の際には、全庁的な体制で十分な検討と情報共有を図って意思決定を行います。なお、市民生活に密接に関わる事案については、市民へ情報提供と必要に応じて意向調査を行い、市民の声を可能な限り反映させるものとします。

## (8) PPP/PFI の活用方針

---

- ① 公民が連携して行政サービスを行う手法としてPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）<sup>13</sup>を推進し、指定管理者制度の活用やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）<sup>14</sup>の導入など、民間活力の積極的な活用を図って、サービス向上と財政負担の軽減を目指します。
- ② 民間のアイデアやノウハウを効果的に活用するために、意識啓発や知識習得機会の確保に努めます。
- ③ 民間事業者からの積極的な提案を促進する観点から、公共施設等の事業の実施状況や財産管理状況について日頃より情報公開に努めます。

---

<sup>13</sup> PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：官と民が協力して事業を行う公民連携の形態。事業の企画段階から民間事業者が参加するなどより幅広い範囲を民間に任せる手法。

<sup>14</sup> PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：民間の資金や経営能力等を活用した公共施設等の整備手法。民間事業者は資金やノウハウを提供する。



## (9) 広域連携の取組方針

- ① 市民や市民団体の施設の利用実態や公共施設等に対する多様なニーズに応えるために、必要に応じ近隣市町や関係自治体との広域的な施設の共同利用や共同運営の検討を行います。
- ② 近隣市町等との公共施設等に関する情報交換を行い、広域連携に関する検討を進めます。

## (10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ① 全庁的な取組事項については、全職員を対象とした情報提供や研修等を行うものとします。
- ② 公共施設の運営に携わる職員の知識や技術の習得と向上に一層努めます。
- ③ 高度な専門技術や長期的な観点から実施の検討を要する事項に関しては、民間事業者への長期的な包括委託等の実施も検討します。

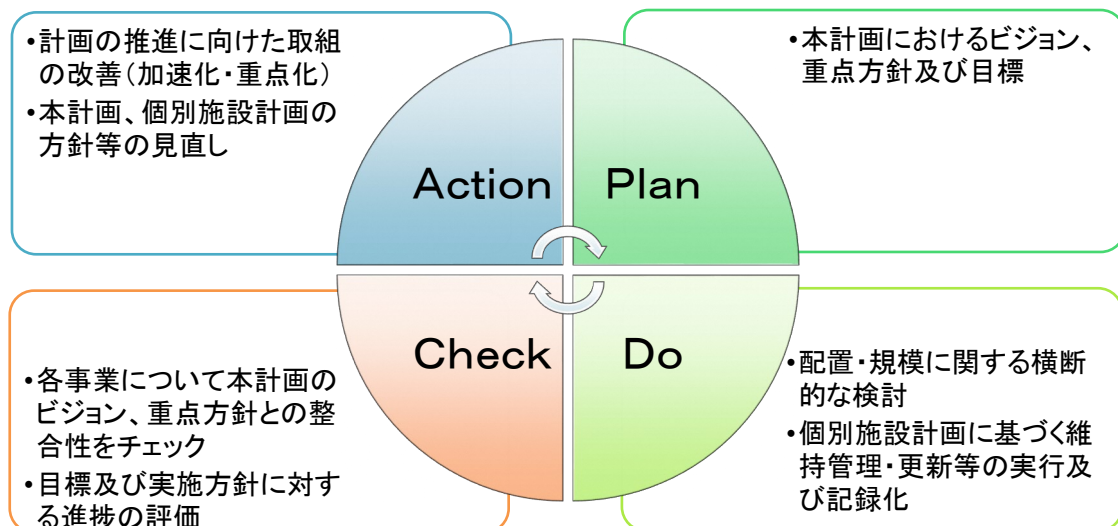
## 第4節 PDCAサイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画を踏まえたゼロベースの見直し（前掲の再生ビジョン）を行い、PDCAサイクルによって公共施設等の再生と有効活用を目指します。

そのために、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部が実施状況等を踏まえた計画の推進状況を把握し、必要に応じて住民参画を得ながら公共施設等総合管理計画に基づく事業の確実な実現を目指します。

また、計画期間中において公共施設等の状況や各種の前提条件に大幅な変更が生じた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

図4-1 PDCAサイクル







## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

---

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 第1節 建築系公共施設

#### 第1項 学校教育系施設

##### (1) 学校

###### ①現状及び課題

小学校及び中学校の延床面積は、市が保有する建築系公共施設（借受けを含む）の床面積の約6割を占めています。

建物は、昭和30年代後半から昭和50年代に集中的に建設されており、9割近くの建物が建築後30年以上を経過しています。空調設備、給排水設備、トイレ等の衛生設備及びプールについては、安全で快適な教育環境を提供する見地から、これまでも計画的に順次更新・改修を実施してきました。令和2年度には学校施設長寿命化計画を策定し、今後20年間に集中する学校建替えへの対応として、早急に具体的な更新計画を作成することとしています。

児童・生徒数は昭和50年代のピーク時に比べると約4.5割減少していますが、少人数学級や特別支援教室の設置等に対応する必要があるため、各学校においては現時点では施設の余剰が顕在化している状況には至っていません。しかし、大局的には児童・生徒数は減少傾向が継続するものと見込まれており、将来的に学校施設の規模や配置を見直す必要が生じるものと見込まれます。

本市においては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3つの型の小中一貫校を推進しています。また、平成23年度から順次指定をして、平成26年度には市内の全小中学校をコミュニティ・スクール<sup>15</sup>に指定し、各校には学校運営協議会が設置されています。

###### ②基本方針

今後の入学者数の前提となる年少人口の動向や、防災面も含めた地域コミュニティの在り方との整合性を踏まえ、学校ごとに①長寿命化による延命措置、②複合利用を前提とする建替え、③将来の用途変更に対応可能な建替え、④耐用年数到来時における集約化など、各種の観点から将来の方向性を検討し、二重投資の抑制を図りながら計画的な施設の更新と規模の適正化、最適配置の実現を図ります。

<sup>15</sup> コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に基づいた仕組みです。

## (2) その他教育関連施設

### ①現状及び課題

小学校の学校給食を行う学校給食センターの建物は、建築から 50 年以上経過しており耐震診断も未実施の状態、早急に新施設での稼働が必要な状況です。防災まちづくり構想（令和 2 年 3 月策定）において、災害時には応急給食の調理や救援物資の集配拠点等として機能し、平常時には小学校給食の調理や食育推進のための事業等を行う（仮称）防災食育センターを整備することとし、令和 7 年度稼働に向けて事業を実施しています。現在の施設や調理機器等については、新施設の稼働予定時期を考慮し、大規模な修繕や入替えを前提とせず、基本的に最小限の修繕で対応しています。

中学校の学校給食は、平成 22 年度から民設民営のセンターへ転換し、民間委託での給食調理・配膳は安定的に行われています。

教育センターの各施設（教育相談室、適応指導教室）は、市民総合センターの 3 階に位置しています。学校施設とは独立した施設となっているため、児童・生徒や保護者が安心して利用しやすいように配慮がされています。

### ②基本方針

（仮称）防災食育センターは、平常時の学校給食機能等と災害時の応急給食機能等を併せ持つ施設として、令和 7 年度からの稼働開始を目指し、施設整備及び管理・運営体制の整備を進めます。新施設の稼働後は、現学校給食センターは用途廃止となるため、跡地利用について、周辺の公共施設の今後の方向性と整合をとって検討します。

教育相談室や適応指導教室の施設管理については、複合施設（市民総合センター）の施設管理を担当している主管課との連携を密にして、児童・生徒の安全性や教育環境を損なうことのないように、適切な改修や設備の更新等を行います。

## 第2項 社会教育・文化施設

### (1)文化施設

#### ①現状及び課題

市民会館（さくらホール）は平成20年度より直営から指定管理に移行し、公演の幅の広がりや市民を巻き込んだイベントの実施など事業内容が工夫されています。建物は建築後30年以上が経過しており躯体及び設備の老朽化が進んでいますが、定期的な修繕計画等はなく、その都度修繕を行っています。

ホールを利用するイベント等の開催時には、駐車場台数の確保が必要となり、周辺の駐車場を借用しています。

#### ②基本方針

建物及び舞台設備等に関する中期的な修繕・更新の計画を策定して、安全で安定的な施設運営とより質の高いサービスの提供を目指します。

また、第五次長期総合計画前期基本計画（令和3年3月策定）に基づく中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの整備の検討に併せて、市民会館を含めた各施設の集約化や再配置等についても検討します。

### (2)図書館

#### ①現状及び課題

市内には地区図書館を含めて図書館が6館設置されていますが、残堀・伊奈平地区図書館以外は、600㎡以下の施設です。

また、各図書館はどの施設も地区会館等との複合施設となっています。

各図書館とも、建築から30年から49年が経過して老朽化が進んでおり、自動ドアや空調設備類の改修など、施設の状況に応じて改修を実施しています。

年々蔵書数が増加し、保管スペースが不足しています。

#### ②基本方針

第五次長期総合計画前期基本計画に基づき、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの整備の検討を進めます。幅広い世代が利用できる図書館を目指すことで、読書環境の充実を図る施設としていきます。

あわせて、現在の6館体制を統合・集約化することについても検討します。

市民の利便性を向上させるため、令和5年度を目途に電子図書館の導入を行います。

### (3) 社会教育・集会施設

#### ①現状及び課題

各地区会館とも、建築後 30 年以上が経過して老朽化が進行しており、空調設備や給水設備、内装などの改修工事をその都度実施しています。さいかち地区会館は、老朽化が進んでいたことから、令和元年度に廃止し、建物は令和 2 年度に解体しました。

公民館は、平成 12 年度から学校の余裕教室となった部分を切り離して現在の公民館としています。施設の管理は学校から切り離した形態をとっており、入口も学校とは別にしています。元々が学校であったため駐車場が少ないという課題があります。公民館さいかち分館は、都営村山団地建替事業に伴い都営村山団地内に令和元年度に新設されました。さいかち地区会館の後継施設としての役割も担っています。

地区集会所は、既存施設の再活用や宅地開発に伴うコミュニティ施設の設置など、施設によって成り立ちが異なっていることが特徴としてあげられます。また、施設によって利用回数に大きな差があります。建物は比較的新しいものが多く、建築後の経過年数が 15 年未満が 6 施設、24 年が 1 施設、40 年以上が 2 施設となっています。地区集会所の管理は無人で地区会館で鍵の貸出しを行っています。

緑が丘コミュニティセンター及び男女共同参画センターは都営住宅の 1 階に設置されており、建築後の経過年数は 15 年で比較的新しく、今のところ建物の大きな不具合はみられません。利用者も多く、駐車場が混雑していることもあります。

#### ②基本方針

市民の文化活動やサークル活動の場を提供している部屋の貸館機能については、地区会館、公民館、地区集会所のほか、市民会館や市民総合センターなどでも実施しており、第五次長期総合計画前期基本計画に基づく（仮称）生涯学習センターの整備の検討の中で、これら社会教育施設・集会施設の役割及び機能を合わせて、適正な数量及び配置についても検討します。

## (4) 博物館等

### ① 現状及び課題

歴史民俗資料館は、温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）や都立野山北・六道山公園の近隣にあり、これらを訪れる利用者の相乗的な集客につながっていますが、立地は市の中心部から少しはずれた場所にあり、市民の認知度が高いとは言えない状況です。施設は建築後 40 年以上を経過していますが、平成 26 年度に屋上防水、外壁等の修繕を実施しており状態は良好です。また、資料の保管スペースが不足しています。

なお、大南地区に平成 28 年 9 月に歴史民俗資料館分館を開館しました。

### ② 基本方針

今後も利用者の増加に取り組みながら、周辺施設と連携した施設の有効活用を図ります。

今後は利用実態や施設の役割等を総合的に踏まえて、将来的な在り方を検討します。

## 第3項 社会体育施設

### (1) 体育館、プール、公園・運動場内建築物(管理棟等)

#### ①現状及び課題

総合体育館は、市の中心部から離れた位置にあり、市民アンケートでは場所が遠くて交通の便が悪いことから利用しづらいという意見も寄せられています。大規模な行事や大会の開催時は多くの方が車で来館することもあり、駐車場不足が課題となっています。

野山北公園プールは、中村プールが平成18年3月に、大南公園プールが平成25年3月に廃止されたことにより唯一残るプールですが、設置後40年以上経過しており、老朽化が著しい状況です。平成21年度から東京経済大学武蔵村山キャンパスの室内プールを借り受けて市民に開放する事業（「室内プール開放事業」）を実施しています。

運動場等のグラウンドは、水はけの改善等を行うことで利便性の向上を図り、利用率の向上に取り組んでいます。

野球場のバックネットやフェンスについては老朽化が進行しており、また高さが低いためにボールが場外へ飛び出すことがあることなどからフェンスの増設などの対応が求められています。

#### ②基本方針

総合体育館については、駐車場の確保など利便性の向上を図ることを検討します。

また、年々進行する照明器具や床面の老朽化や経年劣化への適切な対応を行うとともに、照明器具のLED化等により維持管理費用の節減に努めます。

野山北公園プールは老朽化が著しいことから、適切な維持管理を行いながら、令和8年度までを目途に方向性を決定し、施設の使用を継続する方針となった場合は、決定した方向性に沿った大規模改修等を実施します。

公園・運動場内の施設は、管理棟や公園便所等の建築物だけでなく、グラウンドバックネットやナイター照明施設、テニスコート面等を含めた運動施設全般について、長寿命化施策を含む維持更新計画を策定します。



## 第4項 子育て支援施設

### (1) 保育所、児童館、学童クラブ、ちいろば教室、子ども・子育て支援センター

#### ①現状及び課題

本市の公立保育所はつみき保育園が昭和46年の設置以来50年間にわたり運営をしてきましたが、令和4年度から、建物を民間へ移譲し、民設民営保育所として運営されることとなりました。

児童館は市内に6か所を設置しています。そのうち、お伊勢の森児童館以外の5館は学童クラブと複合化して運営しています。お伊勢の森児童館は福社会館の中に設置しており他の館では実施していない庶務業務を兼務しています。また3館は地区児童館として地区会館の建物内に設置しています。都営村山団地建替事業に伴い解体されたさいかち地区学習等供用施設内から都営村山団地内に新たに設置されたさいかち児童館を除き、いずれの施設も建築後35年から45年以上を経過しており老朽化の進行がみられます。

学童クラブは市内に13か所あり、それぞれ児童館、校舎内又は学校敷地内に設置しており、関係所管課や施設管理者との連携を図りながら運営をしています。

ちいろば教室は、昭和46年10月の設置以来およそ50年間にわたり、1歳6か月から小学校就学前までの児童を対象に市独自の「心身障害児通所訓練事業」を続けてきましたが、令和元年10月から児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」として東京都の指定を受けて運営を行っています。現在のちいろば教室は、福社会館の2階に設置されています。福社会館内には、60歳以上を利用対象者としている福社会館と18歳未満を利用対象者としているお伊勢の森児童館が併設されています。

子ども・子育て支援センターは、令和2年度に、保健相談センターお伊勢の森分室で実施されていた子育て世代包括支援センターを含む母子保健事業と子ども家庭支援センター事業を統合して設置されました。高齢者在宅サービスセンターの廃止により生じた保健福祉総合センター（市民総合センター）のスペースをリニューアルして活用しています。子ども家庭支援センター事業は、平成13年度の開設当初は委託運営、平成21年度からは指定管理者制度による運営を行っていましたが、平成31年4月からは直営で運営しています。

#### ②基本方針

将来的な年少人口の動向を見据えながら、市の子育て支援に関する計画や事業を踏まえつつ、適正な施設の総量や配置について継続的な検討を行います。

また、児童館及び学童クラブについては、今後の学校の施設整備の方向性に合わせて、学校の関係所管課と情報共有を図りながら最適配置の検討を行います。

施設の設備（遊具を含む。）や内装などは、特に子どもの安全面及び衛生面を維持向上させる観点から適切な維持管理を実施します。

ちいろば教室は、児童福祉における主要な事業として、現状の運営体制に見合った施設規模を維持して事業を継続します。

## 第5項 保健・福祉施設

### (1) 高齢福祉施設

#### ①現状及び課題

福祉会館及び老人福祉館は、市内在住の60歳以上の方々を対象とし、高齢者の健康増進と福祉の向上を目的とした施設です。華道・書道・民舞・演芸等の各種講座を主催しているほか、福祉会館には入浴施設があります。福祉会館は、平成24年度に耐震工事を実施済みで、また平成26年度には外壁や内装を中心とした大規模修繕を実施しています。老人福祉館は6か所を設置していますが、老朽化の進行により建物の改修が必要な施設や、利用者数が他の館と比較して3分の1から10分の1程度と少ない施設も存在します。なお、さいかち老人福祉館は、令和元年度に都営村山団地内に新たに設置された施設です。

高齢者在宅サービスセンターは、デイサービスを行う施設として、都営村山団地の1階部分に設置されており、指定管理者制度による運営を行っています。施設は建築後30年未満であり、老朽化による不具合は顕在化していません。

地域包括支援センターは、保健（保健師等）、介護（主任ケアマネジャー）、福祉（社会福祉士）という3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護サービス等の事業者、民生委員などと協力しながら地域の高齢者の様々な相談に対応する機関です。

本市の地域包括支援センターは、市の公共施設内に緑が丘地域包括支援センターと南部地域包括支援センターの2か所を設置して指定管理者制度により運営しているほか、民間の事業所内において委託により2つの施設を運営しています。

#### ②基本方針

市内の高齢者人口の動向を見据えて、施設の最適配置を検討します。今後とも高齢者人口が著しく増加する地域については、利用状況も考慮した上で施設の拡充を検討する一方で、高齢者人口の著しい増加が見込めない地域や施設の利用者実績が少ない施設については、移設や他施設との集約化・複合化による規模の縮小も検討します。

また、民間代替可能性のある事業については、民間業者の活用を積極的に検討します。

## (2)障害福祉施設

### ①現状及び課題

のぞみ福祉園は、知的障害者に対して就労機会の提供や、地域での生活及び能力の向上のために必要な訓練等を行って社会参加を支援することを目的とした施設です。こうした位置付けからパンを製造するための焼き窯などの重量のある特殊設備を備えています。建物は建築から36年を経過したRC（鉄筋コンクリート）造の建物であり、令和2年度に外壁、防水及び扉等の大規模改修工事を実施しました。

若草集会所は、心身障害者（児）福祉の増進を図ることを目的として設置した集会所であり、主に障害者団体の活動拠点として使用されています。土地を東京都から目的を定めて無償で借りているため、当集会所を有償で貸し出すことや用途変更を行うことは難しい状況です。建物は建築後44年を経過するLGS（軽量鉄骨）造であり、老朽化が進んでいます。近隣には新設も含めて集会施設が存在するため、集会所の立地が最適であるかどうかは検証が必要です。

精神障害者地域活動支援センター、身体障害者福祉センター及び障害者地域自立生活支援センターは、保健福祉総合センターに設置されています。運営は、指定管理者制度を導入して行っています。保健福祉総合センターは、平成13年度に旧校舎部分（旧第五小学校）の改修を行って新設部分を合築した建物ですが、新設部分は当該工事から20年、旧校舎部分は建築当初から53年を経過しています。令和元年度には老朽化した空調設備を省エネタイプの機器に更新しました。

### ②基本方針

のぞみ福祉園は、将来的に建替や長寿命化改修を検討する際には、事業の連携の強化、事務効率の向上及び総量抑制による財政負担の軽減の見地から市民総合センター内への移設又は同一敷地内への併設等について、選択肢の一つとして検討を行います。

若草集会所は、建物の標準的な使用年限を迎えることから、在り方を見直し、周辺施設への集約化等を検討します。

保健福祉総合センターは、障害者や高齢者の心身の安全に支障を来さないように、各種設備の点検を行うとともに、設備類の計画的な更新を行います。また、躯体については旧校舎部分を中心として安全性の確保に努めます。また、保健福祉総合センター内の各施設（障害福祉施設）は、今後も指定管理者との連携を行いながら利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスや設備類の改善を図ります。

### (3) 保健施設

<b>①現状及び課題</b>
<p>保健相談センターは、主に成人保健や予防接種を実施しています。また、健康推進課の事務室のほか、医師会、歯科医師会の事務所があります。医科は休日急患診療を行っていますが、休日の稼働率は低い状況です。令和3年5月からは、健康診断や健康教室を地域の各施設で行うようになったため生じていた施設のスペースを活用し、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場としても使用しています。</p> <p>保健相談センターお伊勢の森分室は、母子に関する健診を主に行っていましたが、令和2年度に子ども・子育て支援センターの事業へ統合され、市民総合センターへ移転しました。</p> <p>子どもの予防接種の手続等は、現在も保健相談センターで実施しており、市民総合センターと分離配置されているため、市民の利便性の観点から課題があります。</p> <p>建物は、保健相談センター及び保健相談センターお伊勢の森分室の両施設とも建築後40年以上と古く、劣化の進行が見られます。</p>
<b>②基本方針</b>
<p>市庁舎移設等の検討と併せて、保健相談センターの配置、規模についても検討を行います。方向性が定まるまでの間は、施設の機能を維持するため修繕対応を行います。</p>

### (4) その他福祉施設

<b>①現状及び課題</b>
<p>ボランティア・市民活動センターは、保健福祉総合センターに設置されています。</p> <p>平成14年度から運営が始まり、平成17年度からは指定管理者制度を採用して運営を行っています。市民団体への会議室貸出等も行っており、稼働率は増加しています。</p>
<b>②基本方針</b>
<p>指定管理者制度などの公民連携を推進し、効率的な運営に努めつつ、市民のボランティア活動を行う拠点として継続していきます。</p>

## 第6項 産業観光施設

### (1) 温泉施設

#### ① 現状及び課題

温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）は、市外からの利用者が6割を占めており、本市への来訪機会を提供し、観光拠点の一つとしての機能を担っています。平成19年度からは指定管理者による運営管理を行っています。施設運営は、指定管理者の事業収支内で行われていますが、建物や設備の修繕及び更新に係る費用については、市が負担しています。

利用者数の推移では、平成14年度のオープン以後は年々減少していましたが、平成24年度の建物内装リニューアル後は増加傾向にありました。平成29年度には、機械設備の更新を中心とした大規模改修を実施し、あわせて新たに炭酸泉浴槽や多目的ルームを設置するなど利用者ニーズに合わせた工夫を施しました。一定の利用者数で安定的に推移していましたが、令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により減少しています。

維持管理に関しては、令和元年度に施設の調査を実施し、これまで未更新である設備機器の更新及び耐用年数に応じた計画的な設備機器の更新等について今後20年間の修繕・改修計画を定めました。

浴室関連やプール等の特殊な施設を有していることから、多くの維持管理費用がかかっています。

#### ② 基本方針

令和元年度に定めた修繕・改修計画に基づき、機械設備の交換サイクル等を踏まえて、施設の定期的・予防的な修繕・更新を実施します。

また、魅力的な施設運営とサービス向上による集客の増加や、機械・設備更新時において、より維持管理コストの低減が見込まれる機器の選択等による維持管理費用の縮減に努め、施設の安定的な運営を目指します。

更に、施設の利用者増につなげるため、各種イベントの実施や隣接する歴史民俗資料館や野山北・六道山公園内の施設等とも連携するとともに、観光ルートの策定や市内回遊者の誘致など、相乗的な集客力の向上を図って今後も市の観光拠点化を進めます。

## (2) 保管庫

### ①現状及び課題

村山デエダラまつりの山車及び備品などを保管する倉庫を2か所設置しています。山車以外にも祭り関係の備品・資材を保管しており、年々手狭になってきています。建物は年数の経過に伴い、今後は適切なメンテナンスの必要性が高まります。

### ②基本方針

村山デエダラまつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度以降延期されていますが、令和元年度までは、毎年約7万人規模の来場者があり、市外からも多数の見学者が訪れています。

今後も定期的な見廻り点検を可能な限り実施するなど、建物及び資材の適切な管理を継続します。

## 第7項 行政系施設

### (1)庁舎等

#### ①現状及び課題

市役所本庁舎は、昭和52年の建築で築後44年が経過しており、空調設備や給排水設備を中心に老朽化の進行が著しく、早急に大規模改修などの対策が必要な状況です。

また、会議室の不足や執務スペースの狭あい化、駐輪・駐車スペースの不足等の問題が生じています。

第二庁舎及びレストラン棟は、それぞれ耐震基準を満たしておりますが、老朽化が進んでおり、修繕などの対応が必要な状況です。

これらの状況も踏まえ、市庁舎移設等基本構想（令和2年7月策定）において、榎一丁目市有地を予定地とした市役所庁舎の移設方針を策定しています。

緑が丘出張所は、住民票発行などの市民課業務に加えて平成23年度からは生活福祉課の業務も行っており、施設の利用者は増加傾向にあります。建物は都営村山団地の1階部分を占めており、建物の修繕や改修については東京都と分担・協議しながら実施していく必要があります。

#### ②基本方針

本庁舎は、行政サービスの提供機能だけでなく、防災拠点としての機能も併せ持った施設であることから、市庁舎移設等基本構想に基づき、市役所庁舎の移設について、市民の利便性等も踏まえて、行政サービス機能の集約化等を含め検討を進めます。

また、集約化された後の関連施設の在り方についても検討を行う必要があります。

現庁舎の維持管理は、移設時期の予定と修繕・改修に係る費用を勘案しつつ、必要かつ効果的な対応を図っていきます。

出張所は、今後の市庁舎の配置の動向を踏まえて、地域間のバランスを考慮した出張所機能の適正な配置について検討を行います。



## (2)防犯施設

### ①現状及び課題

平成 19 年 4 月に、防犯ボランティアの方々の拠点となる施設として、見守り番 2 か所を開所しました。地域の安全・安心を守るため、子どもたちの見守り活動や防犯パトロールなどを行い防犯活動の発信源となるようボランティアの皆さんが中心となり運営されています。建物は建築後 15 年であり、現在のところ目立った老朽化はありません。また、施設はボランティアの方の活動によって運営されており、維持管理費用は大きくありません。

### ②基本方針

現在の施設は当面は現状維持とし、新たな施設の設置は原則として行いません。  
なお、地域の自主防犯組織活動について引き続き助成を行います。

## (3)消防施設

### ①現状及び課題

消防団の車庫及び団員詰所は、市内の青梅街道沿いに 7 か所、市の南西部に 1 か所の合計 8 か所設置しています。団員数に関しては、地域によって定数に達していない分団があり、その原因として、第二分団と第三分団のように、比較的近接して配置していることから団員候補者が重複してしまう面があります。

第四分団は市役所第二庁舎内と一体となっていますが、それ以外は市有地に設置している独立した施設です。建築後 30 年から 40 年近くの年数が経過している建物が 2 か所ありますが、現在のところ、車庫及び団員詰所として使用上の不具合はありません。

### ②基本方針

現状の消防団については、設置場所に偏りが見受けられることから、消防団の編成を再検証し、地域間の防災力の差の解消に努めます。

消防団と自主防災会を含む地域住民との連携により、施設の維持管理や協働を推進し、施設の維持管理体制の充実を図ります。

今後将来的にも消防団車庫は最新消防車両の規格への対応や市全体の備蓄機能の充実や防火・防災活動の充実を図るために、必要な施設更新を計画的に実施します。



## (4)備蓄倉庫

### ①現状及び課題

市内には7か所の災害対策用備蓄倉庫等があり、災害対策用の備品や物品を保管しています。

防災対策用資材センターは、平成10年に建築された建物で、平成21年から火災発生時の一時的な退避場所、また防火・防災に関わる活動を行う拠点として開所しました。建物は建築後23年であり、現在のところ目立った老朽化はありません。平成29年には同様の目的で、さいかち公園災害対策用資材センターが地区集会所との複合施設として建築されました。

災害対策用備蓄倉庫等の建物には耐震化が未実施の状態のものもありますが、日常的な人的利用を想定しておらず耐震化の対象とはしていません。建物は、旧消防団車庫などを転用しているため現在のニーズに合致しないものがあります。

### ②基本方針

災害発生時に迅速で効率的な対応を行えるようにするために、災害対策用備蓄倉庫等は、関連する公共施設の役割と位置を踏まえて、最適な配置について検討します。

市の公共施設の更新時には、防災備蓄倉庫を設置することなどについて検討します。

## 第8項 市民総合センター

### (1)市民総合センター

#### ①現状及び課題

市民総合センターには、高齢者・障害者福祉の拠点である保健福祉総合センターと、教育センターの各施設を設置しています。加えて、高齢福祉課、障害福祉課、子ども子育て支援課及び社会福祉協議会の事務室等があります。市民総合センターの施設維持管理については、市が実施しています。各施設運営は、施設の機能により市が直接運営するほか、指定管理者制度などを活用しながら施設運営を行っています。

市民総合センターは複合施設ですが、施設ごとに休館日や利用方法が異なっており、運営面において効率が悪い面があります。

当施設は平成13年度に旧校舎部分(旧第五小学校)の改修を行って新設部分を合築した建物です。新設部分は当該工事から20年、旧校舎部分は建築当初から53年が経過しており、令和12年頃には、新設部分は大規模改修時期、旧校舎部分は標準的な使用年数での建替え時期を迎えることになります。

令和元年度には老朽化した空調設備を省エネタイプの機器に更新しましたが、同年度に実施した劣化状況調査において、外部開口部(窓・扉)や屋上防水の漏水に関連する不具合が指摘されています。

#### ②基本方針

保健福祉総合センターは、障害者や高齢者の心身の安全に支障を来さないように、各種設備の点検を行うとともに、設備類の計画的な更新を行います。

教育センターは、児童・生徒の安全性や教育環境を損なうことのないように、適切な改修や設備の更新等を行います。

旧校舎部分は、標準的な使用年数での建替え時期を迎えるまでに詳細調査を実施した上で、残使用年数を見据えた対策を検討します。

行政サービス集約化や市民総合センターの複合施設としての在り方を検討する過程の中で、将来的には各施設の配置の見直し等を検討する可能性があります。

## 第9項 公営住宅

### (1)市営住宅

#### ①現状及び課題

令和2年度に老朽化した本町住宅の用途廃止・解体を行ったため、現在、市内には2か所の市営住宅があります。中央住宅及び三ツ木住宅については、建築から30年以上経過しており、市営住宅長寿命化計画（令和2年3月策定）において改修等が計画されています。

#### ②基本方針

市営住宅長寿命化計画に基づいて、計画的な維持管理及び改修等を行います。また、公営住宅全体の在り方についてもその方向性の検討を進めます。

## 第10項 公園内施設

### (1)公園内建築物

#### ①現状及び課題

市内の公園・運動場等において、トイレ・管理棟などの建築物を有している公園は、41か所あります。今後、土地区画整理事業等に伴い公園が増え、トイレは数か所増加する可能性があります。

各建物は、建築からの経過年数が10年程度から50年以上までと様々であり、構造も鉄筋コンクリート造、鉄骨造、アルミ製、ステンレス製、FRP製などとなっています。

トイレの清掃などは週3回、委託により実施していますが、屋根の清掃や軽微な修繕などは市職員が実施しています。また、年に1回は市職員が全てのトイレの見回りをしています。

平成30年度から令和元年度にかけて、ユニバーサル事業により、トイレの洋式化を実施しました。

#### ②基本方針

長期的な使用を見据えて清潔で快適な利用を維持するため、定期的な清掃、点検及び計画的な修繕等を継続し、適切な維持管理を行います。

（第2節土木系公共施設第5項の公園（P.115）も参照）

## 第 11 項 その他

---

### (1) その他

---

#### ①現状及び課題

市が保有しているその他の施設として、高齢者作業所（シルバー人材センター）、旧第二給食センターがあります。

高齢者作業所は、シルバー人材センターに市が土地を有償、建物を無償で貸し付けています。

旧第二給食センターは、現在は稼働していません。残っている建物は、(仮称)防災食育センター建設に伴い、今後、解体される予定となっています。

#### ②基本方針

高齢者作業所は、市として保有することの意義や市場価値を検証した上で、有効活用を図ります。

旧第二給食センターは、令和5年度中に解体を完了する予定です。

## 第2節 土木系公共施設

### 第1項 道路

#### ①現状及び課題

市内道路は、職員等による日常的な目視点検を実施しています。点検の結果は記録として残し、適切な管理を実践しています。

令和2年度に幅員6メートル以上の市道全てを対象として路面性状調査を実施し、修繕が必要と判断された路線は全体の10%前後でした。現状の舗装修繕・改修等の実施規模で、舗装の管理水準は一定水準に保たれています。ただし、大規模な更新等を実施できる路線は年間に1路線程度であり、その他の路線については部分的な修繕で対症療法的に対応している状況で、計画的な舗装の更新は実施できていません。

防犯灯などの道路附属物は台帳で適正に管理・把握しており、施設の点検・維持管理を確実、計画的に実施する基礎としています。

#### ②基本方針

路面性状調査の結果を踏まえ、劣化の進んでいる路線から更新等を検討します。

日常維持管理について、適正な水準を確保しつつ、コストの縮減が図れるように、日常維持管理マニュアルを策定します。

地下埋設物の劣化・損傷等の影響により路面下に発生した空洞が拡大し、舗装体が破壊することで路面陥没へとつながるおそれがあるため、その未然防止のため路面下空洞調査等の実施について、必要に応じて検討します。

効率的な道路維持管理を行うため、道路機能を発揮できない道路については売却等を検討します。

## 第2項 橋梁

### ①現状及び課題

橋梁は、令和2年度末時点において総延長513m、橋梁数62橋となっています。橋長が15m未満の小規模な橋梁が全体の約7割、15m以上30m未満の中規模な橋梁が全体の約3割を占め、30m以上の橋梁が1橋あります。

平成30年度に橋梁長寿命化修繕計画を改訂し、点検・診断・補修などの計画的な維持管理に取り組んでいます。直近では平成30年度に5年に一回の橋梁定期点検を実施し、令和3年度現在、緊急又は大規模修繕を実施する必要性がある橋梁はありません。

令和元年度には空堀川の河川改修工事に伴い、神明橋の架替を行いました。

### ②基本方針

5年に1回の定期点検に基づき橋梁長寿命化修繕計画を見直し、計画的な維持管理を行います。点検は、全橋を目視及び打音検査によって実施します。

橋梁を市民共通の資産として、アダプト制度<sup>16</sup>などにより市民と協力して資産を守る体制について検討します。

<sup>16</sup> アダプト制度：アダプトとは英語で「養子縁組」という意味があり、一定区画の公共の場所（道路、公園、河川、海浜など）を養子にみたくて、市民や民間企業などが里親となり定期的に美化・清掃活動等を行い、環境やその機能の維持・向上を図ることを目的とした制度のことで、行政がこれを支援します。

## 第3項 トンネル

### ①現状及び課題

市が管理するトンネルは野山北公園自転車道にかかるトンネルが4か所あります。いずれも建設は昭和の初期ですが、平成29年度の点検の結果、健全性は保たれている状態です。ただし、漏水箇所が多く見られます。

### ②基本方針

定期点検要領に基づいた定期的な点検を実施してトンネルの健全性を保ちます。  
トンネルを市民共通の資産として、アダプト制度などにより市民と協力して資産を守る体制について検討します。

## 第4項 下水道

### ①現状及び課題

本市の下水道事業は令和2年度に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計に移行しました。あわせて将来にわたり持続可能な経営を確保するため、施設・設備への投資見通しと財源見通しの計画を含む公共下水道事業経営戦略を策定しました。

施設の維持管理・更新面では、下水道ストックマネジメント計画（平成31年3月策定・令和2年1月改訂）において、管きょ及びマンホールの点検調査及び改築について、5年間の計画を立てています。

管路清掃や日常点検は定期的に行っています。

近年では、頻発する局所的集中豪雨に対する浸水被害の報告もなされており、雨水浸水対策の重要性が高まっています。

### ②基本方針

浸水被害の軽減のため、雨水管の整備を進めます。

公共下水道事業経営戦略に基づき、適正な料金設定等、持続可能な下水道経営を行っていきます。

下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新費用の平準化や経営的な観点も含め、計画的な管路改築・更新を実施していきます。

## 第5項 公園

### ①現状及び課題

毎年、市内 86 施設全ての公園の施設及び遊具等の点検を行い、状況把握及び安全管理に努めています。点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成 26 年 7 月・国土交通省）及び「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成 27 年 4 月・国土交通省）を基準に実施しています。

都市公園については、公園施設長寿命化計画（平成 28 年 2 月策定）に基づき、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間において、施設及び遊具の修繕、改修及び更新を計画的に行っています。その他の公園施設は、毎年優先順位を設定して修繕等を実施しています。

今後は、効率的な日常維持管理を実施するためにマニュアル作りが必要です。

### ②基本方針

公園の安全性の確保と適切な維持管理のために日常維持管理マニュアルを策定するとともに、公園施設長寿命化計画にのっとり維持管理を実践していきます。また、公園施設長寿命化計画については、必要に応じて適宜の見直しを行い、計画的な維持管理に努めます。

## 第3節 土地

### ①現状及び課題

市が所有する普通財産としての土地については、貸付等の活用を行っているものもありますが、用途などが決まっていない土地もあり、維持管理費用を負担しています。

### ②基本方針

榎一丁目市有地については、市庁舎移設等基本構想に基づき庁舎の移設予定地として、行政サービス機能の集約化等を検討していきます。

その他の未利用地については、効率的で効果的な利用方法の検討を進めるとともに、売却等も含めた活用を検討します。





## 資料編

---

- 1 公共施設等総合管理計画策定委員会
- 2 公共施設等整備・再編推進本部
- 3 その他の市民参加



# 1 公共施設等総合管理計画策定委員会

## (1) 公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

### 武蔵村山市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

〔平成27年9月25日  
訓令(乙)第176号〕

#### (設置)

第1条 公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に関し、必要な事項を検討するため、武蔵村山市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に当たり必要な事項の検討審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員5人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 3人
- (2) 公募による武蔵村山市民 2人

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員のうち市長が指名する者をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(2) 開催経過

回	開催年月日	議 題
第1回	平成27年12月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出について</li> <li>・市民アンケートについて</li> <li>・その他について</li> </ul>
第2回	平成28年 7月 7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画(素案)について</li> <li>・その他について</li> </ul>
第3回	平成28年10月 6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画(修正素案)について</li> <li>・その他について</li> </ul>
第4回	平成28年11月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について</li> <li>・その他について</li> </ul>
第5回	平成29年 1月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】修正素案について</li> <li>・その他について</li> </ul>

(3) 公共施設等総合管理計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
識見を有する者	伊 庭 良 知	委員長
	竹 沢 えり子	副委員長
	福 島 真 人	
公募による市民	石 塚 典 久	
	田 島 せつ子	

## 2 公共施設等整備・再編推進本部

### (1) 公共施設等整備・再編推進本部設置要綱

#### 武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部設置要綱

〔平成27年4月15日〕  
訓令（乙）第83号

#### (設置)

第1条 本市における公共施設等の現況及び将来の見通しについて検討し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針及び施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、公共施設等の配置の最適化とともに効率的な行財政運営を図るため、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の整備及び再編に関すること。

#### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長が当たる。

3 副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、同部環境担当部長、健康福祉部長、同部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、同部建設管理担当部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長及び同部学校教育担当部長の職にある者をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の市職員の出席を求めることができる。

#### (部会)

第6条 本部に、その所掌事項を専門的に調査研究させるため、公共施設等整備・再編推進作業部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の組織)

第7条 部会は、部会員24人で組織する。

- 2 部会員は、企画財政部長、企画財政部企画政策課長、同部財政課長、総務部総務契約課長、同部防災安全課長、市民部市民課出張所担当課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、同部環境課長、健康福祉部福祉総務課長、同部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども子育て支援課長、同部子ども青少年課児童担当課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課指導・教育センター担当課長（担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱（平成18年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第1号）第3条第1項ただし書の規定により同担当課長を置かないときは、同部指導担当参事）、同部学校給食課防災食育センター整備担当課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、臨時部会員を置くことができる。
- 4 臨時部会員は、その設置に係る特別の事項に関する事務を主管し、又は当該事務に係る課の長（相当する職にある者を含む。）のうちから、部会の議決により定める者をもって充てる。
- 5 臨時部会員は、その設置に係る特別の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

- 2 部会は、部会員及び議事に関係のある臨時部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、部会員及び議事に関係のある臨時部会員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第10条 部会長は、部会における調査研究が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

(分科会)

第11条 部会長が調査研究に当たり特に必要と認めるときは、部会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員（以下「分科会員」という。）は、部会員（臨時部会員を含む。）の中から部会長が指名する者をもって充てる。

(準用)

第12条 第8条から第10条までの規定は、分科会の組織及び会議について準用する。  
この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「分科会」と、「部会長」とあるのは「分科会長」と、第8条第1項及び第3項中「副部会長」とあるのは「副分科会長」と、第8条第1項並びに第9条第2項及び第3項中「部会員」とあるのは「分科会員」と、第9条第1項及び第10条中「本部長」とあるのは「部会長」と、第9条第2項及び第3項中「臨時部会員」とあるのは「臨時分科会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 本部並びに部会及び分科会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



(2) 公共施設等整備・再編推進本部開催経過等

ア 計画策定時

(ア) 本部

回	開催年月日	議 題
第1回	平成27年 4月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画の策定方針(案)について</li><li>・今後のスケジュールについて</li><li>・その他について</li></ul>
第2回	平成28年 6月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画の計画期間について</li><li>・公共施設等総合管理計画(素案)について</li><li>・その他について</li></ul>
第3回	平成28年10月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画(原案)について</li><li>・その他について</li></ul>
第4回	平成28年11月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について</li><li>・その他について</li></ul>
第5回	平成29年 1月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(原案)について</li><li>・その他について</li></ul>

(イ) 作業部会

回	開催年月日	議 題
第1回	平成27年 4月28日 (火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部会長及び副部会長の互選について</li><li>・ その他について</li></ul>
第2回	平成27年12月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民アンケート内容について</li><li>・ その他について</li></ul>
第3回	平成28年 3月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設等の現況及び将来の見通しについて</li><li>・ 公共施設等総合管理計画ヒアリングの実施について</li><li>・ その他について</li></ul>
第4回	平成28年 5月31日 (火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設等総合管理計画 (素案) について</li><li>・ その他について</li></ul>
第5回	平成28年10月17日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案) について</li><li>・ その他について</li></ul>
第6回	平成28年10月28日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案) について</li><li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案) 重点プランについて</li><li>・ その他について</li></ul>
第7回	平成28年11月10日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案修正版) について</li><li>・ その他について</li></ul>

イ 計画改訂時

(ア) 本部

回	開催年月日	議 題
第14回	令和 3年 6月 23日 (水)	・公共施設等総合管理計画の改訂について
第15回	令和 3年 11月 26日 (金)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について
第16回	令和 4年 2月 8日 (火)	・公共施設等総合管理計画 (改訂原案) について

(注) 公共施設等総合管理計画の改訂に係る議題のみ掲載した。

(イ) 作業部会

回	開催年月日	議 題
第19回	令和 3年 8月 17日 (火)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について
第20回	令和 3年 10月 14日 (木)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について
第21回	令和 3年 11月 4日 (木)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について

(注) 公共施設等総合管理計画の改訂に係る議題のみ掲載した。

(3) 公共施設等整備・再編推進本部委員名簿

ア 計画策定時

(ア) 本部

区 分	氏 名	職 名	備 考
本部長	藤 野 勝	市長	
副本部長	山 崎 泰 大	副市長	
副本部長	持 田 浩 志	教育長	
本部員	高 尾 典 之	企画財務部長	平成 28 年 4 月 1 日～
		高齢・障害担当部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	荒 井 一 浩	財政担当部長	
本部員	山 田 行 雄	総務部長	平成 28 年 4 月 1 日～
		協働推進部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	鈴 田 毅 士	市民部長	平成 28 年 4 月 1 日～
		建設管理担当部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	下 田 光 男	市民部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	比留間 毅 浩	協働推進部長	平成 28 年 4 月 1 日～
		企画財務部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	佐 野 和 実	環境担当部長	
本部員	中 野 育 三	健康福祉部長	平成 28 年 4 月 1 日～
		教育部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	登 坂 正 美	高齢・障害担当部長	平成 28 年 4 月 1 日～
		健康福祉部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	田 代 篤	子ども家庭担当部長	
本部員	腰 塚 信一郎	都市整備部長	
本部員	神 子 武 己	建設管理担当部長	平成 28 年 4 月 1 日～
本部員	池 谷 敏 久	会計管理者	平成 28 年 4 月 1 日～
	比留間 多 一		～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	石 川 浩 喜	議会事務局長	
本部員	内 野 正 利	教育部長	平成 28 年 4 月 1 日～
		総務部長	～平成 28 年 3 月 31 日
本部員	佐 藤 敏 数	学校教育担当部長	平成 28 年 4 月 1 日～
	榎 並 隆 博		～平成 28 年 3 月 31 日

## (イ) 作業部会

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	高 尾 典 之	企画財務部長	平成 28 年 4 月 1 日～
	比留間 毅 浩		～平成 28 年 3 月 31 日
副部会長	鈴 木 義 雄	企画政策課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	神 子 武 己		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	高 野 典	総務契約課長	
部会員	福 井 勇	防災安全課長	平成 28 年 4 月 1 日～
		地域福祉課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	新 保 晃 治	市民課出張所担当課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	河 野 幸 雄		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	三 條 博 美	協働推進課長	
部会員	児 玉 眞 一	産業観光課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	並 木 篤 志		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	川 口 涉	環境課長	
部会員	鈴 木 浩	地域福祉課長	平成 28 年 4 月 1 日～
		防災安全課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	加 藤 秀 郎	高齢福祉課長	平成 28 年 10 月 1 日～
	諸 星 裕		～平成 28 年 9 月 30 日
部会員	松 下 君 江	障害福祉課長	平成 28 年 4 月 1 日～
		教育総務課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	川 島 一 利	障害福祉課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	小 林 真	子育て支援課長	
部会員	長 谷 慶 一	子ども育成課児童担当課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	小 川 和 男		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	宮 沢 聖 和	健康推進課長	
部会員	堂 垣 淳	道路下水道課長	
部会員	比留間 光 夫	施設課長	
部会員	井 上 幸 三	教育総務課長	平成 28 年 4 月 1 日～
部会員	小 嶺 大 進	教育指導課指導担当参事(教育指導課指導・教育センター担当課長事務取扱)	平成 28 年 4 月 1 日～
		教育指導課指導・教育センター担当課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	神 山 幸 男	学校給食課長	
部会員	山 田 義 高	文化振興課長	
部会員	指 田 政 明	スポーツ振興課長	
部会員	乙 幡 孝	図書館長	

イ 計画改訂時

(ア) 本部

区分	氏名	職名	備考
本部長	山崎 泰大	市長	
副本部長	石川 浩喜	副市長	令和3年7月1日～
本部員		総務部長	～令和3年6月30日
副本部長	池谷 光二	教育長	
本部員	神子 武己	企画財政部長	令和3年7月1日～
		教育部長	～令和3年6月30日
本部員	神山 幸男	総務部長	令和3年7月1日～
		企画財政部長	～令和3年6月30日
本部員	室賀 和之	市民部長	
本部員	雨宮 則和	協働推進部長	
本部員	古川 純	環境担当部長	
本部員	島田 拓	健康福祉部長	令和3年8月5日～
		高齢・障害担当部長	～令和3年8月4日
本部員	鈴木 義雄	高齢・障害担当部長	令和3年8月5日～
		健康福祉部長	～令和3年8月4日
本部員	乙幡 康司	子ども家庭部長	
本部員	竹市 基治	都市整備部長	
本部員	指田 政明	建設管理担当部長	令和3年7月1日～
本部員	高尾 典之	会計管理者	
本部員	小林 真	議会事務局長	
本部員	諸星 裕	教育部長	令和3年7月1日～
		建設管理担当部長	～令和3年6月30日
本部員	高橋 良友	学校教育担当部長	

## (イ) 作業部会

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	神 子 武 己	企画財政部長	
副部会長	増 田 宗 之	企画政策課長	
部会員	比留間 毅 浩	財政課長	
部会員	井 上 幸 三	総務契約課長	
部会員	石 川 篤	防災安全課長	
部会員	佐 野 和 実	市民課出張所担当課長	
部会員	湊 祥 子	協働推進課長	
部会員	中 村 顕 治	産業観光課長	
部会員	北 條 浩 之	環境課長	
部会員	小 延 明 子	福祉総務課長	
部会員	加 藤 俊 幸	高齢福祉課長	
部会員	栗 原 秀 和	障害福祉課長	
部会員	小 野 暢 路	健康推進課長	
部会員	児 玉 眞 一	子ども青少年課児童担当課長	
部会員	木 村 朋 子	子ども子育て支援課長	
部会員	篠 田 光 宏	都市計画課長	
部会員	田 村 崇 寛	道路下水道課長	
部会員	櫻 井 謙 次	施設課長	
部会員	平 崎 智 章	教育総務課長	
部会員	赤 坂 弘 樹	教育指導課指導・教育センター担当課長	
部会員	矢 野 喜 之	学校給食課防災食育センター整備担当課長	
部会員	高 橋 一 磨	文化振興課長	
部会員	西 原 陽	スポーツ振興課長	
部会員	藤 本 昭 彦	図書館長	

### 3 その他の市民参加

#### (1) 計画策定時

##### ア 市民アンケート調査

- ・対象者 平成27年12月1日時点において、市内に居住している18歳以上の方
- ・対象者数 3,000人（住民基本台帳からの無作為抽出）
- ・調査期間 平成28年1月29日（金）から同年2月12日（金）まで
- ・回収結果 有効回収数 951通  
有効回収率 31.7%

##### イ パブリックコメント（意見公募）

###### （ア）公共施設等総合管理計画【全体計画】（素案）について

- ・意見募集期間 平成28年7月19日（火）から同年8月18日（木）まで
- ・意見の件数 0件

###### （イ）公共施設等総合管理計画【個別施設計画】（素案）について

- ・意見募集期間 平成28年12月6日（火）から平成29年1月4日（水）まで
- ・意見の件数 11件

##### ウ 市民説明会

回	日時	場所	参加者数
第1回	平成28年12月16日（金） 午後7時から	中部地区会館 401大集会室	7人
第2回	平成28年12月17日（土） 午前10時から	中部地区会館 401大集会室	3人

#### (2) 計画改訂時

##### パブリックコメント（意見公募）

- ・意見募集期間 令和3年12月10日（金）から令和4年1月9日（日）まで
- ・意見の件数 1件





武蔵村山市公共施設等総合管理計画  
(平成 29 年度～令和 28 年度)

発行年月／平成 29 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市企画財政部企画政策課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042 (565) 1111 (代表)

本書は再生紙を使用しています。



武蔵村山市